

平成23年度
包括外部監査の結果報告書

県から損失補償等を受けている団体
に関する事務の執行について

三重県包括外部監査人
公認会計士 田 中 智 司

目 次

	頁
第 1 外部監査の概要	1
1 . 外部監査の種類	1
2 . 選定した特定の事件（テーマ）	1
3 . 事件を選定した理由	1
4 . 外部監査の対象部署	1
5 . 外部監査の対象期間	1
6 . 外部監査の実施期間	1
7 . 外部監査の方法	2
8 . 外部監査の補助者	2
第 2 県から損失補償等を受けている団体に関する損失補償等の概要	4
1 . 損失補償・債務保証残高の推移	4
2 . 損失補償・債務保証の概要	4
3 . 貸付金残高の推移	8
第 3 外部監査の結果	9
財団法人三重県環境保全事業団について	10
1 . 財団法人三重県環境保全事業団の概要	10
2 . ガス化溶融処理施設の決定がなされた時点の設備投資計画について	23
3 . ガス化溶融処理施設建設に当たっての損失補償契約について	24
4 . 解体撤去時期と当該費用の負担について	25
財団法人三重県農林水産支援センターについて	26
1 . 財団法人三重県農林水産支援センターの概要	26
2 . 就農支援資金貸付金について	32
3 . 林業就業促進資金貸付金について	35
4 . 農地保有合理化事業について	36

5 . 退職給付引当金について	40
---------------------------	----

財団法人三重県産業支援センターについて	43
-------------------------------	----

1 . 財団法人三重県産業支援センターの概要	43
2 . 小規模企業者等設備導入事業に係る損失補償の概要について	51
3 . 損失補償に至るまでの事務手続のフローについて	52
4 . 貸付先または貸与先の選定について	55
5 . 貸付および債権回収について	60
6 . 損失補償の実行可能性について	63
7 . ベンチャー企業育成支援事業に係る損失補償および債務保証について	67
8 . みえ新産業創造ファンド設立出資事業について	72
9 . メッセウイング・みえ管理運営事業について	73

三重県土地開発公社について	87
-------------------------	----

1 . 三重県土地開発公社の概要	87
2 . 県土整備部公共用地等先行取得資金貸付金について	93
3 . ニューファクトリーひさい工業団地について	95
4 . 大仏山地域保有土地について	100
5 . 第二名神自動車道用地について	103
6 . 県からの長期貸付金について	107
7 . 債務保証について	109

三重県道路公社について	113
-----------------------	-----

1 . 三重県道路公社の概要	113
2 . 道路事業損失補填引当金について	120
3 . 伊勢二見鳥羽有料道路（伊勢二見鳥羽ライン）について	123
4 . 通行料金収受業務委託について	128
5 . 債務保証について	130

三重県信用保証協会に対する損失補償について	133
---------------------------------	-----

1 . 三重県信用保証協会に対する損失補償の概要	133
2 . 損失補償補助金の確定手続について	137

3 . 損失補償実績および損失補償対象融資残高について	138
三重県離職者等緊急生活資金融資に係る損失補償について	143
1 . 三重県離職者等緊急生活資金融資に係る損失補償の概要	143
2 . 労働者福祉対策資金（三重県離職者等緊急生活資金）について	143
損失補償・債務保証の管理等について	146
1 . 損失補償・債務保証の管理について	146
2 . 会計基準への準拠性について	147
3 . 貸借対照表における損失補償等の注記金額について	147
第4 利害関係	149

報告書中の数値は、端数処理の関係で総額と内訳の合計とが一致していない場合がある。

第1 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（テーマ）

県から損失補償等を受けている団体に関する事務の執行について

3. 事件を選定した理由

三重県（以下、「県」という。）は損失補償等や貸付を団体に行っており、その実行可能性や回収可能性によっては、県の財政に大きな影響を与えるものである。

したがって、これらの団体の実質的な財務内容や将来計画などを評価することにより、損失補償等の実行可能性、貸付金の回収可能性を検討することは重要なテーマである。

また、県はこれらの団体に補助金等の財政的支援も行っており、当該財政的支援が公益上、真に必要な支出であるかを検討することも重要である。

以上のような理由から、「県から損失補償等を受けている団体に関する事務の執行について」を監査テーマとして選定した。

4. 外部監査の対象部署

県から損失補償等を受けている団体、並びにそれらの執行実績を有する部局

5. 外部監査の対象期間

平成22年4月1日から平成23年3月31日

（ただし、必要に応じて過年度に遡り、また平成23年度予算額も参考とする。）

6. 外部監査の実施期間

自：平成23年5月31日 至：平成24年1月30日

7. 外部監査の方法

(1) 監査の主な要点

損失補償等及び貸付金に関するリスクをどのように管理しているか。特に損失補償契約の内容及び補償金額の網羅的な把握について。

損失補償等の実行可能性、貸付金の回収可能性があるかどうか。特に団体の実質的な財務内容や将来計画を踏まえて。

損失補償等、貸付金及び補助金等は政策目的を達成するために有効に機能しているかどうか。

補助金等の支出は公益上、必要と認められる事業に支出されているか。

損失補償等、貸付金及び補助金等に関する事務の執行が、関連法令や条例・規則等に準拠しているかどうか。

損失補償等には、損失補償以外に、公有地の拡大の推進に関する法律及びその他法律で認められている債務保証を含む。

(2) 主な監査手続

関連書類一式を閲覧し、合規性の検証のための関連規則等との照合を実施した。

経済性・効率性等の検証のために、どのような事務処理や業務改善等がなされているかについて、担当部署に対してヒアリングおよび関連書類の調査・分析等を行った。

必要と考えた施設等の現場視察を行った。

8. 外部監査の補助者

磯 部 淳 夫 (公認会計士)

金 丸 久 高 (公認会計士)

相 宮 秀 紀 (公認会計士)

河 村 崇 志 (公認会計士)

田 中 教 真 (公認会計士)

加 藤 翼 (公認会計士)

萩 原 真理子 (公認会計士)

赤 塚 法 生（日本公認会計士協会準会員）
蓑 田 浩 行（日本公認会計士協会準会員）
安 藤 雅 範（弁護士）

第2 県から損失補償等を受けている団体に関する損失補償等の概要

1. 損失補償・債務保証残高の推移

県による損失補償または債務保証の年度末残高は、直近5年間において下表のとおり推移している。

(単位：百万円)

団体名	区分	H19年3月	H20年3月	H21年3月	H22年3月	H23年3月
(財)三重県環境保全事業団	損失補償	912	824	736	648	560
(財)三重県農林水産支援センター	損失補償	60	67	33	40	35
(財)三重県産業支援センター	損失補償	483	437	374	323	298
三重県土地開発公社	債務保証	8,222	7,635	7,048	6,461	5,873
三重県道路公社	債務保証	1,346	1,079	797	645	504
三重県信用保証協会	損失補償	32,771	26,890	16,514	16,470	11,812
(社)日本労働者信用基金協会	損失補償	-	-	-	11	10
合計		43,794	36,933	25,502	24,597	19,092

1. 三重県信用保証協会に対する損失補償は、損失補償対象融資残高であり、実際の損失補償は、同協会による代位弁済額から日本政策金融公庫の保険金および回収金を控除した金額に対し各資金所定の損失補償割合を乗じた額を限度として、予算の範囲内で行われる。
2. (社)日本労働者信用基金協会に対する損失補償は、三重県離職者等緊急生活資金融資に係る損失補償である。

2. 損失補償・債務保証の概要

(1) 損失補償

損失補償とは、一般的に、「適法な公権力の行使によって加えられた財産上の特別の犠牲に対し、全体的な公平負担の見地からこれを調整するためにする財産的補償」とされている。

損失補償の形態には、財政援助としての損失補償と公法上の損害賠償に対応する損失補償の2つがあるが、当監査報告書における損失補償は、前者の財政援助としての損失補償を指すものである。これは、主に特定の者(第三セクター等)が金融機関等から融資を受ける場合、その融資金額が返済不能となって当該金融機関等が損失を被ったときに、地方公共団体が特定の者に代わって当該金融機関等に対してその損失を補償するというものであり、地方公共団体と金融機関等との間で締結さ

れる純然たる二者間契約である。

(2)で述べるように、地方公共団体は原則的に会社その他の法人に対する債務保証が禁止されているが、損失補償については、行政実例等から「法人に対する政府の財政的援助の制限に関する法律」(以下、「財政援助制限法」という。)第3条の規制を受けないとされたことや、同法制定後に制定された地方自治法第199条第7項(監査委員の職務)および第221条第3項(予算執行に関する長の調査権等)で損失補償契約の締結を予定していること等から、多くの地方公共団体において第三セクター等への損失補償契約が広く締結されている。

損失補償が今日まで広く利用されている要因としては、当事者双方にとってメリットがあることが挙げられる。すなわち、地方公共団体にとっては、(2)で述べる債務保証のような制約がなく、指定手続を回避できることや、将来の損失可能性に対する措置であり、歳出を伴わない信用供与であることから、非常に活用しやすい。また、融資する金融機関等にとっても、融資先が債務不履行に陥っても損失補償契約により債権回収に対するリスクヘッジができることに加えて、第三セクター等を貸出先として困り込むことができるのである。

しかし、逆にこれらによって当事者双方とも第三セクター等の経営実態に対するチェックが甘くなっているという問題が指摘されている。近年において全国で生じている第三セクター等の破綻とそれに係る損失補償または債務保証の履行についても、金融機関による債権カットはほとんど行われず、地方公共団体がその分を負担した結果、地方公共団体の財政状態の悪化が進んでいる事例が見受けられる。そのため、地方公共団体の負担リスクが事前に十分に把握されていなかったのではないかと、地方公共団体の財政状態の悪化を回避するため、財政規模に応じた限度額の設定や、新規設定の原則禁止をすべきではないか、といった問題提起がなされている。

(2) 債務保証

債務保証とは、主たる債務を前提とし、その債務が履行されない場合に債務者に代わって保証人が弁済し、債権者に対して不利益を被らせないとする契約である。

地方公共団体による債務保証については、財政援助制限法第3条の「政府又は地方公共団体は、会社その他の法人の債務については、保証契約をすることができない。ただし、財務大臣(地方公共団体のする保証契約にあつては、総務大臣)の指定する会社その他の法人の債務については、この限りでない」として、特定の場合以外は法律上禁止されている。これは、財政援助を制限して負担の累増を防止するとともに、企業の自主的活動を促進することを趣旨とするものである。

しかし、公有地の拡大の推進に関する法律第25条により土地開発公社が、また

地方道路公社法第 28 条により地方道路公社が、それぞれ例外的に債務保証の対象法人として認められており、上記の特定の場合に該当する法人となっている。

[参考文献：『土地開発公社の実態分析と今後の展開』（赤川彰彦 / 東洋経済新報社）]

< 債務保証と損失補償の法的相違 >

	債務保証	損失補償
主たる債務の関係	・主たる債務と同一（補充性） ・主たる債務が履行されない場合、履行される（同一性）	必ずしも直接の関係はない
履行時期	主たる債務が弁済期を過ぎても弁済されない場合、保証した者が代わって弁済	・損失が生じ、現実の債務になってはじめて補償 ・損失は、二者間の契約により内容が定まる
求償権	あり （民法459条および462条）	なし （契約において求償規定すれば、主たる債務者に求償可能）
規制する規定の有無	あり （財政援助制限法第3条）	なし （総務大臣の指定の制限規定はない）
附従性の有無	あり（主たる債務より重くはならない） （民法第448条）	なし（主たる債務より重くなることもある）
保証（補償）債務の範囲	保証債務は、主たる債務と同一性を有するので、原則として、債務者が履行しなかった債務のすべて（利息、違約金、損害賠償等）の責任を負う（民法第447条）	主たる債務とまったく別の債務であるので、「損失」の一定割合またはその一部（元金およびその利子）とすることができ、限度額が明記されていることがある

（ 3 ）安曇野裁判における損失補償契約の取扱いについて

損失補償契約については、安曇野市の事例について、東京高裁平成 22 年 8 月 30 日判決がこれを無効とする判断を下したことから、有効性に疑問を持っていなかった多数の自治体に衝撃を与えた。特に、同判決が地裁ではなく高裁の判決であり、しかもそれが東京高裁の判決であることから、今後も同種の判断が続く可能性があるると大きな衝撃を持って受け止められた。

同判決は、財政援助制限法第 3 条は、政府または地方公共団体が法人の債務について保証契約をすることを禁じており、これは地方公共団体等が会社その他の法人の債務を保証して不確定な債務を負うことを防止する趣旨の規定であるから、損失補償契約の内容が、主債務者に対する執行不能等、現実に回収ができないことを要件とすることなく、一定期間の履行遅滞が発生したときには損失が発生したとして責任を負うという内容の場合には、同条が類推適用されるとした。そして、財政援助制限法第 3 条に違反して締結された損失補償契約は原則として私法上も無効であ

り、同条の趣旨を没却しないという特段の事情が認められない限り、住民訴訟による差止め請求も認められるべきと判示した。つまり、損失補償契約であっても保証契約と実質的に同視できるものについては同条が類推適用され、原則として無効となると判断したのである。

しかし、最高裁平成 23 年 10 月 28 日判決は、当該法人は清算手続に移行していて市が将来において本件損失補償契約に基づいて金融機関に公金を支出する蓋然性が存しないことを理由に、原判決中被告人の請求を認容した部分を破棄し、第 1 審判決を取り消し、被告人の訴えを却下するという結論を出したが、わざわざ付言するという形で、地方公共団体が法人の事業に関して当該法人の債権者との間で締結した損失補償契約について、財政援助制限法第 3 条の規定の類推適用によって直ちに違法、無効となることはないと判示し、明確に上記東京高裁の判断を否定した。

具体的には、以下の判示をしている。

「なお、付言するに、地方公共団体が法人の事業に関して当該法人の債権者との間で締結した損失補償契約について、財政援助制限法第 3 条の規定の類推適用によって直ちに違法、無効となる場合があると解することは、公法上の規制法規としての当該規定の性質、地方自治法等における保証と損失補償の法文上の区別を踏まえた当該規定の文言の文理、保証と損失補償を各別に規律の対象とする財政援助制限法及び地方財政法など関係法律の立法又は改正の経緯、地方自治の本旨に沿った議会による公益性の審査の意義及び性格、同条ただし書所定の総務大臣の指定の要否も含む当該規定の適用範囲の明確性の要請等に照らすと、相当ではないというべきである。上記損失補償契約の適法性及び有効性は、地方自治法第 232 条の 2 の規定の趣旨等に鑑み、当該契約の締結に係る公益上の必要性に関する当該地方公共団体の執行機関の判断にその裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があったか否かによって決せられるべきものと解するのが相当である。」

この最高裁判決から言えることは、最高裁は明確に上記東京高裁の判断を否定したということである。そして、今後は、他の損失補償契約についても、最高裁が判断を変更しない限り、財政援助制限法第 3 条の類推適用によってではなく、当該損失補償契約の締結に係る公益上の必要性に関する当該地方公共団体の執行機関の判断にその裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があった場合に限って、損失補償契約が違法、無効となると判断されるものと考えられる。

3. 貸付金残高の推移

県から損失補償または債務保証を受けている団体に対する県の貸付金の年度末残高は、直近5年間において下表のとおり推移している。

(単位：百万円)

団体名	H19年3月	H20年3月	H21年3月	H22年3月	H23年3月
(財)三重県環境保全事業団	-	-	-	-	-
(財)三重県農林水産支援センター	264	256	221	195	172
(財)三重県産業支援センター	5,618	6,182	9,284	10,731	10,116
三重県土地開発公社	4,335	4,335	4,335	4,317	2,426
三重県道路公社	-	-	-	-	-
三重県信用保証協会	-	-	-	-	-
(社)日本労働者信用基金協会	-	-	-	-	-
合計	10,217	10,773	13,840	15,243	12,714

第3 外部監査の結果

今回の監査テーマは、「県から損失補償等を受けている団体に関する事務の執行について」であり、県の外郭団体（(財)三重県環境保全事業団、(財)三重県農林水産支援センター、(財)三重県産業支援センター、三重県土地開発公社、三重県道路公社、三重県信用保証協会）のほか、三重県離職者等緊急生活資金融資に係る損失補償を監査の対象とした。なお、ここでいう外郭団体とは、県出資比率が25%以上の団体および県が筆頭出資者である団体（県の出資比率が25%未満の団体において）をいう。

県は、県自体によって県民に行政サービスを提供するのみならず、地方公社や第三セクターといった団体を設立し、その業務運営を通じて行政サービスの提供を行っている。これらの団体は、県自体の財政運営とは、明確に切り離されて運営されているが、実際には県からの出資もしくは出捐に加えて、金融機関等からの借入に際して債務保証もしくは損失補償（以下、「損失補償等」という。）を受けている。

一般にこれらの団体は公共性、公益性が高いものの、収益性、採算性が低いという特徴をもっており、団体単独では金融機関等からの資金調達が困難な場合がある。そこで、これらの団体が金融機関等からの借入に際して県が損失補償等を行うことにより借入が容易となる一方、県としても損失補償等の契約締結は当面の財政支出を伴うものではないことから、損失補償等の残高は増加しやすい傾向にある。損失補償等の契約は、損失補償等を受けた団体の破綻等が発生した場合、県は予期せぬ財政上の負担を負うなど、不確定なリスクを抱え込んでいることになる。

このような認識のもと、特に外郭団体については、団体の運営全般等について概要を把握し、「第1 外部監査の概要 7 . 外部監査の方法」に記載した監査の要点を中心に監査を行った。

なお、監査結果のうち、合規性等についての指摘事項については（結果）として表記し、経済性・効率性等に関して意見を述べた事項は（意見）として表記している。

財団法人三重県環境保全事業団について

1. 財団法人三重県環境保全事業団の概要

(1) 団体名

財団法人三重県環境保全事業団

(2) 所管部

県環境森林部

(3) 設立年月

昭和42年 4月 社団法人 三重県環境衛生検査センター設立
昭和52年 9月 財団法人 三重県環境保全事業団設立（環境分析事業、環境調査事業、産業廃棄物最終処分事業）

(4) 沿革

昭和42年 4月 社団法人 三重県環境衛生検査センター設立
昭和52年 8月 財団法人に移行するため社団法人三重県環境衛生検査センターを発展的に解散
昭和52年 9月 財団法人 三重県環境保全事業団設立（環境分析事業、環境調査事業、産業廃棄物最終処分事業）
平成 6年 9月 新社屋（河芸町）での事業開始
平成 9年12月 環境マネジメントシステム審査登録事業の開始
平成10年10月 環境マネジメントシステム審査登録事業を(株)ISC に業務移管
平成11年11月 廃棄物処理法第15条の5に定める「廃棄物処理センター」の指定
平成14年11月 環境・品質マネジメントシステム審査登録事業を(株)ISC より業務移管
平成14年12月 「廃棄物処理センター」中間処理（溶融処理）施設供用開始
平成17年 8月 「産業廃棄物三田最終処分場」開設（昭和49年事業開始以降7番目の処分場）

(5) 設立目的

環境汚染を防止し、生活環境の向上を図るとともに、自然環境を保全等するため、環境保全事業を通じて、県民の健康で文化的な生活の向上に寄与することを目的とする。

(6) 主な事業内容

事業内容

産業廃棄物の埋立最終処分

市町や企業からの委託を受け、ダイオキシン類の削減等を目的とした一般廃棄物・産業廃棄物等の中間溶融処理

環境分析、環境調査等のコンサルティング事業

環境・品質マネジメントに関する国際規格審査登録事業等

特に行政との関わりが強い廃棄物処理処分事業の概要については次のとおりである。

廃棄物は工場等企業から発生する産業廃棄物と家庭生活に伴って排出される一般廃棄物に分類される。一般廃棄物は各市町で収集および処理・処分され、産業廃棄物は排出事業者で処理・処分するか廃棄物処理業者に委託して、法令に基づき適正に処理・処分することになる。これら廃棄物の処理・処分施設として、三田最終処分場（埋立）、廃棄物処理センター（ガス化溶融処理）、小山リサイクル処理センター（破砕）があり、県内から発生する廃棄物の適正な処理・処分およびゼロエミッションの実現に向けて一翼を担っている。

ガス化溶融処理システムは、廃プラスチック類等の保有エネルギーを取り出す外熱キルン、焼却残渣および外熱キルンからのチャー（未燃炭素）の溶融を行う回転式表面溶融炉、熱を回収して電気として利用するための熱回収工程、ダイオキシン類の再合成を防ぐためのガス冷却工程、厳しい排ガス基準を満足するための排ガス処理工程等から構成されている。

この施設は、県内29市町のうち、22市町（参考：ごみのRDF化は14市町）の焼却残渣・下水汚泥および約140社からの産業廃棄物の処理を受託し、その無害化および資源化等重要な役割を担っている。

三田最終処分場

種類	一般廃棄物・産業廃棄物の最終処分場(管理型)
所在地	四日市市三田町9番地の地先公有水面
供用開始	平成17年8月
埋立面積および埋立容量	埋立面積約7.5ha 埋立容量約55万立方メートル
埋立対象廃棄物	汚泥 鋳さい ガラスくず・コンクリートくずおよび陶磁器くず、 廃プラスチック類 燃え殻 動植物性残渣(貝殻)、ダスト類 がれき類 ゴムくず、金属くず、令第13号に規定するもの ただし、廃棄物の焼却に伴い発生する燃え殻 ダスト類を除く。
処分場主要施設	(1)管理棟 処分場の管理運営を行うための管理事務所 (2)排水処理施設 廃棄物と接触した汚水(埋立地内の余水及び雨水)を所定の水質まで浄化するための施設 処理能力470立方メートル/日 (3)受入計量施設 トラックスケールと受付所 (4)門扉および囲障 (5)廃棄物投棄台船 廃棄物の海面埋立時に廃棄物を安全かつ効率的に処分場の所定の位置に投棄するための施設

廃棄物処理センター、ガス化溶融処理施設

所在地	四日市市小山町字西北野
処理方式	外熱キルン式ガス化溶融処理方式(外熱式熱分解キルン+回転式表面溶融炉)
処理規模	240t/日(80t/日×3系列)(一般廃棄物171t/日、産業廃棄物69t/日)
発電能力	最大出力:1,800KW
処理対象物	一般廃棄物: 一般廃棄物焼却残渣(焼却灰、焼却飛灰) 産業廃棄物: 汚泥(有機性汚泥及びメッキ汚泥)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、ゴムくず、 廃プラスチック類(塩化ビニル系を除く)、燃えがら、ばいじん等
建物構造	鉄骨造および鉄筋コンクリート造地上7階地下1階
敷地面積	16,700 m ² (うち工場棟5,546 m ² 、管理棟327 m ²)
延床面積	工場棟16,387 m ² 、管理棟858 m ²
竣工	平成14年12月
総事業費	12,650,161千円
プラント建設費	11,466,000千円

平成22年度の事業実施状況

ア. 最終処分事業

三田最終処分場

三田最終処分場は平成17年8月から供用を開始し、平成22年度においては約11万4千トン（予定量8万9千トン）の廃棄物を受入れた。その結果、開設当初から平成22年度末までの累積廃棄物埋立量は82万1千トン（48万7千 となり、平成23年3月末での残存容量は6万3千 となった。

受託量		(単位: 千トン)		
施設	平成20年度	平成21年度	平成22年度	
三田最終処分場	164	100	114	

平成20年度、平成21年度および平成22年度の受託量には一過性の産業廃棄物がそれぞれ6万4千トン、6千トン、1万2千トン含まれている。

新最終処分事業（廃棄物処理センター事業）

新小山最終処分場については、付帯施設工事および水処理施設工事の入札を終え、付帯施設工事および水処理施設工事を発注した。また、建設資金として、国および県から平成22年度分補助金として、それぞれ2億1,865万7千円の交付が決定された。

新小山最終処分場計画概要

種類	管理型産業廃棄物最終処分場・一般廃棄物(災害廃棄物)
所在地	四日市市小山町内
埋立予定期間	平成24年度から平成45年度(約22年間、ただし災害廃棄物が発生した場合は約15年間)
施設面積、埋立地面積及び埋立容量	施設面積285,200㎡、埋立地面積95,600㎡、埋立容量1,683,500立方メートル(うち廃棄物容量1,324,600立方メートル)
埋立対象廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物 汚泥、廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む)、ガラスくず等(石綿含有産業廃棄物を含む)、鋳さい、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む)、燃え殻、ばいじん、ゴムくず、金属くず、動植物性残渣、木くず、紙くず、繊維くず、令第13号廃棄物 ・一般廃棄物 不燃ごみ、混合ごみ(災害に伴って発生した一般廃棄物に限る。また、混合ごみとは、分別が困難で不燃ごみと可燃ごみが混在したものをいう)

小山リサイクルセンター

平成22年度はコンクリートガラ、アスファルトガラあわせて予定量（3万7千トン）をやや上回る約3万9千トンの廃棄物を受入れ、中間処理を行った。

イ. 廃棄物処理センター・ガス化溶融処理事業

廃棄物受託量

市町の廃棄物の受託量は、一部を民間のリサイクル施設での処理に転換した市町があったことなどもあり、平成22年度は年間で32,889トンと前年度から5,962トン減少した。

また、企業の廃棄物の受託量は、減量化の進展および廃プラスチックの有償化（資源化）、処理先の多様化等により、平成22年度は年間で3,738トンと前年度から1,018トン減少した。

廃棄物受託量

(単位:トン)

区分	分類	当初計画量	平成20年度	平成21年度	平成22年度
市町等廃棄物	一般廃棄物 (焼却残渣)	49,300	42,448	37,331	32,330
	産業廃棄物 (下水汚泥)	2,100	1,969	1,520	559
	小計	51,400	44,417	38,851	32,889
企業系廃棄物	燃え殻・廃プラ等	17,600	6,797	4,756	3,738
計		69,000	51,214	43,607	36,627

溶融処理事業の休止

平成14年12月の操業開始以来、県内市町のごみ焼却灰等の無害化、資源化および県内市町の最終処分場の延命化に寄与するとともに、県内企業から発生する廃棄物を処理し、産業活動の支援を行ってきた。一方で、県の政策誘導もあり操業開始以来、財団法人三重県環境保全事業団（以下、「事業団」という。）の経営努力だけでは解決できない処理費用（実費）と処理料金が見合っていない収支不均衡の状態が継続した結果、大きな累積損失（平成22年度末で47億円、事業団による補填後で29億円の累積損失）を抱え事業団の経営を圧迫してきた。さらに、施設の老朽化に伴い補修費用が増大してきたことなどもあり、収支不均衡がさらに拡大する状況にあった。

このため、市町のごみ焼却灰等の処理方法について、関係市町、県および事業団で構成する運営協議会で検討してきた結果、平成23年3月24日に開催された運営協議会総会において、平成23年4月から民間のリサイクル処理に転換することが決定された。

また、減量化の進展、廃プラスチック類の有償化（資源化）、処理先の多様化等により受入量が大幅に減少するなかで、企業からの廃棄物についても、平成22年度末をもって受入れを終了することを個々の企業と協議し、決定した。

これらのことから、平成 22 年度末をもって廃棄物の受入れを終了し、事業を休止した。

料金収入及び処理費用

(単位: 千円)

		平成20年度	平成21年度	平成22年度
市町廃棄物	料金収入実績(A)	2,042,111	1,564,476	1,314,755
	処理費用(B)	2,535,319	2,153,227	1,455,030
	差額(A) - (B)	493,208	588,751	140,275
企業廃棄物	料金収入実績(A)	355,441	245,788	220,676
	処理費用(B)	547,192	341,522	258,828
	差額(A) - (B)	191,751	95,734	38,152

リ. 環境分析事業

環境分析事業を取り巻く環境は、市場規模の伸び悩みや分析測定料金の低価格化など厳しい状況が続く中、合計受託件数は前年度と比較して微減となった。

分析測定実施状況

(単位: 件)

分析測定対象		平成20年度	平成21年度	平成22年度
水 質 分 析	河川等水質	6,609	5,781	5,441
	工場・下水道等の排水	3,737	2,681	2,778
	浄化槽放流水	5,783	11,932	12,233
水道水質検査		7,085	6,349	6,015
簡易専用水道施設検査		1,255	1,263	1,240
食品残留農薬検査		95	90	96
ダイオキシン類分類		283	236	219
微量PCB分析		1	12	338
ばい煙等大気質分析		760	464	305
悪臭分析		203	124	179
廃棄物分析		817	769	677
土壌・底質分析		629	569	531
騒音・振動測定		129	156	333
上記以外の分析		1,345	1,356	1,371
合計		28,731	31,782	31,756

I. 環境調査事業

環境調査事業は、昨年度に続き環境アセスメントの対象となる大型の開発行為は少ない状況にあるが、平成20年度に受託した風力発電施設設置および鉱山開発に係る業務を今年度も継続実施した。また、既存顧客を中心とした環境モニタリング業務等の環境調査(自然環境調査を含む)業務、一般廃棄物処理に係るコンサルティングおよびISO関連の研修業務を実施した。

環境アセスメント等

環境調査業務実施状況

(単位: 件)

業務	平成20年度	平成21年度	平成22年度
環境アセスメント	3	3	2
環境モニタリング	13	14	13
希少動植物調査	4	4	3
環境現況調査等	28	25	26

市町の一般廃棄物に係るコンサルティング

市町の一般廃棄物処理に係るコンサルティング

(単位: 件)

業務	平成20年度	平成21年度	平成22年度
一般廃棄物処理に係る基本計画策定等	4	6	7
一般廃棄物処理施設建設に係る施工管理	1	2	1

I S O 研修等

ISO研修等

(単位: 人)

業務	平成20年度	平成21年度	平成22年度
ISO内部監査員養成セミナー(環境)	172	135	106
ISO内部監査員養成セミナー(品質)	70	47	44

オ. 国際規格審査登録事業

国際規格審査登録センターの認証件数は、平成23年3月31日現在、環境マネジメントシステム(I S O 14001)が235件、品質マネジメントシステム(I S O 9001)が204件で、前年度に比べ21件の減少となった。この要因は、厳しい社会経済情勢の中、新規認証が伸び悩む一方で、認証の取下げが増加したことなどによるものである。また、平成22年度から労働安全衛生マネジメントシステム認証事業を開始し、2件の新規認証を行った。

認証件数

(単位: 件)

区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度
ISO14001	259	246	235
ISO9001	213	214	204
合計	472	460	439
労働安全衛生マネジメントシステム	-	-	2

中期経営計画

事業団の経営について平成15年度決算において債務超過に陥ったことから、再

建に向けた「経営健全化計画」や「中期経営計画」（平成19年度から平成21年度）のもとで、経営改善に取り組んだ結果、平成19年度に債務超過から脱却し、平成21年度決算では純資産が4億39百万円となった。しかし、溶融処理事業については平成14年度の事業開始以来、処理料金と処理費用に係る構造的な収支不均衡から事業団の経営を圧迫している。

一方、平成20年12月1日に公益法人制度改革関連三法が施行され、平成25年11月30日までに県に移行申請を行い、新法人に移行する必要がある。この新公益法人制度においては、法人の組織・運営に関して厳しい内部統制（ガバナンス）が求められるなど、脆弱な経営基盤のもとでは法人としての存続が認められず、自主独立した法人運営が強く求められており、法人移行のために適正な事業運営と経営基盤の充実・強化を行う必要がある。

こうしたことから、損失を計上し続けている溶融処理事業については平成22年度末をもって廃棄物の受入れを終了することになり、新たな収益獲得に向けて平成24年度下期の開設に向けて新小山最終処分場の建設を進めている。

このような状況の中で、新法人移行に向けて経営の安定化と財務基盤の充実・強化のために「中期経営計画」（平成22年度から平成24年度）を策定している。

当期純利益の推移

(単位:千円)

年度	一般会計	特別会計(廃棄物処理センター会計)			
			溶融(市町)	溶融(企業)	新小山最終処分場
平成10年度まで	1,826,477				
平成11年度	201,826	115,779	35,106	11,579	69,094
平成12年度	294,817	511,997	284,340	97,991	129,666
平成13年度	310,083	209,954	96,565	33,120	80,268
平成14年度	58,227	496,962	276,818	180,420	39,724
平成15年度	192,917	1,128,812	681,377	415,848	31,587
平成16年度	164,136	907,624	563,752	311,143	32,730
平成17年度	432,425	546,442	230,435	280,552	35,455
平成18年度	1,214,188	852,942	473,222	305,861	73,859
平成19年度	384,168	298,059	0	181,570	116,489
平成20年度	872,358	1,208,933	493,208	582,852	132,873
平成21年度	151,726	605,113	509,379	95,734	(111,042)
平成22年度	679,496	601,524	467,445	134,079	(85,104)
累計	5,776,844	7,484,142	4,111,647	2,630,749	741,746

1. 溶融処理事業について県からの補助金(20億円) および一般会計からの繰入(約18億円)を除いた実質損益を記載している。
2. 新最終処分場事業の支出額は、平成21年度より建設仮勘定として処理を行うため()で表示し、累計には含めていない。

全体の売上高等(中期計画) (単位:百万円)

項目	平成23年度	平成24年度
売上高	1,701	1,730
売上原価	1,200	1,408
売上総利益	501	322
経常利益	331	97
税引後利益	326	92

平成23年度の売上高は、溶融処理事業が休止になることや、三田最終処分場の残存容量が限られていることによる廃棄物の受入調整により平成22年度に比べ大きく減少する。また、平成24年度の売上高は、平成24年度下期には新小山最終処分場が稼働することにより若干増加する。しかし、三田最終処分場と新小山最終処分場の稼働時期が重なるため、施設の運営費が一時的に増加することにより売上原価が増加し、経常利益は減少する。なお、平成25年以降は新小山最終処分場が本格稼働となり、売上高、経常利益ともに増加する見込みである。

(7) 人員

(平成23年4月1日現在)

区分	現員数	県派遣	県退職者	プロパー職員	その他
常勤理事	4	-	2	2	-
正規職員	49	1	-	48	-
計	53	1	2	50	-

正規職員には、嘱託員 44 名、事務補助職員 5 名は含まない。

(8) 県からの貸付金残高および損失補償残高

平成23年3月31日現在の貸付金残高	無し
平成23年3月31日現在の損失補償残高 (損失補償残高の内訳)	560,000千円
廃棄物処理施設設備(日本政策投資銀行)	560,000千円

(9) 県からの貸付金残高および損失補償残高の推移

(単位:千円)

	H19年3月	H20年3月	H21年3月	H22年3月	H23年3月
貸付金残高	-	-	-	-	-
損失補償残高	912,000	824,000	736,000	648,000	560,000

(1 0) 損失補償の実行可能性について

平成15年3月に環境保全事業団がガス化溶融処理施設の建設費として日本政策投資銀行から10億円の無利息借入を行う際に、県は日本政策投資銀行に対して損失補償契約を締結している。

当該契約は、ダイオキシン問題や産業廃棄物の不法投棄の解決のため建設されるガス化溶融処理施設の建設費の一部として10億円を無利息で借入れるために行われたものであり、県の政策に対して合目的であると考えられる。

赤字原因であったガス化溶融処理事業は平成22年度末をもって廃棄物の受入れを終了し、事業を休止したことから損失補償の実行可能性は低いと考えられる。ただし、後述する「4 .解体撤去時期と当該費用の負担について」に記載するように、解体撤去時期と費用の負担については留意が必要である。

(1 1) 直近5期の貸借対照表および損益計算書

貸借対照表

(単位:千円)

	平成18年度末	平成19年度末	平成20年度末	平成21年度末	平成22年度末
資産の部					
流動資産					
現金預金	2,686,489	1,373,734	2,514,703	2,857,244	367,200
未収金	699,743	968,098	1,046,840	782,373	1,229,485
引当金見返り預金	-	-	-	-	435,621
その他	54,702	145,331	99,585	86,184	35,028
貸倒引当金	4,095	5,783	6,298	4,535	4,645
計	3,436,838	2,481,380	3,654,830	3,721,267	2,062,689
固定資産					
有形固定資産					
建物	715,711	666,760	446,943	415,316	382,803
機械装置	852,251	742,520	54,696	46,445	5,174
土地	1,168,128	1,168,128	1,213,189	2,567,348	1,962,246
建設仮勘定	113,700	165,705	352,253	-	-
その他	324,325	276,061	248,463	224,179	185,236
計	3,174,115	3,019,174	2,315,544	3,253,287	2,535,459
無形固定資産					
計	24,846	18,991	16,532	30,798	23,115
投資その他の資産					
引当金・積立金等見返り預金	576,678	1,934,192	2,851,652	2,884,777	3,110,838
産廃施設勘定(三田)	670,284	502,699	216,598	65,618	33,729
産廃施設仮勘定(新小山)	-	-	-	515,944	1,701,119
その他	1,097,582	866,589	664,569	745,433	682,375
計	2,344,544	3,303,480	3,732,818	4,211,771	5,528,060
合計	8,980,343	8,823,025	9,719,723	11,217,123	10,149,322
負債の部					
流動負債					
短期借入金	2,211,638	2,100,000	3,530,000	4,300,000	-
未払金	947,720	899,784	875,005	469,305	1,431,622
長期借入金(1年内返済)	203,360	88,000	88,000	88,000	88,000
引当金	42,413	42,437	226,670	256,253	435,621
その他	155,869	100,463	100,149	112,710	70,531
計	3,561,001	3,230,683	4,819,824	5,226,268	2,025,774
固定負債					
長期借入金	824,000	736,000	648,000	560,000	2,772,000
長期前受金(溶融 建設基金 企業分)	793,682	721,528	255,150	231,686	211,064
建設基金(新小山)	-	-	-	800,000	800,000
引当金	2,491,581	2,237,189	2,110,945	2,100,538	1,732,319
埋立対策準備金	780,000	780,000	563,984	515,083	586,102
維持管理積立金	359,589	439,853	479,573	639,506	655,117
未処理圧縮特別勘定	-	-	-	5,682	442,996
特別会計溶融事業財源補填引当金	-	-	-	250,000	-
その他	527,574	448,747	449,797	449,297	406,915
計	5,776,426	5,363,316	4,507,449	5,551,791	7,606,513
純資産の部					
基本財産	155,800	155,800	155,800	155,800	155,800
運用財産	68,533	68,533	68,533	68,533	68,533
当期末処分剰余金又は当期末処理損失	581,416	4,692	168,118	214,731	292,702
計	357,083	229,026	392,451	439,064	517,035
合計	8,980,343	8,823,025	9,719,723	11,217,123	10,149,322

平成22年度に新小山最終処分場建設のために23億円を長期で借りたが、短期借入金を43億円返済したことおよび預金を見返り預金に振替えたことにより現金預金が24億90百万円減少した。平成21年度末と平成22年度末を比較すると未収金は4億47百万円増加しているが、これは新小山最終処分場建設のための国からの補助金2

億19百万円および県からの補助金2億19百万円を平成23年3月31日に受入れたためである。また、平成21年度末と平成22年度末を比較すると未払金が9億62百万円増加しているが、これは溶融処理事業における運転委託費等に係る未払金4億27百万円および新小山最終処分場の建設における建設工事費に係る未払金6億34百万円を平成23年3月31日に計上しているためである。

産廃施設勘定および産廃施設仮勘定は産業廃棄物処分事業において、設計・建設工事や覆土工事等の委託費および埋立管理費等今までに支払を行ったもののうち、まだ費用として処理がされていないものを計上しており、廃棄物の埋立割合に応じて費用化される。また、未処理圧縮特別勘定は新小山最終処分場事業に対する国および県からの補助金で、処分場が供用開始した段階で「産廃施設仮勘定」の建設工事費のうち、補助金相当部分について圧縮記帳処理を行う。

損益計算書

(単位:千円)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
売上高	6,491,006	4,426,093	5,057,407	3,759,172	3,618,709
売上原価	5,973,785	4,322,534	4,887,162	3,915,067	2,889,739
人件費	742,965	605,857	612,086	522,956	498,382
委託費	462,229	330,246	360,667	291,741	252,931
埋立管理費	1,187,499	312,364	439,720	265,417	136,276
試薬材料費	65,931	52,888	71,476	52,877	66,222
動力燃料費	871,149	1,063,793	1,089,179	679,309	584,505
補助材料費	79,830	91,122	100,858	112,934	-
運転委託費	269,589	263,825	266,235	281,039	273,837
補修点検費	596,453	405,723	773,687	805,521	-
外部処理委託費	306,673	302,047	290,594	265,104	-
施設消耗品費	71,814	105,440	62,230	51,232	-
土地賃借料	29,864	32,237	32,479	713	-
租税公課	-	74,493	75,175	70,704	-
減価償却費	278,806	253,500	226,482	94,473	80,370
維持管理積立金繰入額	234,531	80,264	124,131	75,522	15,611
国補返納金	171,219	34,244	68,487	34,244	34,244
その他	605,233	314,492	293,674	311,281	947,360
売上総利益	517,221	103,559	170,245	155,895	728,970
販売費及び一般管理費	175,158	131,010	144,400	144,554	172,732
人件費	99,651	84,413	92,391	88,592	101,665
その他	75,507	46,598	52,008	55,962	71,068
営業利益	342,063	27,450	25,845	300,449	556,237
営業外収益	173,116	40,961	20,330	36,336	24,100
営業外費用	64,320	7,055	7,829	747	-
経常利益	450,859	6,454	38,346	264,860	580,338
特別利益	1,338,406	583,276	1,794,321	726,984	1,042,894
補助金収入	500,000	500,000	500,000	500,000	-
補償金収入	-	-	-	-	71,019
溶融事業財源補填引当金取崩による受入 益	-	-	-	-	178,329
施設修繕引当金取崩益	-	-	-	92,500	370,350
施設修繕準備金取崩益	196,453	82,697	-	-	-
一般会計(最終処分場事業)から 特別会計(溶融処理事業)への繰入金	641,616	-	-	-	423,196
その他	337	579	1,294,321	134,484	-
特別損失	927,510	3,111	1,668,733	415,367	1,542,956
埋立対策準備金繰入額	280,000	-	-	-	71,019
土地等固定資産の再評価による減損損失	-	-	-	-	667,488
溶融事業休止損失引当金繰入額	-	-	-	-	376,695
一般会計から非収益事業会計への繰出金	-	-	-	-	4,558
一般会計(最終処分場事業)から 特別会計(溶融処理事業)への繰出金	641,616	-	-	-	423,196
施設修繕引当金積立額	-	-	-	67,500	-
その他	5,894	3,111	1,668,732	347,867	2,183
税引前当期利益	861,755	586,619	163,935	46,757	78,092
法人税住民税及び事業税	510	510	510	144	120
当期利益	861,245	586,109	163,425	46,613	77,972

平成22年度の売上高36億18百万円の内訳は一般会計(環境分析事業、環境調査事業、国際規格審査登録事業、最終処分場事業)が20億90百万円であり、特別会計(溶融処理事業、新最終処分場事業)が15億28百万円である。また、経常利益5億80百万円の内訳は一般会計が7億58百万円の経常利益に対して、特別会計が1億78百万円の経常損失である。

土地等固定資産の再評価による減損損失6億67百万円の内訳は、溶融処理事業休止による減損4億17百万円および新法人移行に向けての土地の再評価による減損2

億50百万円である。また、平成22年度より売上原価のうち、補助材料費、補修点検費、外部処理委託費、施設消耗品費、土地賃借料、租税公課をその他に含めて計上している。

2. ガス化溶融処理施設の決定がなされた時点の設備投資計画について

(1) 概 要

「環境先進県」を標榜していた県は、ダイオキシン問題や産業廃棄物の不法投棄問題等の対策のため、ガス化溶融処理プロジェクトを決定し、事業団が当該施設を建設するとともに、県は当該施設の建設のための銀行借入金 10 億円について損失補償契約を締結している。

(2) 手 続

ガス化溶融処理事業開始の経緯、設備投資計画の有無を確認するために、関係書類の閲覧、事業団および県の担当者への質問を行った。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

設備投資計画について（意 見）

ガス化溶融処理施設事業は、稼働当初から処理費用と処理料金が見合っていないという構造的な理由から大幅な赤字が発生している。稼働当初の処理料金トン当たり 20 千円（のち、35 千円に増額）の算定根拠が明確でなく、また、施設稼働当初から収益・費用ともに計画値と実績値に大幅な乖離が発生した結果、毎年大幅な赤字が発生した。そのため、溶融処理施設事業の継続性に疑義が生じたため、県からの 20 億円の補助金交付とそれに伴う市町の料金が改定されている。

ダイオキシン問題や産業廃棄物の不法投棄が社会問題化していた当時、県が取り組むべき緊急の課題であり、また、ガス化溶融処理施設の建設はその解決策のひとつであったと思われるが、100 億円を超える設備投資（うち、93 億円は国、県からの補助金および市町の負担金）を行う際には、県および事業団は、的確な設備投資計画を策定し、実績値が計画値と大幅な乖離が発生した場合に

は、速やかに計画の見直しを行うとともに計画上の収支見込みが赤字となった場合には、どの程度の財政的支援が必要かを検討すべきであった。

3. ガス化溶融処理施設建設に当たっての損失補償契約について

(1) 概要

ガス化溶融処理施設の建設に当たって、建設資金の一部である日本政策投資銀行からの借入金 10 億円について、県は、同行との間で損失補償契約を締結しており、平成 23 年 3 月 31 日現在での損失補償残高は、5 億 60 百万円である。

(2) 手続

県内部の起案書と日本政策投資銀行との損失補償契約書を閲覧し、事業団および県の担当者への質問を行った。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について結果を述べることとする。

起案、決裁の運用上の不備について（結果）

損失補償契約の締結に当たっては、県内部の起案書（「廃棄物処理センターにかかる日本政策投資銀行との損失補償契約について」）では、「事業団は・・・借入金については、経営努力等を行い、返済が滞ることのないように最大限の努力を行った後、県が損失補償をするほか手段がないときのみ損失補償を行う」とあり、損失補償契約の要件となっている。

一方、銀行からひな型を提示された実際に締結した損失補償契約書では、「各返済期限から 3 カ月を経過してなお弁済すべき金額の一部または全部の弁済がなされなかったときは、損失補償の履行を請求することができる」とあり、債務保証契約類似の要件となっており、県が損失補償を負う場合の要件が、起案書と契約書で異なっている。

県の損失補償要件の記載に差異があるのは不備があったと考えられる。損失補償契約は重要な契約であり、今後の起案、決裁事務に当たっては、適切な運用が必要である。

4. 解体撤去時期と当該費用の負担について

(1) 概 要

平成 23 年 3 月 31 日をもってガス化溶融処理施設への廃棄物の受入れを終了し、同事業の休止が決定され、ガス化溶融処理施設の解体撤去が予定されている。

(2) 手 続

「平成 22 年度廃棄物処理センター運営協議会総会の議事録」(概要)等の書類の閲覧、事業団および県の担当者への質問を行った。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

解体撤去時期と当該費用の負担について(意 見)

平成 23 年 3 月 31 日をもってガス化溶融処理施設への廃棄物の受入れを終了し、同事業の休止が決定された。ガス化溶融処理施設の解体撤去費用は 7 億 50 百万円と見積もられ、解体撤去については、運営協議会で議論され、事業団が施設の解体撤去ができるよう、県の対応が求められているところである。今後、事業団、県および市町から構成される運営協議会において、早期に解体撤去に関する時期や負担方法を決めるべきである。

なお、ガス化溶融処理施設の投資計画策定時において供用期間終了後の解体撤去費用の負担について考慮されていない。ガス化溶融処理施設のような解体撤去に多額の費用が見込まれる大型施設の投資を行う場合には、解体撤去費用についても投資計画策定時において考慮すべきであった。

財団法人三重県農林水産支援センターについて

1. 財団法人三重県農林水産支援センターの概要

(1) 団体名

財団法人三重県農林水産支援センター

(2) 所管課

県農水商工部 農業経営室

(3) 設立年月日

昭和 36 年 5 月 17 日 財団法人三重県農林水産開発機械公社として設立

(4) 沿革

昭和 36 年 5 月	財団法人三重県農林水産開発機械公社として設立
昭和 46 年 4 月	財団法人三重県農業開発公社へ改組
平成 13 年 4 月	財団法人三重県農林漁業後継者育成基金および財団法人三重県林業従事者対策基金と統合して改称
平成 18 年 3 月	抜本的な経営改善を図るべく「中期計画」を策定
平成 22 年 3 月	農林漁業を元気で魅力ある産業にするための環境創造を目標に掲げ「第 2 期中期計画」を策定

(5) 設立目的

寄付行為に定める目的

三重県内における農林水産業の担い手の確保、育成を図るとともに、農家、林家および漁家の経営の合理化や就業環境の改善およびその社会的経済的地位の向上ならびに農林水産業の経営基盤の強化を図り、あわせて農林水産品の流通、加工および利用の増進、改善を図ることにより、三重県の農林水産業および農山漁村の安定的かつ健全な発展に資することを目的とする。

設立の経緯

昭和 36 年 5 月に前身となる財団法人三重県農林水産開発機械公社が、農業の近代化をはじめ大型機械による土地条件の整備、農林漁業の経営合理化と生産性の向上を図るため設立された。

そして、昭和 46 年 4 月に財団法人三重県農業開発公社へ改組し、農地の売買、貸借、交換によって農業経営の規模拡大や、農地の集団化等を促進する農地保有合理化事業を加えた新組織として発足した。

さらに、平成 13 年 4 月に農林漁業の一体的推進を目標に掲げ、財団法人三重県農林漁業後継者育成基金および財団法人三重県林業従事者対策基金と統合して改称し、現在の財団法人三重県農林水産支援センターが発足した。

(6) 主な事業内容

寄付行為に定める事業内容

1. 農林水産業および農地、森林が果たす環境保全・公益的機能の普及啓発に関する事業
2. 農林水産業への新規参入者の確保に関する事業
3. 農林水産業に就業しようとし、または就業している者の育成および資質向上に関する事業
4. 農林水産業に就業している者の組織活動促進に関する事業
5. 県産農林水産物の需要拡大や新商品の開発など新たな需要の創造に関する事業
6. 農林水産業者と消費者の交流および農林水産業と他産業との連携促進に関する事業
7. 農林水産業に関する情報収集、調査および研究並びにこれらの情報ネットワーク化や提供に関する事業
8. 青年農業者等就農支援資金および林業就業促進資金の貸付けに関する事業
9. 農業用および林業用機械・器具・施設の貸付けおよび農業用施設の管理に関する事業
10. 農地保有の合理化、農業経営基盤の強化および農業構造の改善に関する事業
11. 農用地および公共用地の造成、改良および災害復旧工事並びに営農管理

作業に関する事業

12. 農業基盤整備に係る用地の買収および埋蔵文化財の発掘調査に関する事業
13. 林業に就業している者の雇用の安定確保、福利厚生の充実および労働安全衛生の確保に関する事業
14. 流域の森林、林業の活性化や木材の安定供給体制の整備に関する事業
15. その他この法人の目的を達成するために必要な事業

具体的な実施事業

ア．需要創造事業

三重県産農林水産資源を活用した新しい物・サービスの提供等、6次産業化に取り組む事業者に対しアドバイザー派遣等の支援を行っている。

また、県民の食の安全・安心に対する関心が年々高まっていることにこたえるために「人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度」を推進している。

さらに、地産地消の取組推進のために NPO 法人地産地消ネットワークみえと協働し、情報発信や地域団体の活動支援を行っている。特に平成 22 年度は地域産品の購買を促進するため、生産者と消費者のコミュニケーションを図る取組み等を、伊勢市をモデル地域として実施している。

イ．総務事業

県行政の補完業務として継続実施が必要な事業について総務事業として行っており、平成 22 年度は県管理施設の安濃ダム管理、松阪および伊賀管内において広域農道整備事業等の施行に伴う用地事務を行っている。

ウ．経営支援事業

農業経営規模の拡大や農地の集団化を図り、生産性の高い農業経営をめざすとともに、集落農業者の高齢化や過疎化による農地の遊休化や荒廃を防ぎ、優良農地の保全に努めながら、農地の集積を進めている。

エ．担い手支援事業

農林漁業の未来を考え、担い手の確保育成のため、就業就職フェアの開催

や農業見学会の実施を行っている。

平成 22 年度は、新たに農業にチャレンジする個人や法人に対して農業参入を促進するとともに就農・企業参入に係る情報提供をする農業参入支援コーディネーターを設置し、情報の収集や提供活動を行う「アグリチャレンジ総合支援事業」を実施している。

(7) 人員

(平成 23 年 3 月 31 日現在)

区分	現員数	県派遣	県退職者	プロパー職員	その他
常勤理事	2	1	1	-	-
正規職員	16	5	-	11	-
計	18	6	1	11	-

正規職員には、嘱託職員 17 名、業務補助職員 6 名は含まない。

(8) 県からの貸付金および損失補償残高

平成 23 年 3 月 31 日現在の貸付金残高	171,570 千円
(貸付金残高の内訳)	
就農支援資金	166,770 千円
林業就業促進資金	4,800 千円
合計	171,570 千円

平成 23 年 3 月 31 日現在の損失補償残高	35,077 千円
(損失補償残高の内訳)	
担い手支援事業に係る社団法人全国農地保有合理化協会からの借入金	35,077 千円

(9) 県からの貸付金および損失補償残高の推移

(単位:千円)

	H19 年 3 月	H20 年 3 月	H21 年 3 月	H22 年 3 月	H23 年 3 月
貸付金残高	264,039	255,718	220,614	194,806	171,570
損失補償残高	59,964	67,341	32,848	39,928	35,077

(1 0) 直近5期の貸借対照表および正味財産増減計算書

貸借対照表

(単位:千円)

科目/年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
資産の部					
1.流動資産	1,706,907	1,173,804	767,067	478,079	496,638
2.固定資産					
(1)基本財産等	2,791,000	2,771,000	2,751,000	2,731,000	2,701,000
(2)特定資産	80,187	17,527	4,948	27,299	27,590
(3)その他固定資産	188,523	134,976	123,901	116,407	94,481
固定資産合計	3,059,709	2,923,504	2,879,849	2,874,706	2,823,071
資産合計	4,766,617	4,097,307	3,646,916	3,352,785	3,319,709
負債の部					
1.流動負債	430,794	210,499	214,688	135,147	168,858
2.固定負債					
(1)農用地買入資金借入金	456,359	371,041	191,421	172,690	176,614
(2)就農支援資金借入金	235,197	226,825	202,770	186,406	166,770
(3)その他	187,987	156,765	142,626	151,586	144,708
固定負債合計	879,543	754,631	536,817	510,682	488,092
負債合計	1,310,337	965,130	751,505	645,828	656,950
正味財産の部					
1.指定正味財産	2,791,000	2,771,000	2,751,000	2,731,000	2,701,000
2.一般正味財産	665,279	361,177	144,410	24,043	38,241
正味財産合計	3,456,279	3,132,177	2,895,410	2,706,957	2,662,759
負債および正味財産合計	4,766,617	4,097,307	3,646,916	3,352,785	3,319,709

長期間保有していた用地の売却が徐々に進むとともに、新規に取得する用地の保有期間が最短で4ヶ月ほどに短縮されていることに伴い、平成18年度に9億16百万円あった用地が平成22年度には1億48百万円に減少している。

その結果、流動資産が減少し、相対的に基本財産等の総資産に占める割合は増加しているが、基本財産等の金額自体に大きな変動はない。

また、県からの貸付金のうち対象者へ実際に貸付を行っている残高推移は次のとおりである。当該貸付残高の減少に伴いその他固定資産も減少している。

(単位:千円)

貸付金項目/年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
就農支援資金	122,384	102,326	87,530	77,343	66,285
林業就業促進資金	6,788	6,400	4,800	3,600	0
合計	129,172	108,726	92,330	80,943	66,285

正味財産増減計算書

(単位:千円)

科目/年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
一般正味財産増減の部					
1. 経常増減の部					
経常収益計	696,763	759,404	592,246	534,214	499,678
経常費用計	915,063	1,083,737	829,059	723,067	521,707
経常増減額	218,300	324,333	236,813	188,853	22,029
2. 経常外増減の部	12,632	20,231	20,046	20,400	7,831
当期一般正味財産増減額	230,932	304,102	216,767	168,453	14,198
一般正味財産期首残高	896,211	665,279	361,177	144,410	24,043
一般正味財産期末残高	665,279	361,177	144,410	24,043	38,241
指定正味財産増減の部					
当期指定正味財産増減額	20,000	20,000	20,000	20,000	30,000
指定正味財産期首残高	2,811,000	2,791,000	2,771,000	2,751,000	2,731,000
指定正味財産期末残高	2,791,000	2,771,000	2,751,000	2,731,000	2,701,000
正味財産期末残高	3,456,279	3,132,177	2,895,410	2,706,957	2,662,759

経常収益の大半は事業収益で、平成22年度では4億99百万円のうち3億83百万円を占めている。そのうち多くは用地の売却代金であり、平成22年度では3億83百万円の事業収益のうち、用地売買を行う強化基金で2億54百万円計上している。

経常費用の大半は事業費用で、平成22年度では5億21百万円のうち4億74百万円を占めている。多くは用地の買入原価および人件費等である。

2. 就農支援資金貸付金について

(1) 概要

就農支援資金は、新たに農業経営を開始する方や、就農希望者を新たに採用しようとする農業法人等の経営体を資金の面からサポート（無利子資金の貸付）をするものであり、県はこれらの貸付原資を財団法人三重県農林水産支援センター（以下、「農林水産支援センター」という。）へ貸付けている。

県からの就農支援資金借入金残高および認定就農者への就農支援資金貸付金残高の直近5年間の推移は次のとおりである。

（単位：千円）

	就農支援資金借入金残高 （県からの借入金）	就農支援資金貸付金残高 （認定就農者への貸付金）
平成18年度	235,197	122,384
平成19年度	226,825	102,326
平成20年度	202,770	87,530
平成21年度	186,406	77,343
平成22年度	166,770	66,285

(2) 手続

事業報告書、就農支援資金貸付・償還一覧、農林水産支援センターから県への償還計画表等を読覧し、分析、質問を行い、貸付金の回収可能性、有効性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について結果または意見を述べることにする。

県の農林水産支援センターへの貸付額について（意見）

県は、平成6年から平成14年にかけて2億4,417万円を農林水産支援センターへ貸付け、平成17年から平成35年にかけて全額回収する予定である。

また、平成8年から平成17年の期間に借入を行った認定就農者に対しては、一定の範囲内で償還免除制度を設けており、県は償還免除対象者の農林水産支援センターへの返済額のうち償還免除額分を就農支援資金償還免除事業費補助金として毎年交付している。

(1) 概要に記載したとおり、県からの借入金残高と認定就農者への貸付金残高の推移を比較すると、約半分が認定就農者へ貸付けられず未使用のまま農林水産支援センターに残っている状態であり、平成22年度末実績では、現金預金残高が9,708万4千円計上されていた。

このように返済原資は存在するため県の農林水産支援センターに対する貸付金の回収可能性に問題は生じていないが、県の貸付金が過剰であることが問題視できる。

これを踏まえ、就農支援資金の貸付対象者は、県から就農計画の認定を受けた者に限られることから、直近5年間の認定就農者と就農支援資金の貸付実績を次のとおり比較した。なお、過去に認定を受けた者も貸付対象者となり得るが、実務上は、認定初年度、もしくは認定次年度に貸付けするケースが多いため、簡便的に単年度での比較を記載する。

	認定就農者 (人)	就農支援資金貸付実績 (人)	就農支援資金貸付実績 (金額(千円))
平成18年度	12	5	9,000
平成19年度	6	2	3,000
平成20年度	14	3	3,600
平成21年度	26	4	4,800
平成22年度	15	2	2,800

このように最近の貸付実績は毎年数名程度であり、貸付金額も数百万円である。

平成7年度から開始された就農者への貸付制度であるが、導入当初は利用者が多く、平成13年度では過去最高の4,440万円の貸付を行った実績があるものの、その後は減少傾向にある。これは、償還免除制度の終了や、可能な限り自己資金で運営するよう認定就農者に働きかけていることがこのような結果を招いていると推測できる。

農林水産支援センターが県へ提出する翌年の就農支援資金貸付事業計画書は、県が目標とする毎年の新規就農者80名のうち、2割程度の新規就農者が貸付制度を利用する想定のもとで作成されており、平成20年度以降は想定利用者を15名に固定し、平成23年度就農支援資金貸付事業計画書では、15名に対し2,540万円

の貸付事業計画が掲げられている。

しかし、上表にも記載したとおり、平成20年度以降に15名程度の利用者があった年度はなく、貸付事業計画の策定が保守的であることが伺える。よって、就農支援資金貸付金の利用は、認定就農者等に限られることから、県が行う認定状況や、全県8ヶ所に存在する各地域の普及センターから就農希望者の情報を適時入手し、想定利用者数を年度の状況に応じて每期見直すべきである。

また、農林水産支援センターに現金預金残高が残る要因として、農林水産支援センターの県への就農支援資金借入金の返済は10年以内の据置期間を含む21年以内と規定されているのに対し、貸付者からの就農支援資金貸付金の回収は、4年以内の据置期間を含む12年以内、もしくは2年以内の据置期間を含む7年以内とされており、県への返済に先行して貸付者から回収を行っているため、貸付者からの回収額が農林水産支援センターの現金預金残高に残る結果になっていると考えられる。

しかし、回収期間の方が短ければその分貸付原資の回転が効率化し、多額に借入を行わなくても運用可能であるし、農林水産支援センターの県への償還期間の規定についても、就農支援資金（就農研修・準備資金）三重県貸付金貸付等要綱によれば、「以内」と定められていることから早期に返済する計画を設定することも可能である。よって、需要を超える借入金残高については、県への繰上償還を検討する必要があると考えられる。

同一債務者に対する異なる債権区分について（結果）

農林水産支援センターは、「(財)三重県農林水産支援センター貸倒引当金見積基準」に従い、債権の回収可能性を個別に評価している。

農林水産支援センターが認定就農者等へ貸付ける就農支援資金貸付制度は、就農研修資金貸付と就農準備資金貸付の2種類があり、農林水産支援センターは、貸倒懸念債権の評価を、就農研修資金貸付と就農準備資金貸付とを区別して評価していた。

平成22年度では、2種類の貸付制度を同時に利用する債務者に対する債権評価において、就農研修資金貸付のみ貸倒懸念債権と評価し、就農準備資金貸付は一般債権と区分されているものがあつた。

このように農林水産支援センターが区分するのは、毎年の回収状況を貸付資金の種類ごとに評価しているからであるが、どの資金の返済に充てるかは貸付者の裁量であるため、債権区分の評価は、貸付者ごとに行うべきである。

3. 林業就業促進資金貸付金について

(1) 概要

林業就業促進資金は、林業への新規就業者が円滑な就業を図れるよう、研修や作業用具の準備、住居の移転等に必要な資金を、農林水産支援センター内の組織である、林業労働力確保支援センターが、無利子で貸付を行うものであり、県はこれらの貸付原資を農林水産支援センターへ貸付けている。

貸付対象者は、林業の新規就業者（個人）または認定事業主（以下、「事業体」という。）に限られ、貸付額は就業者1名当たりの金額で規定されている。

農林水産支援センターの県からの借入金残高および事業体への貸付金残高、ならびに事業体への貸付金支出額の直近5年間の推移は次のとおりである。

（単位：千円）

	県からの借入金残高 （林業就業促進資金借入金）	事業体への貸付金残高 （林業就業促進資金貸付金）	事業体への貸付支出額 （林業就業促進資金貸付金支出）
平成18年度	28,842	6,788	4,800
平成19年度	28,893	6,400	1,200
平成20年度	17,844	4,800	0
平成21年度	8,400	3,600	0
平成22年度	4,800	0	0

(2) 手続

事業報告書、林業就業促進資金県借入金償還計画等を閲覧し、分析、質問を行い、貸付金の回収可能性、有効性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

林業就業促進資金の貸付について（意見）

農林水産支援センターは、「林業労働力の確保の促進に関する法律」第11条に

より県の林業労働力確保支援センターとして指定されているため、同法第12条により資金の貸付業務をすることとされている。

しかし、県内で今後、林業就業促進資金貸付制度の利用を予定している事業者調査を行ったところ、平成23年から5年間のうちに資金の借入を予定している事業者はないとの結果を得た。

また、平成22年度林業就業促進資金借入金残高480万円は事業者A社に貸付けるために県から借入れたものであり、一旦は、A社に貸付けたが、貸付対象者の離職等により貸付条件を外れたため、農林水産支援センターがA社から回収したものであって、将来の貸付原資のために県から借入れた資金ではない。

農林水産支援センターでは、事業者から資金借入の依頼があった場合、県貸付金を借用したい旨の貸付申請書を県へ提出し、事業者からの借入依頼があった翌年度から貸付を行っている。

したがって、農林水産支援センターが貸付原資を常備しておく必要はなく、利用者の需要が見込まれていないのであれば、早期に県は償還を受ける必要があったと考えられる。

なお、平成23年度中には全額、県へ償還する予定であるとのことである。

4. 農地保有合理化事業について

(1) 概要

農林水産支援センターは、効率的・安定的で生産性の高い農業経営を目指すとともに、集落農業者の高齢化や過疎化による農地の遊休化や荒廃を防ぎ、優良農地の保全に努めるために、農業経営規模の拡大や農地の集団化を図る農地保有合理化事業を推進し、自らも農地を保有してきた。

上記の目的に加え、農地保有合理化事業は、土地の保有者にとっては譲渡所得にかかる税金が800万円もしくは1,500万円控除され、購入希望者にとっては登録免許税や不動産取得税が相当額軽減され、そして農林水産支援センターは仲介手数料を受取ることができるというメリットがある。

従来、農林水産支援センターは農地の購入希望者が見つからない段階でも保有者から土地を購入していたが、平成18年度以降事業の進め方を見直し、購入希望者が決定した時点で保有者から土地を購入し、本来の購入希望者へ手数料を上乗せして販売する事業形態に変化させてきている。

しかし、事業形態変化前に保有者から購入した土地のうち一部は売り手が見つからず長期保有を余儀なくされているものがある。具体的には、平成22年度末貸借対照表記載の用地約1億48百万円のうち、平成15年以前に取得した土地が約1億

19 百万円存在する。

なお、上記事業形態の変化の結果、農林水産支援センターが土地を保有する期間は約 4 ヶ月に短縮され、平成 22 年度末保有の用地のうち、上記長期保有している土地を除いてはすべて平成 22 年度取得の土地である。

(2) 県からの損失補償について

農林水産支援センターが保有者から土地を購入する際、担い手支援農地保有合理化事業に適格であるものについて、社団法人全国農地保有合理化協会から無利子で借入を行い、県の損失補償を受けている。

損失補償残高（社団法人全国農地保有合理化協会からの借入金残高）の推移は下記のとおりである。

(単位: 千円)

	H19 年 3 月	H20 年 3 月	H21 年 3 月	H22 年 3 月	H23 年 3 月
損失補償残高	59,964	67,341	32,848	39,928	35,077

農林水産支援センターが県から損失補償を受けているのはすべてこの農地保有合理化事業に伴う社団法人全国農地保有合理化協会からの借入金に対してである。

この損失補償は平成 19 年度から開始されているが、平成 22 年度末までに損失補償が実行されたことはない。今後の県による損失補償実行リスクは、前述した事業形態の変化に伴い、長期滞留する土地を保有するリスクが低減されており、皆無ではないがかなり小さいものであると考えられる。

(3) 手 続

長期保有の土地の状況および期末の評価、ならびに購入希望者が決定した時点で保有者から土地を購入する事業形態に変化したものの、今後土地を長期保有する可能性の有無についての質問および関係書類の閲覧分析を行った。

(4) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について結果を述べることとする。

保有土地の計上区分について (結 果)

平成 15 年以前に購入した土地のうち、約 1 億 4 百万円 (内訳 : いなべ市員弁な

らびに四日市市中野の土地約 35 百万円（以下、「土地ア」という。） 四日市市川島の土地約 30 百万円（以下、「土地イ」という。） 四日市市山之一色等の土地約 38 百万円（以下、「土地ウ」という。）は、農地保有合理化事業において、散逸している各個人の土地を集約整地し、再び土地を配分する創設換地等のために預かった土地であり、棚卸資産である用地勘定として計上すべきではなく、長期預り資産勘定として計上すべきである。

土地アは、創設換地を行った際に、土地ではなく金銭での配分を求めた個人に元来配分される予定であった土地である。農地保有合理化事業を行っている A および B 土地改良区は農地を取得できない法人であるため、農林水産支援センター名義で登記を行っている。

なお、ここに土地改良区とは土地改良法（昭和 24 年 6 月 6 日法律第 195 号）に基づく土地改良事業を施行することを目的として同法に基づいて設立された法人をいう。

土地の受入れの際には、

（借方）用地 35,273,250 円 / （貸方）用地買入未払金 35,273,250 円の仕訳が行われており、処分時にはこの反対仕訳が行われることになる。

土地の購入希望者の選定・交渉は A および B 土地改良区が行うとされており、農林水産支援センターは主導的に当該土地を売却する立場にはない。

また、農地購入希望者が現れた際の売買に係る事務手続は農林水産支援センターが行うが、その際の手数料は売却価額ではなく、用地の簿価である 3,527 万 3,250 円に一定割合を乗じた価額を受取ることになっている。この点において土地の時価が下落することにより農林水産支援センターがリスクを被る可能性はない。

以上から、土地アについて、預り資産の性格を有していると判断される。

なお、土地の受入れの際、貸方勘定科目に用地買入未払金を使用しているが、当該金額は確定債務ではないため、確定債務を意味する未払金勘定を用いるべきではない。

土地の購入希望者への売却価額が土地の簿価を下回ったとしても、用地買入未払金との差額を支払う義務はなく、上述のとおり売却価額に関係なく、処分時に反対仕訳を行うのみである。この点において将来の支払義務が確定している確定債務ではない。

この土地アに係る用地買入未払金は、預り資産の性格を有している土地アを受入れた際に相手勘定として計上されたものであるため、土地イや土地ウと同様に預り金もしくは、その他確定債務と誤導しないような勘定科目を用いるべきである。

土地イは、土地アと同様に創設換地の結果余った土地である。C土地改良区が農業生産法人を設立したのち、土地を受入れることになっており、それまでの間農林水産支援センター名義になっているものである。土地の受入れの際には、

(借方)用地 30,776,600 円 / (貸方)預り金 30,776,600 円
の仕訳が行われており、処分時にはこの反対仕訳が行われることになる。

以上から、土地イについても預り資産の性格を有していると判断される。

土地ウは、平成2年にa市土地開発公社から、土地開発公社では農地を登記できないため、預ったものである。土地の受け入れの際には、

(借方)用地 38,361,944 円 / (貸方)預り金 38,361,944 円
の仕訳が行われており、処分時にはこの反対仕訳が行われることになる。

土地アと同様に、土地の購入希望者の選定・交渉はa市土地開発公社が行うとされている。

また、農地購入希望者が現れた際の売買に係る事務手続は農林水産支援センターが行うが、その際の手数料は売却価額ではなく、用地の簿価である3,836万1,944円に一定割合を乗じた価額を受取ることになっていることも土地アと同様である。

以上から、土地ウについても預り資産の性格を有していると判断される。

また、土地アおよび土地イについて年間数万円ではあるが固定資産税を農林水産支援センターが支払っており、覚書には農林水産支援センターが支払った固定資産税について必要経費として、売却時に請求できるか否かの明確な規定はなく、保有が長期化すれば当該無用な費用が永年かかるおそれがあり、この点において早期の処分がなされるべきである。

なお、土地ウに係る固定資産税については毎年a市土地開発公社に請求し支払を受けている。

土地売買の事務手続について(結果)

現在、農林水産支援センターは土地の保有に際して、購入希望者が決定した時点で保有者から土地を購入する事業形態をとっており、双方から売買の意思を確認し、農林水産支援センター内で持回り稟議書を起こし、最終的に理事長決裁をもって購入するという事務手続を行っている。当該稟議書には購入希望者の確約書と銀行の残高証明書も付されており、意思および資力を確認することができる。以上により、今後意図せず土地を長期保有する可能性は低いと判断できる。

ただし、確約書には該当の土地、資金調達の方法、支払時期などが箇条書きで記載されているが、閲覧した確約書のうち平成 22 年 12 月 8 日付の購入希望者の確約書に支払時期の記載が漏れていた。

確約書の標準記載例は存在するが、電子データを担当者個々人が管理し、場合に応じて該当の土地の記載をパソコンで行うこともあれば、手書きで行うこともある。その際に誤って項目を削除したとのことであった。支払時期の削除は、ともすれば支払延期の口実を購入希望者に与えかねない。確約書の標準文例の遵守と確認の徹底を行うべきである。

5 . 退職給付引当金について

(1) 概 要

農林水産支援センターでは、プロパー職員の退職金の支給に備えて、期末自己都合要支給額に相当する金額を退職給付引当金として計上している。

(平成 22 年度末の退職給付引当金残高 1 億 1,550 万 2 千円)

ただし、退職給付引当金は平成 18 年度の新公益法人会計基準の適用時に新たに計上されたものであり、適用初年度における過去勤務分については、プロパー職員の平均残存勤務期間 (7.5 年) に応じて、毎年度、均等額を計上することとしている (平成 22 年度末における退職給付引当金に計上されていない過去勤務相当分は、6,550 万 8 千円である)。

また、「退職勧奨要領」に基づき、定年前に退職勧奨に応じた職員には、通常の退職金に比べ、割増された退職金が支給されている。

(2) 手 続

退職給付引当金の計算資料等を入手し、閲覧、分析および質問等の手続を行い、退職給付引当金の正確性等について検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について結果および意見を述べることにする。

退職給付引当金の会計方針の記載について (結 果)

農林水産支援センターの平成 22 年度の公表財務諸表において、「重要な会計方針」として、退職給付引当金の計上基準が記載されているが、概要で記載した過去勤務分の処理方法として、15 年の定額法により費用処理されている旨が記載されている。

しかしながら、実際には平均残存勤務期間（7.5 年）に応じた定額法により費用処理がなされており、会計方針の記載に誤りがあるため、適正な会計方針を記載する必要がある。

退職給付引当金の会計処理について

ア．退職給付引当金の計算について（結果）

平成 21 年度末の退職給付引当金の計算において、退職給付引当金の計算過程における給料月額（本俸）の誤りにより、退職給付引当金が 750 万 5 千円過小に計上されている（平成 22 年度末においても、平成 21 年度末の計算結果を引き継いでいるため、退職給付引当金が同額過小となっている）。

上席者が計算過程をチェックするなどして、適正な退職給付引当金を計上する必要がある。

イ．退職勧奨による割増退職金について（意見）

概要で記載したように、定年前に退職勧奨に応じた職員には、通常の退職金に比べ、割増された退職金が支給されているが、過去の実績や今後の見通しにおいても、事実上、すべての対象職員が退職勧奨に応じる見込みであるといえる（平均残存勤務期間も、定年前での退職を見込んで算定されている）。

したがって、退職給付引当金の算定に当たっては、割増退職金を前提として計算することも考えられる。そうすることによって、農林水産支援センターの財政状態をより正しく表すことになり、今後の資金計画等にも反映できると考えられるからである。

なお、平成 23 年度末における退職勧奨による割増分は、2,162 万 8 千円と試算されている。

ウ．退職給付引当金および退職給付費用の計上区分について（結果）

退職給付引当金および退職給付費用（退職給与引当金繰入額）について、平成 22 年度財務諸表では、すべて一般会計において計上されている。しかしな

がら、退職給付引当金の計算対象となっている職員の中には、特別会計に計上される事業に従事している職員も存在する。

会計区分ごとあるいは事業ごとの正確な財政状態や収支状況(正味財産の増減状況)を把握するためには、対象となる職員が従事している会計区分あるいは事業において、退職給付引当金および退職給付費用(退職給与引当金繰入額)を計上すべきである。

なお、平成23年度の財務諸表からは、会計区分や事業ごとの開示ではなく、すべてを「公益目的事業」として開示する方針とのことである。

しかし、内部管理上は、事業区分を設けるとのことであるため、適切な事業業績の把握のためには、退職給付引当金および退職給付費用(退職給与引当金繰入額)についても適切な事業での計上が必要である。

財団法人三重県産業支援センターについて

1. 財団法人三重県産業支援センターの概要

(1) 団体名

財団法人三重県産業支援センター

(2) 所管課

県農水商工部

(3) 設立年月日

昭和42年8月31日 財団法人三重県中小企業設備貸与公社設立
平成12年4月 1日 財団法人三重県産業支援センターに組織変更

(4) 沿革

昭和42年8月 財団法人三重県中小企業設備貸与公社設立
昭和48年4月 財団法人三重県下請企業振興協会設立
昭和51年4月 財団法人三重県中小企業設備貸与公社と財団法人三重県下請企業振興協会が統合し、財団法人三重県中小企業振興公社に名称変更
平成 8年4月 財団法人三重県企業振興公社に名称変更
平成12年4月 財団法人三重県工業技術振興機構と統合し、財団法人三重県産業支援センターに名称変更
平成14年4月 財団法人三重社会経済研究センターから財産受入
平成15年4月 財団法人三重産業振興センターと統合
平成20年3月 高度部材イノベーションセンターを三重県四日市市に開設

(5) 設立目的

寄附行為に定める目的

財団法人三重県産業支援センターは、新産業の創出および地域産業の経営革新を支援する事業を行い、地域産業の振興を図るとともに、活力ある地域経済の発

展に寄与することを目的とする。

設立の経緯

経営者や起業家のいかなる悩みや相談にもワンストップで対応できる体制の強化と、県内・国内外を広範囲に結ぶ情報と人脈のネットワークを構築し、三重県経済を牽引する新産業・ベンチャー企業の創出育成に加え、既存産業の経営革新等を一層推進するための事業展開を図っていくことで、県産業振興の中核支援機関としての役割と機能を果たすことを目的に財団法人三重県産業支援センターは設立された。

(6) 主な事業内容

寄附行為に定める事業内容

財団法人三重県産業支援センターの寄附行為に定める事業のうち主な事業は次のとおりである。

- 新産業創出に関する総合支援事業
- 技術に関する研究開発及び交流促進に関する事業
- 企業の金融支援に関する事業
- 人材の育成のための研修等に関する事業
- 企業の経営に係る相談・助言等に関する事業
- メッセウイングみえの管理運営に関する事業

具体的な実施事業

ア．新産業創造支援事業

新産業創出を総合的にワンストップサービスで支援する機関としてベンチャー企業等の研究開発から事業化に至るまでの各段階に応じた支援を以下のように実施している。

- みえプラットフォーム情報発信事業
- 情報紙「ミエスク(MIESC)」やパンフレットの発行やインターネットホームページ等を通じて三重県産業支援センターが実施する事業の発信を行う。

ベンチャー創出促進事業

ベンチャー企業のスタートアップ段階と事業化・商品化段階のそれぞれの段階で、その取組みの独創性や成長性のステージに応じた補助金の交付を行う。また、製品開発から販売に至るまでの助言、指導などの支援を行う。

ビジネスインキュベーション整備事業

優秀なビジネスプランを有する起業家等を対象に、不足する経営資源を総合的に補うことで起業または成長を加速させるため、インキュベーションマネージャーを配置して、当該起業家の支援を行う。

マーケティングサポート事業

優れた商品やサービスを有しながら、販路を見出せないでいる創業後間もない企業を対象に、コーディネーターによるサポートを実施する。

ベンチャー企業育成支援事業

平成15年度末で新規投資を終了した既案件に関し、投資資金管理と債務保証事務を行う。

みえ新産業創造ファンド設立出資事業

フューチャーベンチャーキャピタル株式会社を無限責任組合員として、ベンチャー企業への投資を行い、同社と連携して、各投資先の成長段階に応じた育成支援を行う。

イ. 技術支援事業

オンリーワン企業育成プログラム事業

独自技術を有する中小企業が、川下製造事業者の課題やニーズを反映しながら、自ら事業の高度化計画を策定するなど、オンリーワン企業に向かって取り組む研究開発や技術革新を図るための経費の一部の助成を行っている。

戦略的基盤技術高度化支援事業

地域において新産業の創出に貢献しうる技術シーズを活用し、地域産業の形成・強化の有効手段として期待される製品の事業化に結び付く技術開発であって、研究開発の要素をもったプロジェクトを採択し、事業管理者として進捗管理を行っている。

中小企業基盤技術ブラッシュアップ支援ふるさと雇用再生事業
製造業における基盤的な技術分野等について技術・技能を有し、当該技術の高度化を目指す県内中小企業に技術指導を行っている。

リ．資金・経営支援事業

中小企業からの相談内容に応じて専門家の派遣や融資制度、補助金等の各種支援策を紹介するとともに、課題解決に向けて事業計画の作成アドバイスを行っている。

小規模企業者等設備資金貸付事業

三重県内の小規模事業者等の創業および経営基盤の強化に必要な設備機器等の導入に当たり、設備価格の1/2以内を無利子で貸付けている。

小規模企業者等設備貸与支援事業

平成16年度までの貸与償還に係る債権の回収と管理を行っている。

中小企業応援センター事業

三重県産業支援センターが代表法人となり、三重県内の3公益経済団体とともにコンソーシアムを組んで「みえ中小企業応援センター」を開設し、技術の高度化、地域資源活用、農商工連携等による新商品、新サービスの開発を目指す中小企業や創業者の支援を行っている。

Ⅰ．高度部材イノベーションセンター事業

高度部材に係る最先端の研究開発、中小企業の課題解決支援、人材育成などに取組む新たな拠点として平成20年3月に三重県四日市市に開設した施設である。

高度部材イノベーションセンター事業

イノベーションを創出するために、最先端の研究開発プロジェクトなどに取組める環境の整備を行っている。

都市エリア産学官連携促進事業

三重県産業支援センターが中核機関となり、三重大学と高度部材イノベ

ーションセンターを研究拠点に、県内の企業、県内の高等専門学校および県内の研究所が参画し、安全でフレキシブルな全個体ポリマーリチウム二次電池の高度部材への適用、実用化を目指す研究の支援を行っている。

希少金属代替材料開発プロジェクト事業

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の委託事業として、高度部材イノベーションセンターに集中研究室を設置し、民間企業、国立大学法人、県外の財団法人および県外の研究センターが共同で希少金属の使用量低減、代替材料の開発等の支援を行っている。

オ. 中小企業再生支援協議会事業

平成15年度から中部経済産業局より受託した事業で、厳しい経営環境の中、一時的に経営が悪化している三重県内の中小企業で、財務上の問題を抱えているまたは抱える懸念があるが、事業の将来見通しが明確で、再生の実現可能性が高い中小企業の再生支援を行っている。

カ. メッセウイング・みえ管理運営事業

平成21年4月より管理・運營業務の全般を指定管理者制度に準じて民間企業に委託をしている。

(7) 人員

(平成23年3月31日現在)

区分	現員数	県派遣	県退職者	プロパー職員	その他
常勤理事	4	2	2	-	-
正規職員	37	19	-	9	9
計	41	21	2	9	9

1. 正規職員には、コーディネーター・専門家40名、嘱託員9名、人材派遣3名、事務補助職員11名は含まない。
2. その他は、市および民間企業からの派遣職員である。

(8) 県からの貸付金残高および損失補償残高

平成23年3月31日現在の貸付金残高

10,116,014千円

(貸付金残高の内訳)

小規模企業者等設備資金貸付事業	1,372,584千円
小規模企業者等設備貸与事業	24,220千円
メッセウイングみえ管理運営事業	809,210千円
中心市街地商業活性化基金	400,000千円
みえ地域コミュニティ応援ファンド	5,010,000千円
みえ農商工連携ファンド	2,500,000千円
合計	10,116,014千円

なお、中心市街地商業活性化基金、みえ地域コミュニティ応援ファンドおよび、みえ農商工連携ファンドに係る貸付金について、財団法人三重県産業支援センターでは、当該貸付金額について、特定資産として保有し、運用益を各々の事業に使用している。したがって、県として貸付金の回収可能性に大きな問題は認められないものと考えられる。

平成23年3月31日現在の損失補償残高	297,887千円
(損失補償残額の内訳)	
小規模企業者等設備資金貸付事業	238,295千円
小規模企業者等設備貸与事業	59,592千円
合計	297,887千円

(9) 県からの貸付金および損失補償残高の推移

(単位：千円)

	H19年3月	H20年3月	H21年3月	H22年3月	H23年3月
貸付金残高	5,617,705	6,182,142	9,284,047	10,731,449	10,116,014
損失補償残高	483,072	437,005	374,046	323,190	297,887

損失補償残高は、各年度の損失補償契約額の累計から履行した損失補償額を控除した残高

(1 0) 直近5期の貸借対照表および正味財産増減計算書

貸借対照表

(単位：百万円)

区分	平成18年度末	平成19年度末	平成20年度末	平成21年度末	平成22年度末
流動資産	1,523	1,499	1,152	1,492	1,790
現金預金	550	669	438	589	397
割賦設備等	549	393	324	266	240
未収入金	284	540	359	776	1,038
求償権	223	223	222	222	222
その他	272	0	120	64	311
貸倒引当金	354	326	311	425	418
固定資産	11,232	12,334	15,682	17,500	17,076
基本財産	1,319	1,319	1,319	1,319	1,319
特定資産	107	79	12,302	14,361	14,228
メッセウイング・みえ	-	-	5,836	5,734	5,613
基金等積立資産	-	-	6,117	8,214	8,213
その他	-	-	349	413	402
その他	9,805	10,936	2,062	1,820	1,529
メッセウイング・みえ	6,133	5,975	-	-	-
基金等積立資産	798	1,796	-	-	-
リース設備	211	157	128	115	115
設備資金貸付金	1,493	1,531	1,453	1,178	1,016
その他	1,201	1,508	510	551	418
貸倒引当金	30	31	29	24	20
資産合計	12,755	13,833	16,834	18,992	18,866
流動負債	555	645	394	887	1,862
短期借入金	57	61	165	613	1,182
その他	498	584	229	274	680
固定負債	6,412	7,165	9,929	11,392	9,643
短期借入金	4,780	4,253	3,582	2,883	1,501
基金・ファンド	1,100	2,100	5,810	7,910	7,910
その他	532	812	537	599	232
負債合計	6,967	7,810	10,322	12,279	11,504
正味財産	5,788	6,022	6,512	6,713	7,361
指定正味財産	-	-	3,119	3,088	3,354
一般正味財産	5,788	6,022	3,393	3,625	4,008
負債及び正味財産	12,755	13,833	16,834	18,992	18,866

資産合計の約3割はメッセウイング・みえの固定資産が占めている。また、平成20年度は、みえ地域コミュニティファンド事業に40億10百万円を追加で出資し、平成21年度は、みえ農商工連携推進ファンドに新たに25億円を出資したため、これに係る特定資産および固定負債が増加した。一方、割賦設備等は平成17年度以降事業を休止していること、また、設備資金貸付金は景気低迷に伴って、設備投資も低迷していることから、減少している。

なお、固定資産の特定資産は、平成21年3月までその他以計上されている。

正味財産増減計算書

(単位：百万円)

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
経常収益	2,345	2,190	2,232	2,080	2,023
特定資産受取利息	-	-	55	101	138
資産受取利息	19	23	-	-	-
事業収益	387	311	236	117	90
受取補助金・委託金	1,582	1,360	1,260	1,722	1,692
ベンチャー支援事業引当金取崩額	4	12	487	-	-
貸倒引当金取崩額	195	273	18	22	20
その他	159	211	176	118	83
経常費用	2,040	1,598	1,666	1,777	1,635
割賦原価	112	90	50	48	46
人件費・賃金	115	219	210	276	304
謝金	124	112	143	201	214
機械購入費	44	17	59	163	222
委託料	263	166	305	328	294
減価償却費	309	230	249	169	160
貸倒引当金繰入	273	245	-	117	12
助成金	7	13	43	75	76
その他	793	506	607	403	307
経常増減額	305	591	565	303	388
経常外収益	0	-	-	-	-
経常外費用	64	357	41	71	5
経常外増減額	64	357	41	71	5
法人税等	0	0	0	0	0
一般正味財産増減額	241	234	524	232	383
一般正味財産期首残高	5,541	5,788	6,022	3,393	3,625
指定正味財産への振替額	-	-	3,153	-	-
一般正味財産期末残高	5,788	6,022	3,393	3,625	4,008
指定正味財産増減額	-	-	34	31	266
指定正味財産期首残高	-	-	-	3,119	3,088
一般正味財産からの振替額	-	-	3,153	-	-
指定正味財産期末残高	-	-	3,119	3,088	3,354

経常収益は、受取補助金・委託金の占める割合が高い。そのうちメッセウイング展示研修支援事業が毎年度4億円程度計上しているほか、技術支援事業と高度部材イノベーションセンター事業で平成21年度は8億34百万円、平成22年度は7億64百万円計上している。また、平成20年度はベンチャー企業育成支援事業で4億87百万円の引当金の取崩しが発生している。

経常費用は、人件費・賃金、謝金、委託料の占める割合が高く、平成21年度と平成22年度は技術支援事業と高度部材イノベーションセンター事業での機械購入費が増加している。また、メッセウイング・みえの固定資産に係る減価償却費が毎年度1億円超発生している。

2. 小規模企業者等設備導入事業に係る損失補償の概要について

小規模事業者等設備導入事業は、中小企業の創業および経営基盤の強化の促進ならびに経営の合理化・安定化の促進に寄与するための小規模企業者等設備導入資金助成法に規定された事業であり、大きく設備貸与事業と設備資金貸付事業に分かれる。

(1) 設備資金貸付事業

設備資金貸付事業は、県内に工場または事務所を有する等の一定の条件を満たす小規模企業者等もしくは創業者を対象に、原則として貸付対象設備価格の2分の1を7年以内の償還期間を設けて無利子で貸付ける制度である。

(2) 設備貸与事業

設備貸与事業は、県内に工場または事務所を有する等の一定の条件を満たす小規模企業者等や創業者を対象として、必要な設備を割賦またはリースの方法により、原則として7年以内の償還期間を設けて有利子で貸与する制度であるが、平成17年度以降休止している。

(3) 損失補償契約

県は、貸付機関である財団法人三重県産業支援センター（以下、「産業支援センター」という。）が当該年度に設備資金貸付事業または設備貸与事業を行ったことにより、向こう8年度内で受ける損失について、当該事業に係る設備資金貸付額または設備貸与額のうち、各年度の産業支援センターからの貸付等総額の1割に相当する金額の範囲内で補償する契約を締結している。

(4) 県による損失補償履行額（平成22年度まで）

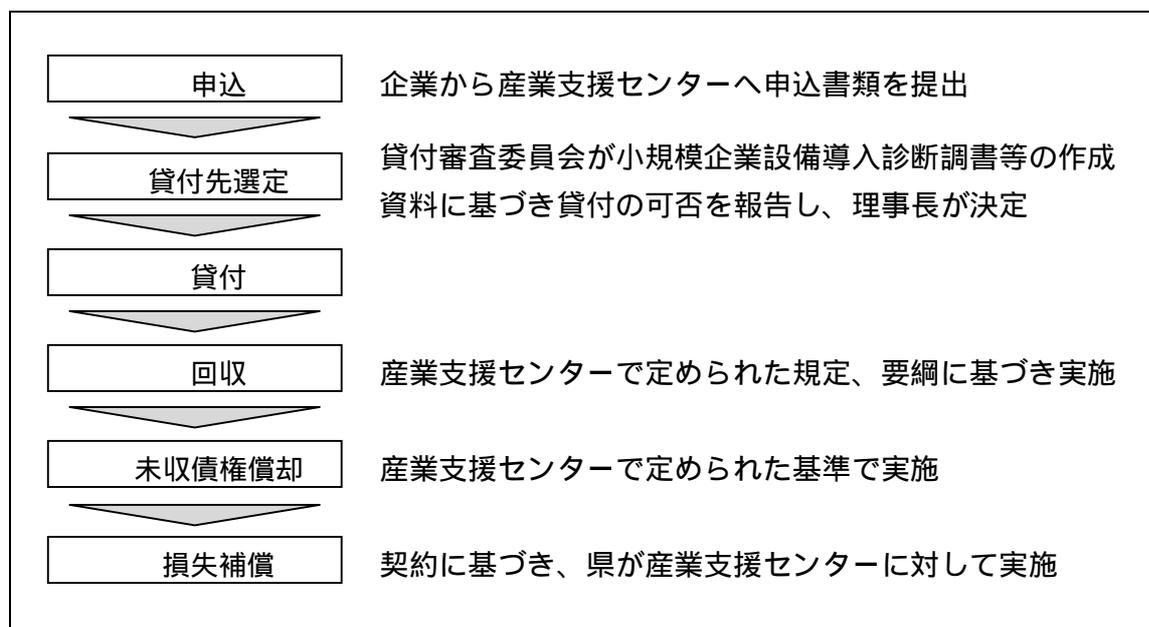
設備資金貸付事業分	48,336千円
設備貸与事業分	141,880千円
合 計	190,216千円

3. 損失補償に至るまでの事務手続のフローについて

県と産業支援センターが締結している損失補償契約は、小規模企業者等設備導入資金助成法第12条第1項に基づく平成12年3月31日通商産業省告示第172号「小規模企業者等設備導入資金助成法第12条第1項の規定に基づき、小規模企業者等設備導入資金貸付事業に関する事業計画作成の基準を定める件」(以下、「告示」という。)において、「都道府県は、貸付対象法人が対象事業に係る債権の償却を行うことにより欠損を生ずることとなるときは、当該貸付対象法人に対して当該債権の範囲内で欠損の補填を行うものとする」と規定されていることに基づくものである。

当該損失補償契約では、産業支援センターは各事業年度において、貸付事業に係る未収債権の償却を行うことによって欠損を生じる場合には、県に対し、損失補償の可否および損失補償額について協議のうえ、損失補償の請求を行うことができるとされている。

損失補償に至るまでの事務手続のフローは以下のとおりである。



未収債権の償却は、産業支援センターが定めた「未収貸付金債権償却基準」、「未収貸与料債権償却基準」に該当した未収債権について行われている。当該基準は、以下の場合に未収債権の償却を行うことができるとしている。

債務者が法的又は実質的に破綻し、かつ、連帯保証人についても未収債権の回収が不能又は極めて困難である場合

債務者及び連帯保証人からの最近2カ年内における回収金が極めて少額で、完済が約定の最終償還期日等から5年以上にわたると認められる場合

前述した事務手順のフローから、小規模事業者等設備導入事業において未収債権が発生することは、県の産業支援センターへの損失補償のリスクが発生したことを意味する。

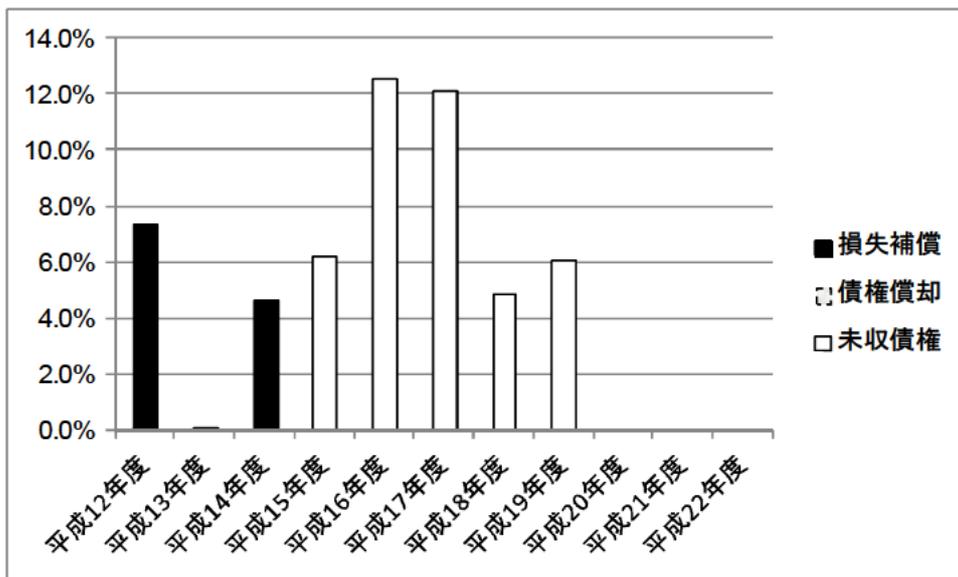
発生年度別の設備資金貸付額または設備貸与額および平成22年度末の未収債権額、債権償却額、債権償却額のうち損失補償額は以下のとおりである。ただし、設備資金貸付事業は事業を開始してから平成22年度までの金額を記載しており、設備貸与事業は平成17年度以降休止しているため、平成16年度までの10年度分の金額を記載している。

設備資金貸付事業

(単位：千円)

設備貸付額、平成22年度末の未収債権額、債権償却額、うち損失補償額				
年度	貸付額	未収債権額	債権償却額	うち損失補償額
平成12年度	483,260	378	35,051	35,051
平成13年度	240,410	100	-	-
平成14年度	283,860	-	13,285	13,285
平成15年度	164,630	10,300	-	-
平成16年度	319,150	40,000	-	-
平成17年度	394,370	47,920	-	-
平成18年度	524,130	25,683	-	-
平成19年度	389,380	23,690	-	-
平成20年度	237,320	-	-	-
平成21年度	94,630	-	-	-
平成22年度	126,790	-	-	-

未収債権額、債権償却額、損失補償額が発生しているが、これらの発生年度別の貸付額に占める割合は以下のとおりである。



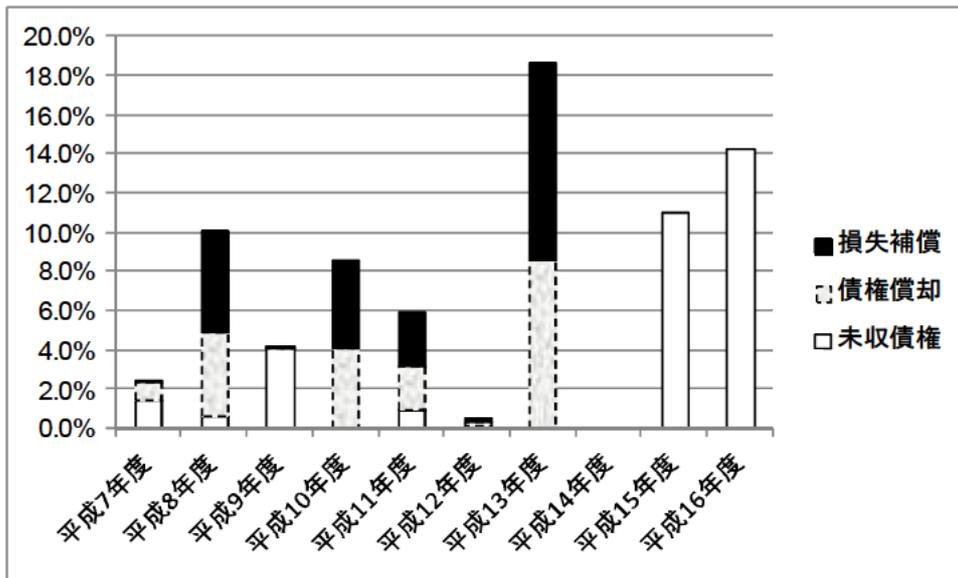
※「債権償却」は、債権償却額から損失補償額を控除した額で計算した結果であり、設備資金貸付事業は該当がない。

② 設備貸与事業

(単位：千円)

設備貸与額、平成 22 年度末の未収債権額、債権償却額、うち損失補償額				
年度	貸与額	未収債権額	債権償却額	うち損失補償額※
平成 7 年度	1,400,000	20,904	12,942	936
平成 8 年度	890,914	5,736	84,357	46,262
平成 9 年度	611,160	25,057	183	96
平成 10 年度	640,860	-	55,637	29,228
平成 11 年度	778,178	7,319	42,724	22,040
平成 12 年度	526,028	572	2,295	1,227
平成 13 年度	228,810	-	40,665	22,881
平成 14 年度	135,734	-	-	-
平成 15 年度	217,641	23,945	-	-
平成 16 年度	242,542	34,720	-	-

※平成 6 年度の損失補償額は 19,210 千円である。



※「債権償却」は、債権償却額から損失補償額を控除した額で計算した結果である。

発生年度の経済環境に応じて、小規模企業者等設備導入事業から生じた未収債権額、債権償却額、損失補償額およびこれらの貸付額あるいは貸与額に占める割合は大きく異なっているが、未収債権額等が、損失補償契約が定める損失補償限度である設備資金貸付額または設備貸与額の1割を超過している年度もある。そのため、当該事業は県の損失補償の発生リスクが高いということができ、当該リスクを低減するためには、産業支援センターでの個々の事務手続が適切に遂行されているか否かがポイントとなる。

4. 貸付先または貸与先の選定について

(1) 概要

産業支援センターは貸付時に、中小企業診断士が現地調査・診断を実施した結果に基づき「小規模企業設備導入診断調書」および「小規模設備導入診断勧告書」を作成し、貸付審査委員会での審査を行ったうえで、資金貸付または設備貸与の可否を決定している。

貸付審査委員会での審査は、「貸付審査委員会規程」に基づき、7名以上10名以内の委員で組織され、各委員と事務局の質疑応答を通じて貸付の可否が判断される。貸付審査委員会での判断に当たっては、連帯保証人の追加、担保徴求、事後指導等の条件が付されることもある。審査の過程は主な意見が議事録に記録され、保管されている。

「小規模企業設備導入診断調書」の記載内容は以下の14項目と詳細なものとなっている。

- ・企業概要（企業名、代表者名、所在地、業種、資本金、従業員数）
- ・本年度設備計画
- ・本資金対象設備の代金支払内訳（帳票、貸付申請設備等の整理状況）
- ・連帯保証人
- ・借入金調書
- ・設備計画に伴う資金調達計画の妥当性
- ・企業並びに役員の所有不動産の状況及び担保の設定状況
- ・企業の概要と問題点
- ・設備計画の必要性と妥当性
- ・期待される投資効果
- ・調達資金の返済能力の有無
- ・経営活動
- ・その他の特記事項
- ・総合所見

また、「小規模設備導入診断勧告書」の記載内容は以下のとおりである。

- ・貴企業における問題点、改善点
- ・経営分析
- ・経営基盤強化のための経営計画及び付加価値額

なお、経営基盤強化のための経営計画及び付加価値額については、付加価値額の計算に当たり以下の3要件が決められている。

- ・付加価値額は、営業利益、人件費、（福利厚生額を含む）及び減価償却費（リース費用を含む）の合計額をいう。
- ・設備を導入することにより、付加価値額又は従業員1人当たり付加価値額が、5年間で10%、4年間で8%、3年間で6%以上向上する計画となっていること。
- ・従業員が21人～50人の場合は、付加価値額又は従業員1人当たり付加価値額が、5年間で15%、4年間で12%、3年間で9%以上向上する計画となっていること。

(2) 手 続

産業支援センターは、前述のとおり所定の手続を経て、貸付先または貸与先の選定をしている。それにもかかわらず、貸付額がほとんど返済されることなく未収となった貸付先が4社あり、当該貸付先について「小規模企業設備導入診断調書」および「小規模設備導入診断勧告書」等の関係書類を入手して、閲覧、分析および担当者への質問により、当該選定手続の合規性等を検討した。

なお、検討の対象とした貸付先4社の「小規模企業設備導入診断調書」の総合所見の内容および、貸付審査委員会での貸付決定の内容は以下のとおりであった。

「小規模企業設備導入診断調書」の総合所見の内容

	A社	B社	C社	D社
事後指導	不要	不要	必要	必要
担保・保証人等	不要	不要	必要	不要
判定	貸付やや困難	普通	優先貸付	普通

貸付審査委員会での貸付決定の内容

(単位：千円)

	A社	B社	C社	D社
貸付額	5,140	13,500	40,000	9,940
付帯条件	事後指導・連帯保証人の追加	事後指導	担保徴求 事後指導	事後指導

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について結果または意見を述べることとする。

貸付先の返済能力の判断資料について(結果)

貸付先の返済能力の有無は、償還遅延または償還不能となる可能性の判断に当たって、最も重要な項目であると考えられる。

検討の対象とした4社の「小規模企業設備導入診断調書」の調達資金の返済能力の有無の記載内容は以下のとおりである。

(単位：千円)

	A社	B社	C社	D社
返済財源	16,308	12,628	57,492	33,416
年間返済必要額	39,057	11,490	49,114	12,992
差引過不足	22,749	1,138	106,606	20,424

従前2年分の平均税引後利益 + 今回の増加利益期待額 × 1/2 + 前期の減価償却費 + 今回の設備投資分の減価償却費

A社とC社は差引過不足がマイナスとなっているが、業績の改善、役員等個人からの借入、投資不動産等の資産処分を理由に返済能力があると認めている。

しかし、これらの理由は現地でのヒアリング結果のみであることから、返済能力があると判断した根拠として不十分である。

差引過不足がマイナスであれば、当該貸付が返済される可能性は低いと予想するのが通常である。それにもかかわらず、返済能力があると判断する場合には、具体的な計画等により慎重な検討を行う必要がある。したがって、このような場合には、具体的な計画等の提出を要求すべきであった。なお、現在においては、必要に応じて具体的な計画等を入手しているとのことである。

貸付先の経営分析および経営計画の分析について（意見）

「小規模設備導入診断勧告書」において、直近2年の実績に基づく経営分析および今後5年間の経営基盤強化のための経営計画ならびに付加価値額が記載されている。

検討の対象とした4社の 営業利益率推移、 売上増加率推移と主な根拠、原価率推移と主な根拠は以下のとおりである。

営業利益率推移

	A社	B社	C社	D社
2年前実績	1.3%	7.6%	12.8%	1.9%
直近期末実績	1.2%	8.5%	6.8%	0.6%
1年後計画	5.8%	8.6%	9.7%	5.0%
2年後計画	5.8%	8.6%	15.2%	5.0%
3年後計画	5.8%	8.8%	16.8%	5.0%
4年後計画	5.8%	8.6%	16.2%	5.0%
5年後計画	記載なし	8.6%	17.0%	5.0%

売上増加率推移

	A社	B社	C社	D社
直近期末実績	3.2%	27.8%	32.6%	203.3%
1年後計画	12.0%	34.6%	1.0%	5.0%
2年後計画	0.5%	4.8%	18.2%	5.0%
3年後計画	0.5%	5.3%	4.4%	5.0%
4年後計画	0.5%	5.0%	5.3%	5.0%
5年後計画	記載なし	5.1%	5.0%	5.0%
主な根拠	新製品を10セット販売	品質向上、故障が 無くなること	新設備の稼働に より受注増加	利用者増加1日10人

原価率推移

	A社	B社	C社	D社
2年前実績	87.5%	77.1%	83.9%	37.4%
直近期末実績	87.2%	71.5%	80.7%	16.0%
1年後計画	81.6%	71.4%	76.9%	15.0%
2年後計画	81.6%	71.4%	71.8%	15.0%
3年後計画	81.6%	71.3%	70.6%	15.0%
4年後計画	81.6%	71.4%	71.8%	15.0%
5年後計画	記載なし	71.4%	71.5%	15.0%
主な根拠	新製品の仕入高 が売上高比20%	直近期末実績で 算定	使用材料変更による 材料費削減	直近期末実績で 算定

営業利益率推移からは、各社5%以上の営業利益率を確保する経営計画となっている。

各社の経営計画は、売上増加率推移からは、B社とD社は1年後から、C社は2年後から売上が前年比で4.4%以上の増加が継続すること、また、原価率推移からは、A社は1年後に5.6%、C社は1年後3.8%、2年後5.1%の原価率の改善が前提となっていることが分かる。

前述した付加価値額の計算方法の3要件は、償還遅延または償還不能とならないような経営計画を策定するための基準と考えられるが、貸付先または貸与先の選定に当たっては、当該経営計画の達成可能性の有無の判断も重要である。

検討の対象とした4社の経営計画には、期待される投資効果の計算根拠が記載されており、たとえば、A社の原価率の主な根拠は、新製品の仕入高が売上高比20%とある。これに基づく新製品の原価率は38.3%と計算されているが、同社の直近2年の原価率は、2年前実績の87.5%、直近期末実績の87.2%である。

そのため、経営計画の達成可能性の有無の判断に当たっては、「新製品の仕入高が売上高比 20%」をどのような施策によって実現されるかが重要なポイントになったと思われるが、その具体的な施策に関する記載まではなかった。

昨今の経済環境を鑑みれば、一定率以上の売上増加の継続、あるいは原価率の大幅な改善には、貸付先または貸与先の相当な努力が必要であることは明らかであり、その具体的な施策は、経営計画の達成可能性の有無の判断にはより有用な情報と考えられる。したがって、経営計画の計算根拠のみならず、その具体的な施策についても記載することが望ましい。

出向者が有する業務ノウハウの有効活用について（意見）

産業支援センターには金融機関や証券会社からの出向者が存在しているが、前述の結果や意見が存在することを鑑みれば、これらの者が有する業務ノウハウをこれまで以上に活用することが有用であると思われる。

たとえば、金融機関で法人融資を担当した経験のある出向者がいるのであれば、当該出向者の融資に関するノウハウを、産業支援センターの職員が吸収して、設備資金貸付事業に、さらに活用する体制とすることが望ましい。

5. 貸付および債権回収について

(1) 概要

貸付審査委員会において資金貸付または設備貸与が可能とされた企業に対しては、設備の設置確認、金銭消費貸借契約の締結を経て、資金貸付または設備貸与が実行された後、完了検査を実施している。

産業支援センターの設備貸与支援事業の割賦・リース債権や、設備資金貸付事業の貸付金は、「未収貸与料債権管理規定」、「小規模企業者等設備資金貸付金債権管理要綱」（以下、「債権管理要綱」という。）を設け、当該規定に従い管理している。

(2) 手続

平成 19 年度から 4 年間の未収償還金の一覧および前述の 4 . において検討の対象とした 4 社に加え、必要と認められた貸付先または貸与先の関係書類を入手して、閲覧および担当者への質問により、債権回収手続の合規性等を検討した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について結果または意見を述べることとする。

規定に従った債権区分について（結果）

「債権管理要綱」第2条は、債権のリスク管理として、債権を(1)破綻先等債権、(2)延滞債権、(3)3か月以上延滞債権、(4)貸付条件緩和債権、(5)正常債権に分類し管理する旨を規定しているが、現状は当該規定に依らず、財団法人全国中小企業取引振興協会が示している債権分類を参考に分類している。

「債権管理要綱」の規定と債権分類の実態が乖離していると認められるので、整合を取る必要がある。

同一債務者に対する異なる債権区分について（結果）

平成22年度の未収償還金の一覧において、設備貸与事業で貸倒懸念債権に分類されていたE社は、設備資金貸付事業においても貸倒懸念債権に分類すべきところ、正常債権として扱われていた。

産業支援センターでは、中小企業向けの融資制度を設けており、企業によっては複数の融資制度を利用しているが、制度間で貸付先または貸与先の企業情報の共有が十分でなかったため、当該事象が発生したと考えられる。

企業情報を一元的に管理することで、前述の不整合な取扱いを防止することができると考えられるため、各融資制度における企業情報を一元的に管理する必要がある。

担保提供者からの法的回収について（結果）

未収債権が発生した貸付先については、交渉（対応）記録が作成され、未収債権発生の際、債務者あるいは連帯保証人への対応を詳細に記録している。

このうち、C社については、担保として第三者による担保提供がなされ、抵当権が設定されているが、監査時点で法的回収手続は行われていなかった。

「債権管理要綱」第8条第2項は、廃業および繰上償還通知を行った債権について、抵当権の実行および強制執行により法的回収を図る要件を定めており、同項第3号はその要件を、実行可能な償還（完済）計画の提出がある場合を除き、

債務残高に比べ償還額が著しく少額で、最終期限後 10 年を経過してもなお完済の見込みがないときとしている。

C社は、平成 20 年 10 月に破産し、以後の 2 年 6 ヶ月間の回収額は、未収債権残高の 2.3%にあたる 34 万円であり、また償還（完済）計画の提出がなく、現在の回収状況が継続すると仮定すれば、最終返済期限後 10 年を経過する平成 35 年 10 月までに完済は見込めない。

このため、「債権管理要綱」第 8 条第 2 項第 3 号に該当すると考えられ、法的回収を図る必要がある。

なお、産業支援センターからは、抵当権の実行による法的回収では、売却額が任意売却に比して減少する懸念があり、また、主債務者以外の当事者との交渉が、主債務者の返済意識を高める場合があるのではないかと説明を受けたが、抵当権設定者との交渉に当たって、これらの点を考慮することも考えられる。

弁護士への相談記録の保管について（結果）

産業支援センターでは、弁護士に対して、必要に応じて法律的な意見を聴取するために面談しているとのことである。しかし、案件によっては、相談記録が残されていたり残されていなかったりしていた。また、相談記録にどのような法的処理が行われたかの記録が保存されていた場合でも、相談記録が個々のファイルに綴じられ、整理保管が一定していなかったため、速やかに確認することができなかった。

したがって、業務の執行をより効率的に行うためにも、弁護士に面談した時は相談記録を作成し、また、相談記録を必要な時に確認できるよう整理保管する必要がある。

事後指導の適時かつ継続的なフォローの実施について（結果）

貸付先または貸与先の選定手続において、貸付審査委員会が貸付決定の条件として事後指導を付していることがある。

事後指導が付された貸付先または貸与先については、貸付実行から 1 年後を目途に中小企業診断士が現地でのヒアリング結果に基づき、「小規模企業等設備貸付事後指導報告書」を作成し、産業支援センターに提出されているのみで、その後のフォローを実施していないものが見受けられた。

貸付審査委員会が貸付決定に当たって事後指導を付しているのは、償還遅延または償還不能を回避することが目的であると考えられる。そのため、事後指導は中小企業診断士から「小規模企業等設備貸付事後指導報告書」が提出されれば終

りというものではなく、債権が全額償還されるまで、適時かつ継続的に実施すべきである。たとえば、職員が業績の悪化した貸付先または貸与先を訪問し、状況をヒアリングして問題の有無を交渉（対応）記録に記載しておくことは、事後指導の適時かつ適切なフォローに該当すると考える。

決算書の分析の活用について（意見）

産業支援センターは貸付後に「小規模企業者等設備導入資金（設備資金貸付事業）貸付対象設備利用状況報告書」の提出を、毎年利用者に義務付けている。当該書類の記載内容は以下のとおりである。

対象設備と借入残額
対象設備の利用状況
対象設備の設置による効果や産業支援センターに期待する支援等
現在抱えている経営上の問題点
経営状況（売上高、従業員数等）

上記のほか、添付資料として決算書を提出させている。

これらの書類は年度別にファイリングされており、企業業績の経年比較は実施しているとのことであったが、その結果の活用方法については具体的な回答がなかった。

業績の悪化があれば、それは償還遅延または償還不能となる可能性の兆候を示すものと考えられるため、たとえば、で述べた事後指導の適時かつ継続的なフォローの実施を行う先の選定等で活用することが望ましい。

6．損失補償の実行可能性について

前述のとおり、産業支援センターが、貸付事業に係る未収債権の償却を行うことによって欠損が生じる場合には、県に対し、損失補償の可否および損失補償額について協議のうえ、損失補償の請求を行うことができるとされている。

損失補償の可能性は、産業支援センターが将来、未収債権の償却を行うことによって損失が発生する可能性である。産業支援センターの決算報告書によれば、貸倒引当金は、債権の貸倒損失に備えるために計上している旨の記載がある。したがって、貸倒引当金計上額は、損失補償限度額を超えない範囲において、損失補償の実行可能性のある金額を示しているものと考えられることができる。

産業支援センターは平成 22 年度末の債権額に対して、一般債権は 2/100、貸倒懸念債権は 20/100、貸倒懸念債権は 70/100、破産再生債権等は 100/100 に相当する金額を貸倒引当金として計上しており、このうち小規模企業者等設備導入事業に係るものは 3 億 2,718 万 6 千円である。

しかし、前述したとおり、規定に従った債権区分を行っていないことから、産業支援センターが計上した貸倒引当金の金額、すなわち損失補償の可能性のある金額の妥当性について判断できない。そのため、以下において実態に応じた仮定に基づく試算を行う。

(1) 債権区分

平成 19 年度から 4 年間の未収償還金管理状況の資料を閲覧したところ、未収 1 年目では一定の回収があるものの、2 年目以降は回収額が大幅に減少している点に着目して、未収 1 年目の債権（以下、「貸倒懸念債権」という。）未収 2 年目以降の債権（以下、「破産更生等債権」という。）これらに該当しない債権（以下、「一般債権」という。）の 3 つに区分する。なお、会社更生法等の法的手続の開始決定、あるいは金融機関の取引停止処分を受けた債務者の債権は破産更生等債権として取扱うこととする。

(2) 引当率

企業会計においては、過去 3 年程度の貸倒実績率の平均を引当率として貸倒引当金を計上する慣行があるため、当該慣行に従い、債権区分ごとに過去 3 年の貸倒実績率の平均を引当率とする。貸倒れは債権回収できなかったものであることから、貸倒実績率は回収率の逆数となる関係にある。そのため、過去 3 年の回収実績を把握すれば、貸倒実績率は算出できる。

産業支援センターが作成している「未収償還金管理状況」に基づき、前述の債権区分を行った場合、債権区分ごとの平成 20 年度から 3 年間の前年度末債権残高、当年度回収額および回収率は以下のとおりである。

設備資金貸付事業

(単位：千円)

年度	一般債権			貸倒懸念債権			破産更生等債権		
	前年度 未債権	当年度 回収額	回収率	前年度 未債権	当年度 回収額	回収 率	前年度 未債権	当年度 回収額	回収 率
平成 20 年度	1,530,709	1,510,009	98.6%	-	-	-	44,537	3,194	7.2%

平成21年度	1,453,239	1,426,285	98.1%	19,965	-	0%	42,122	1,693	4.0%
平成22年度	1,177,644	1,177,644	100.0%	19,160	6,460	33.7%	121,072	1,286	1.1%

設備貸与事業

(単位：千円)

年度	一般債権			貸倒懸念債権			破産更生等債権		
	前年度 未債権	当年度 回収額	回収率	前年度 未債権	当年度 回収額	回収 率	前年度 未債権	当年度 回収額	回収 率
平成20年度	204,826	204,826	100.0%	-	-	-	188,249	6,829	3.6%
平成21年度	137,388	137,388	100.0%	6,985	1,150	16.5%	179,208	3,224	1.8%
平成22年度	62,085	43,900	70.7%	8,768	5,199	59.3%	195,127	3,247	1.7%

上記のとおり、一般債権および貸倒懸念債権は一定の回収実績がある一方、破産更生等債権の回収率は極めて低く、平成22年度は1%台にとどまっている状況にある。

したがって、引当率は、一般債権および貸倒懸念債権については、回収率の逆数である貸倒実績率の過去3年平均、破産更生等債権は100%とする。

一般債権および貸倒懸念債権の引当率の算出過程は以下のとおりである。

債権区分 年度	設備資金貸付事業				設備貸与事業			
	一般債権		貸倒懸念債権		一般債権		貸倒懸念債権	
	回収率	引当率	回収率	引当率	回収率	引当率	回収率	引当率
平成20年度	98.6%	1.4%	-	-	100.0%	0%	-	-
平成21年度	98.1%	1.9%	0.0%	100.0%	100.0%	0%	16.5%	83.5%
平成22年度	100.0%	0%	33.7%	66.3%	70.7%	29.3%	59.3%	40.7%
過去3年平均		1.1%		55.4%		9.8%		41.4%

(3) 貸倒引当金の試算

平成22年度末債権額に上記の引当率を乗じた貸倒引当金試算額は3億569万5千円であり、産業支援センターの平成22年度末の貸倒引当金計上額は、過去3年の貸倒実績に基づく金額はカバーされている。

ただし、設備貸与事業で平成14年度以前に開始した契約に係る債権については、貸倒れとなった場合でも当該債権額の50%を保証する信用保険契約に基づき確実に回収されることから、当該試算においては平成22年度末債権額から除外して計算している。

(単位：千円)

	設備資金貸付事業			設備貸与事業		
	平成 22 年度 末債権額	引当率	貸倒引当金 試算額	平成 22 年度 末債権額	引当率	貸倒引当金 試算額
一般債権	1,012,139	1.1%	11,134	13,814	9.8%	1,354
貸倒懸念債権	5,780	55.4%	3,202	268	41.4%	111
破産更生等債権	145,821	100.0%	145,821	144,073	100.0%	144,073
合計	1,163,740		160,157	158,155		145,538

(4) 損失補償の可能性

今後、県が産業支援センターに対して損失補償を行う可能性がある契約は、平成15年度以降に締結したものである。

設備資金貸付事業の貸倒引当金試算額は1億6,015万7千円である。このうち47万8千円は平成14年度以前に発生した債権に係るものであり、当該債権金額を除外した1億5,967万9千円が損失補償の可能性のある金額である。平成15年度以降の貸付総額は22億5,040万円であるので、貸付額の7.1%の金額が損失補償の可能性のあることを意味する。

また、設備貸与事業の貸倒引当金試算額は1億4,553万8千円であるが、このうち、平成15年度に発生した債権に係るものは2,394万5千円、平成16年度に発生した債権に係るものは3,445万2千円である。一方、これらの年度の損失補償限度額は、平成15年度が2,176万4千円、平成16年度が2,425万4千円であり、いずれの年度も貸倒引当金試算額は損失補償限度額を超過している。したがって、設備貸与事業の損失補償の可能性のある金額は、損失補償限度額4,601万8千円ということになる。

(5) 県による産業支援センターのモニタリングについて

前述のとおり、産業支援センターの小規模企業者等設備導入事業に対して県が負担する損失補償は2億569万7千円と見込まれており、産業支援センターは、損失補償に至らないように、個々の事務手続を適切に遂行することは当然である。

しかし、県が負担する損失補償の原資は、県民から徴収した税金が充当されることから、県も損失補償契約に従って、粛々と損失補償を負担するような姿勢であってはならないと考える。

現状、県は産業支援センターの個々の事務手続のうち、新規案件の事前協議、完了検査の進捗管理、未収債権の回収状況に関するヒアリング、助言を行うことにより、モニタリングを実施している。

7.ベンチャー企業育成支援事業に係る損失補償および債務保証について

(1)概要

ベンチャー企業育成支援事業は、創業や研究開発・事業化を通じて、新製品・新サービス等を生み出そうと取組みを行う中小企業を支援する目的で「中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法」で規定された事業である。

県では、経済環境の変遷に伴い、低迷しがちな県内の産業に活力を与える手段のひとつとして、次代の担い手となる研究開発型企業や新規創業者などのいわゆるベンチャー企業を育成していくことが課題となっている。そこで、こうしたベンチャー企業に対して、民間のベンチャーキャピタル(以下、「VC」という。)を活用した投資による新たな資金供給システムを構築するとともに、制度融資を充実させ、三重県内におけるベンチャー企業活動を促進する目的で導入された。

VCを通じた間接投資事業

VCを通じた間接投資事業は、県内に事業拠点がある中小企業、または三重県内で創業しようとする者、新しい技術・サービス等の研究開発やその事業化・需要開拓を行う者のうち、中小企業創造活動促進法に基づく知事認定もしくは、産業支援センターの認定を受けた者に対して、VCがベンチャー企業から社債(ワラント債)や株式を引受けることができるようにするために、投資限度額は1案件1億円(社債、株式)、返済期限は10年以内として産業支援センターがVCに融資する制度であったが、平成16年度以降休止している。なお、VCが引受けたベンチャー企業の社債に限り、その70%について産業支援センターが債務保証を行っている。

県は、後述する の分も含めて、基金造成資金として平成8年度と平成10年度にあわせて15億円を産業支援センターに貸付けた。また、投資原資資金として平成8年度に3億円を産業支援センターに貸付けた。なお、基金造成資金の貸付金は平成18年度までに、また、投資原資資金は平成20年度までに全額返済されている。

産業支援センターからの直接投資事業

産業支援センターからの直接投資事業は、間接投資の補完として、すでに間接投資を実施したベンチャー企業を対象とし、当該企業が発行する社債もしくは株

式を、投資限度額を1案件10百万円、社債の場合には返済期限を10年以内として産業支援センターが直接投資を行う制度であったが、平成16年度以降休止している。

新産業創造資金の融資事業

新産業創造資金の融資事業は、VCを通じた間接投資事業と同様の条件を満たす中小企業または者に対して、50百万円（運転資金は20百万円）を限度額として、返済期限は10年以内（運転資金は7年以内）うち償還据置は3年以内で金融機関がベンチャー企業に融資する制度である。融資に当たっては、三重県信用保証協会（以下、「信用保証協会」という。）の信用保証を付けることが条件となっている。産業支援センターは、信用保証協会の信用保証を再保証する形で関わっている。

なお、平成21年度以降新規の融資は休止している。

県は、信用保証協会の代位弁済によって生じるリスク負担を軽減するため、損失補償を行う産業支援センターに対して、平成12年度に新産業創造資金推進補助金を1億円交付した。

損失補償契約

産業支援センターは、信用保証協会の信用保証を再保証することによって、向こう10年内（運転資金は7年内）で被る損失について、毎年度20百万円を限度額として損失補償を行う契約を別途、信用保証協会との間で締結している。

（単位：千円）

保証年度	損失補償限度額	損失補償額	損失補償累計額
平成12年度～15年度	80,000	16,689	16,689
平成16年度	20,000	6,087	22,777
平成17年度	20,000	-	22,777
平成18年度	20,000	-	22,777
平成19年度	20,000	-	22,777
平成20年度	20,000	-	22,777

平成20年度をもって新規の融資を休止したため、平成21年度以降の損失補償限度額はない。

(2) 手続

VCを通じた間接投資事業および産業支援センターからの直接投資事業

産業支援センターは、投資先の選定に当たり、投資希望の申請者に審査申込書を作成してもらう。審査申込書にはVCによる調査・意見書が添えられ、これらを基に審査委員会が審査を行い、投資の適否を決定している。

審査委員会の審査は「三重県産業支援センター・ベンチャー企業支援事業審査委員会規程」および「ベンチャー企業支援事業審査委員会審査要領」に基づき、10名以内の委員で組織され、申請者およびVCに対する質疑応答を通じて投資先が決定される。審査の過程は主な意見が議事録に記録され、保管されている。

「審査申込書」の記載内容は以下の14項目と詳細なものとなっている。

- ・企業の概要（会社名、代表者職氏名、所在地、従業員数、会社沿革等）
- ・株主構成
- ・財務情報（直近3期）
- ・長期借入金の内訳
- ・固定資産の内訳
- ・会社組織図
- ・事業の概要
- ・新しい技術等の内容
- ・製品等の市場性
- ・販売方法
- ・今後の研究開発・事業化・需要開拓計画
- ・事業（収支）計画
- ・投資計画（資金使途）
- ・資金調達計画等

また、「VC調査・意見書」の記載内容は以下のとおりである。

- ・現状に対する認識
- ・投資をするに至った経緯
- ・経営者評
- ・将来に対する認識（技術力、創造性、市場性、販売力、克服すべき課題）

VCを通じた間接投資および産業支援センターからの直接投資の結果は以下のとおりである。

(単位：千円)

投資方法	金額	会社数	残高	倒産等会社数
間接投資	653,000	13社	254,137	8社
直接投資	29,000	3社	-	2社
合計	682,000	-	-	-

直接投資はすべて株式の取得であったため、残高を「-」とした。

残高は、産業支援センターがV Cとの債務保証契約に基づきV Cに代位弁済したことで発生した求償権の残高である。民事再生中の2社(残高合計1,215万3千円)を除き投融資対象企業のほとんどは、倒産または事実上の倒産の状況にあるため、今後の回収は相当困難であると考えられる。

産業支援センターは、前述のとおり所定の手続を経て、投資先を選定しているにもかかわらず、投資先13社のうち、8社に対して産業支援センターが代位弁済を実施していたため、当該投資先について「審査申込書」および「V C調査・意見書」等の関係書類を入手して、閲覧、分析および担当者への質問により、当該選定手続の合规性等を検討した。

新産業創造資金の融資事業

新産業創造資金の融資事業は、産業支援センターに直接融資の申込みがあるわけではなく、融資を受けたいベンチャー企業が前述の要件を満たす場合に、金融機関に備え付けの専用申込用紙によって申し出ることによって融資が行われる。

融資を実行するかどうかの判断は、金融機関が行うため、産業支援センターが融資の可否の決定に関わることはない。しかし、前述のとおり、産業支援センターは信用保証協会が金融機関に対して行った信用保証を再保証するため、融資先の債権管理状況が適切に実施されているか否かについて確認する手続を実施した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について結果または意見を述べることにする。

債務保証のモニタリングについて(意見)

新産業創造資金の融資事業では、産業支援センターは信用保証協会に対して債

務保証を行っているものの、融資先の財政状態および経営成績を適時に把握することができていなかった。本来、債務保証を行っている場合には、融資先の財政状態および経営成績を把握するとともに、融資元にヒアリングを行い融資の回収状況を確認することで債務保証のリスク管理が求められるところである。産業支援センターの場合、債務保証のリスク管理を実施することは、信用保証協会に対する損失補償を最小化するということであり、現在 90 百万円の残高がある新産業創造資金推進補助金の返還額を最大化することと同義である。また、その補助金の財源は税金であることを考えれば債務保証のリスク管理は重要である。

このように産業支援センターには新産業創造資金推進補助金の返還額を最大化することが求められている中で、産業支援センターが融資先の財政状態および経営成績を適時に把握することができていなかった理由は、現在の債務保証契約では、産業支援センターが信用保証協会に対して融資先の財政状態および経営成績の報告を求める権利が明記されていないため、産業支援センターが適時に融資先の財政状態および経営成績を把握することが困難だからである。

しかし、このような契約上の制約がある中でも、たとえば、融資の条件緩和依頼が発生した場合には信用保証協会より報告してもらうように依頼し、今後の回収計画をヒアリングしたうえで、当該融資が回収不能とならないように信用保証協会を通して融資した金融機関に一層の努力を促す、といった対応が望まれる。

偶発債務の注記について（結果）

前述のとおり、産業支援センターは信用保証協会との間で債務保証契約を締結している。信用保証協会からの代位弁済の請求が増加したため、平成 21 年度以降は新規の融資を休止しているものの、現時点でも 5 社（平成 23 年 9 月末時点）に対して 4,083 万 8 千円の融資残高がある。

したがって、かかる債務保証は偶発債務であることから、決算報告書において債務保証の残高を注記する必要がある。

新産業創造資金損失補償準備金の運用状況報告書の記載について（結果）

平成 23 年 4 月 30 日付で産業支援センターから県に対して提出された平成 22 年度の新産業創造資金損失補償準備金の運用状況報告書の中で、運用益収入の金額について誤った報告がなされていた。報告を受けた県では、その金額に疑問を持ったため、産業支援センターに対して調査を依頼した。産業支援センターとしては、県からの指摘に対して速やかに金額を修正して再報告をすべきであったが、修正された報告書は平成 23 年 8 月に再提出されていた。

したがって、産業支援センターにおいて、かかる記載誤りに対する指摘に対して速やかに修正して再報告すべきであった。

8. みえ新産業創造ファンド設立出資事業について

(1) 概要

ベンチャー企業は、実績（信用力）に乏しく担保力に欠ける場合が多いため、多くの場合、銀行などによる融資では、円滑な資金調達が困難な状況にある。

そこで、こうしたベンチャー企業に対して、民間のVCを活用した投資による新たな資金供給システムを構築するとともに県も出資を行う形で「みえ新産業創造ファンド」を組成することにより、民間によるリスクマネー供給の「呼び水」になることを狙って、県から産業支援センターに補助金が交付されたものである。

「みえ新産業創造ファンド」は、VCであるフューチャーベンチャーキャピタル株式会社（以下、「FVC」という。）がファンドの全般的な運用を行っている。FVCは、産業支援センターを介した県の出資のほか、三重県内に本店を置く金融機関を中心とした民間企業等からも出資を募り、三重県内のベンチャー企業で株式公開を目指すような成長性のある未公開企業を中心に投資を行う方針である。投資案件の発掘調査活動はFVCが担当し、FVCの投資委員会で最終的に投資を行うか否かを決定している。FVCと産業支援センターは、毎月投資案件の状況などについてミーティングを実施しているほか、年1回「みえ新産業創造ファンド」の決算に合わせて運用状況報告書を受領している。

(2) 手続

産業支援センターは、平成15年度に総額6億50百万円で組成した第1号ファンドに2億50百万円を出資した。その後、平成18年度にも総額10億円で組成した第2号ファンドに1億50百万円を出資した。なお、これらの財源はすべて県からの補助金である。そして、補助金の財源は三重県民の税金であるため、「みえ新産業創造ファンド」の運用状況と今後の見通しについて、最新の運用状況報告書入手して投資の回収可能性について検討を行った。

なお、第1号ファンドおよび第2号ファンドの運用状況は以下のとおりである。

(単位：千円)

ファンド名	出資額	残高	下落率	基準日
第1号ファンド	250,000	52,656	21.1%	平成22年12月31日
第2号ファンド	150,000	83,079	55.4%	平成22年6月30日
合計	400,000	135,735	33.9%	

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

投資の回収可能性について(意見)

第1号ファンドに対して、産業支援センターは2億50百万円を出資しているものの、平成22年12月末時点の持分相当額は53百万円と当初出資額の21.1%まで毀損している。現在第1号ファンドは15社に投資しているが、備忘価格になっている企業が8社、投資簿価を50%以上下回っている企業が6社となっているため、仮にこの15社の中から新規上場を果す企業が現れたとしても、投資額を全額回収することができるかどうかは不透明な状況にあるといえる。投資の目的は民間によるリスクマネー供給の「呼び水」になることではあるものの、第1号ファンドから1社も上場企業を輩出できていないことや、出資額が著しく毀損している状況を鑑みると、出資の目的を十分に果せているのかどうか、県として引き続き検討することが望まれる。

一方で、第2号ファンドからは上場企業を1社輩出したものの、創薬ベンチャーであることから売上高は不規則にしか発生しないこともあり、現時点では投資簿価を回収するまでに至っていない。その結果、出資額1億50百万円に対して、平成22年6月末時点の持分相当額は83百万円(55.4%)まで毀損している。

三重県内のリスクマネー供給の「呼び水」となるべく「みえ新産業創造ファンド」を発足したが、産業支援センターを介した当該ファンドへの出資により、民間によるリスクマネーの自律的供給を十分に引き出したか否かについて、県として十分な検討が望まれる。

9. メッセウイング・みえ管理運営事業について

(1) 概要

設立目的

メッセウイング・みえ（以下、「メッセウイング」という。）は、中小企業者の新技術・新製品・新商品の研究開発および研究者・技術者の交流事業を支援し、開発された新製品・新商品等の展示・見本市を通じ、県下の産業の活性化を図るために設置されたものであり、産業情報の受・発信基地としての機能を備えた、県下全域の総合的な産業育成施設として使用されることを目的として設置されている。

施設の概要

所在地	津市北河路町 19 - 1
土地・建物	敷地面積：62,779.11 m ² 延床面積：8,459.53 m ² (1階：6,266.90 m ² 、2階：2,192.63 m ²)
主な施設の内容	展示ホール(3,231 m ² 、3分割使用可)、研修室3室 会議室3室、ギャラリー、屋外展示場
竣工年月	平成5年8月

施設建設工事費（用地費含む）および県からの貸付金

（単位：千円）

施設建設工事費（用地費含む）		8,865,025
（財源内訳）	高度化資金借入金	6,507,880
	国からの補助金	100,000
	県からの補助金	1,023,638
	津市からの補助金	733,507
	その他(産業界からの寄付等)	500,000

「高度化資金借入金」とは、県の「三重県中小企業等支援資金貸付規則」に基づく、県からの貸付金であり、県は貸付の財源として、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下、「機構」という。）からの貸付を受けている。

貸付条件は、機構から県、県から産業支援センターとともに、無利息で、償還期限は20年以内である（平成25年度に償還終了予定）。

なお、産業支援センターは、当該借入金の償還財源として、県および津市から、おおむね各々6対4の割合で、補助金の交付を受けている。したがって、県からの貸付金のうち、おおむね6割については、県が借入金の償還補助金と

して産業支援センターに交付しており、この部分については実質的に考えれば県の債権（貸付金）とはみなされないということができる。

平成 23 年 3 月 31 日現在における県の産業支援センターに対する当該貸付金の残高は 8 億 921 万円である。

施設の管理運営の状況

メッセウイングの管理運営は、当施設の竣工時には、財団法人三重産業振興センター（主に当施設の設置および管理運営をする目的で平成 2 年に県、津市などの出捐により設立した法人）が行っていたが、平成 15 年 4 月に財団法人三重産業振興センターと産業支援センターが統合したことにより、産業支援センターが当施設の管理運営を引き継いでいる（土地・建物や借入金などもすべて帳簿価額で引き継いでいる）。

なお、平成 21 年 4 月からは、地方自治法に定める、いわゆる「指定管理者制度」に準じた方法により、公募により受託業者を募集し、受託者選定委員会により、受託者を決定し、当施設の管理運営を委託している。

指定管理者制度に準じた方法を採用した理由は、通常の委託では権限のなかった、施設の使用許可・利用料の受入れ等を事業者が行えるようになり、事業者の創意工夫が大きく活かせるようになり、効果的、効率的な管理運営による利用者へのサービス向上、施設の有効利用、経費節減等を図ることとしている。

なお、指定管理者制度に準じた方法の採用に当たっては、その是非について県等の関係団体と協議を行い採用するに至っている。

産業支援センターと委託業者との間で締結している「メッセウイング・みえの管理運営に関する基本協定書」（以下、「基本協定書」という。）の主な概要は次のとおりである。

委託期間	平成 21 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの 5 年間
業務の内容	1．管理運営業務 （1）メッセウイング・みえの事業の実施に関する業務 （2）メッセウイング・みえの施設の利用の許可等に関する業務 （3）メッセウイング・みえの利用料金の收受等に関する業務 （4）管理施設の維持管理および修繕に関する業務 （5）その他管理運営上必要と認める業務 2．上記に掲げる業務の細目は業務仕様書で定める。 3．産業支援センターは委託業者が行う管理運営業務について、

	成果目標を設定する。
納付金	委託業者が産業支援センターに支払う納付金は、総額 1 億円とする（毎年度 20 百万円）。

メッセウイングの利用料金はすべて委託業者の収入とする、いわゆる「利用料金制度」がとられており、管理運営に係る経費は基本的にこの利用料金から賄うこととしており、産業支援センターが管理運営に関して支払う経費はない。

なお、固定資産税および火災保険料は産業支援センターが支出しているが、これには委託業者が支払う納付金を充当している。

（２）手 続

メッセウイングの管理運営等に関する書類を入手し、閲覧、分析、メッセウイングの現場視察および担当者への質問等を実施することにより、当該事業に関する合規性等を検討した。

（３）監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について結果または意見を述べることとする。

三重産業振興センター関係補助金について

ア．補助金交付目的について（意 見）

メッセウイングに係る県からの補助金については、主として概要で記載した高度化資金借入金（県からの借入金）に関する償還補助である。

しかし、この補助金の根拠となる「三重産業振興センター関係補助金交付要領（以下、「補助金交付要領」という。）」によれば、補助金の交付目的および補助事業の内容は以下のとおりとなっている。

補助金の交付目的	補助事業の内容
補助事業者（産業支援センター）が行う、三重産業振興センターの施設の設置及び改修を図る。	三重産業振興センターの施設の設置及び改修に要する経費

ここでいう、「三重産業振興センター」とは「メッセウイング」のことであるということは類推できるが、「三重産業振興センター」は、当初メッセウイングの管理運営を行っていた財団法人名であり、補助金交付要領上でも、「メッセウイング・みえ」と表記すべきである。

また、そもそも補助金の交付目的や補助事業の内容としては、あくまでも三重産業振興センター（メッセウイング）の「施設の設置及び改修」と定めており、産業支援センターの“借入金の償還補助”とは記載されていない。

たしかに、メッセウイングの設置に当たっては、県からの補助金の一部充当されており、また、その後の大規模修繕においては、県からの補助金がこの補助金交付要領に基づき支出されてきている。

しかしながら、それは“借入金の償還補助”とは別の支出であり、“借入金の償還補助”を行うのであれば、補助金交付要領にも明確に“借入金の償還補助”を補助金の交付目的や補助事業の内容として定める必要があると考えられる。

なお、「高度化事業借入金償還計画」によれば、県からの借入金は、平成3年度から平成5年度にかけて実施され（総額65億788万円）、そのうち、借入金の償還財源として、県が補助金で賄う金額は、37億2,657万5千円（残額は津市）であり、平成7年度から平成22年度までに、32億5,152万9千円がすでに償還されており、平成25年度で償還は終了する予定である。

イ．債務負担行為の設定について（意見）

前述したとおり、県からの借入金について、借入当初からその償還補助が県から支出されることになっていた。

これについて、県の予算上、地方自治法第214条に定める債務負担行為の設定が行われていない。

事実上、借入当初からその償還補助が県から支出されることになっていたため、県が補助金で負担する金額37億2,657万5千円について、将来発生する債務の負担として、議会の議決により、債務負担行為の設定を行う必要があったものと考えられる。

メッセウイングの管理運営について（成果目標に関して）

基本協定書および「メッセウイング・みえ管理運営業務受託者募集要項（以下、「募集要項」という。）」において、メッセウイングの管理運営業務に関して、以

下の成果目標を設定しており、委託業者に対して、成果目標を超えることができるように努めることを指示している。

成果目標	目標値
来館者数	毎年度 25 万人
展示ホール利用率	毎年度 40%
研修室等利用率	毎年度 60%
利用者満足度	毎年度 90%

目標値は平成 19 年度実績を基に決定している。

ア．成果目標と実績値との比較について（意見）

成果目標について、平成 18 年度から平成 22 年度までの実績値は次のとおりである。

成果目標	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度
	23 万人	23 万人	30 万人	23 万人	22 万人
	33.5%	34.8%	27.5%	25.5%	27.5%
	49.0%	53.8%	48.7%	53.7%	61.5%
	-	-	-	96.5%	96.7%

1. 平成 21 年度から指定管理者制度に準じた方法で管理運営業務を委託している。
2. 利用者満足度について、平成 18 年度から平成 20 年度は調査していない。

来館者数については、平成 20 年度を除き、大きな変動はないが、平成 22 年度は若干少なくなっている。平成 20 年度は、集客の多いイベントが多かったためとのことである。

展示ホール利用率については、減少傾向にある。指定管理者制度に準拠した委託以前の方が大きくなっている。

研究室等利用率については、増加傾向にあり、平成 22 年度は成果目標を超えている。

利用者満足度については、平成 21 年度からの調査であるが、目標値を上回っている。

展示ホール等の利用に関しては、経済状況等にも左右されることではあるが、展示ホールの利用率については、目標値と実績値との乖離が大きいため、その原因について把握しておく必要がある。また、指定管理者制度に準拠した方法

に移行した成果が出ているのかどうかについても、今後、検討していくことが必要であると考えられる。

イ．利用率の算出方法について（意見）

成果目標で使用している利用率の算出について、例えば、展示ホールなどは、午前・午後・夜間の3コマを実績値として把握しているが、利用率の算出に当たっては、午前・午後の2コマを分母として計算している。

すなわち、一般的には利用率の算出に当たって利用コマ数を使用する場合、分母には営業日おける利用可能コマ数（午前・午後・夜間）、分子は利用実績コマ数にて算出するところ、午前・午後の2コマを分母として計算している。

これでは、仮に100%の利用状況の場合、単純に計算すると利用率は150%（1.5倍）となってしまう。

産業支援センターでは、以前から、このような方法にて利用率を算出し、事業報告書などで公表しているが、より実態に合わせた利用率の計算方法に変更することが望ましい。

平成22年度の展示ホール利用率の27.5%を単純に、1.5で割戻すと、約18.3%となる。

ウ．その他の成果目標について（意見）

成果目標について、委託業者からの提案により、次の2項目が成果目標として加わっている。

成果目標	目標値
「産業振興」を目的とした施設利用率	毎年度70%
三重県内企業の施設利用率	全利用者における利用率90%

この成果目標については、業務仕様書として、基本協定書に綴じこまれた文書にも記載されており、これについても、委託業者の管理運営業務の評価等の際に参照すべき項目であると考えられるが、委託業者からの「事業報告書」（基本協定書第27条）には、これらの成果目標について触れていない。

このため、「事業報告書」においては、これらの成果目標についてもその実績が記載される必要があると考えられる。

なお、この成果目標について、「事業報告書」とは別の資料で把握された実

績値は次のとおりである。

成果目標	H21 年度	H22 年度
「産業振興」を目的とした施設利用率	79.4%	75.4%
三重県内企業の施設利用率	82.1%	78.3%

指定管理者制度に準じた方法で管理運営業務を委託した平成 21 年度からの実績データである。

については、目標値を実績値が上回っている。については、目標値を下回っている。これについても、ア. で述べたようにその原因の把握が必要である。

なお、の「産業振興」を目的とした施設利用率であるが、「産業振興」の定義が定かではない。平成 23 年 3 月度の「施設使用状況」を閲覧したが、たしかに、単なる会議としての利用や、“産業”とは直接的には関係しない団体（政治団体等）による集会での利用も見受けられる。

「メッセウイング・みえ管理及び運営に関する規程」によれば、特に、“産業”とは直接に関係しない利用に対して制限を加えていることはない。

しかしながら、「産業振興」「産業の活性化」を目的として設置している当施設の性格上、また、指定管理者制度に準じた方法により委託しているため施設の使用許可は委託業者が行えることとなっていることから、産業支援センターとして、「産業振興」による利用状況を把握しておくことは必要なことであると考えられる。

したがって、「産業振興」を目的とした利用というのは、どのような利用を指すのかについて、明確に定めておく必要がある。

なお、前述した「施設使用状況」においては、産業業種別に利用状況を集計しているが、この中で「会議・説明会・講習会他」の利用率は 78%となっており、産業業種別に区分されている利用率は 22%である。

平成 22 年度の「産業振興」を目的とした施設利用率の実績値は、79.4%となっている。これは、「会議・説明会・講習会他」の利用を産業業種別に振り分けた結果とのことであるが、その過程が明らかとはなっていない。

「産業振興」を目的とした利用の定義を明確にするとともに、その算出過程についても把握しておく必要があると考えられる。

メッセウイングの管理運営について（収支状況に関して）（意見）

メッセウイングに関する平成 18 年度から平成 22 年度までの収支状況は以下

のとおりである。

(単位：千円)

	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
収入合計	110,005	112,454	96,299	94,131	104,485
支出合計	100,712	92,609	93,538	85,535	83,713
差引	9,292	19,845	2,761	8,596	20,772

1. 平成 21 年度から指定管理者制度に準じた方法で委託しており、委託業者から提出された「事業報告書」内の収支決算から転記している（支出合計には産業支援センターへの納付金 20 百万円も含まれている）。
2. 平成 18 年度から平成 20 年度までは、収入合計は産業支援センターで計上した施設使用料収入とし、支出合計は管理運営業務委託業者からの収支決算書における支出合計に、産業支援センターにて負担している固定資産税・火災保険料相当額として 20 百万円を加算した金額としている。
3. いずれの支出合計にも、施設の（大規模）修繕に係る支出は含まれていない。

収入合計は、施設の利用状況により、変動すると思われるところ、減少傾向であったのが、平成 22 年度に増加に転じている。

支出合計は、ほぼ減少傾向にあり、特に、指定管理者制度に準じた方法に移行した平成 21 年度以降は、減少している。

結果として、収入合計と支出合計の差引金額は、いずれの年度もプラスとなっており、指定管理者制度に準じた方法に移行した平成 21 年度以降は増加傾向にある。

指定管理者制度に準じた方法に移行してから、まだ平成 21 年度・平成 22 年度の 2 年度間の実績しか把握できないが、指定管理者制度に準じた方法に移行した効果として、収支面だけを見れば効率的な運営ができていくということが出来る。（委託業者の評価には収支面だけではなく、前述した成果目標と実績値との対比も合わせて検討する必要はある。）

このように、収支面では指定管理者制度に準じた方法に移行した効果が出ているように見えるが、概要で記載したとおり、産業支援センターの収入となるのは、各年度の納付金 20 百万円だけであり、これも産業支援センターにて負担している固定資産税・火災保険料の支払に充当されている。

したがって、どれだけプラスの収支差額が発生しても産業支援センターの収益とはならない。（逆にマイナスの収支差額となっても基本的には産業支援センターの追加負担はない）。

民間事業者の創意工夫を活かすという指定管理者制度の趣旨に鑑み、収支差

額についてすべてを精算することは避けるべきではあるが、メッセウイングの設立には公的資金が充てられており、いわゆる「公の施設」に準じたものと考えられるため、プラスの収支差額の一定割合について、委託業者から納付させることも、次回の委託期間（平成 26 年度以降）には検討の余地があると考えられる。

この際には、民間事業者の受託に関するモチベーションを減退させないようにすることや、収支差額の算出については、適切な会計処理が行われているかを検査する方法について検討する必要があると考えられる。

固定資産に関する会計処理について

ア．固定資産残高について

メッセウイングに関する平成 23 年 3 月 31 日現在の固定資産残高は次のとおりである。

（単位：千円）

科目	取得価額 (A)	減価償却累計額 (B)	帳簿価額 (A) - (B)
建物	4,428,632	1,184,565	3,244,067
構築物	641,255	212,915	428,339
土地	1,956,355	-	1,956,355
車両運搬具	698	677	21
器具備品	12,763	10,779	1,984
電話加入権	426	-	426
合計	7,040,129	1,408,937	5,631,192

1. 特定資産とその他固定資産の合計である。
2. 建物には建物附属設備が含まれている。

概要で記載したとおり、平成 15 年 4 月に財団法人三重産業振興センターと統合した際に、メッセウイングの固定資産を当該財団法人の平成 15 年 3 月 31 日現在の帳簿価額で引き継いでおり、当該金額が上表の取得価額となっている。

また、上表の減価償却累計額は平成 15 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日までの減価償却費の累計額である。

上表の帳簿価額が産業支援センターの平成 23 年 3 月 31 日現在の貸借対照表に計上される金額である。

イ. 減損会計について

『公益法人会計基準』（改正平成 21 年 10 月 16 日内閣府公益認定等委員会）では、資産の貸借対照表価額について、次のように定めている。

公益法人会計基準 第 2 貸借対照表

3 資産の貸借対照表価額

(6) 資産の時価が著しく下落したときは、回復の見込みがあると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額としなければならない。ただし、有形固定資産及び無形固定資産について使用価値が時価を超える場合、取得価額から減価償却累計額を控除した価額を超えない限りにおいて使用価値をもって貸借対照表価額とすることができる。

このように、資産については時価評価を行い、時価が著しく下落したときには、時価をもって計上しなければならないと定めており、いわゆる「減損会計」を適用する必要がある。

なお、減損会計の適用に当たっては、『「公益法人会計基準」の運用指針』（平成 21 年 10 月改正内閣府公益認定等委員会）や『公益法人会計基準に関する実務指針（その 3）』（平成 19 年 3 月 29 日日本公認会計士協会）において、具体的な取扱いが記載されており、主な要点は以下のとおりである。

時価評価の対象範囲

対象となる固定資産は時価が著しく下落しているおそれのあるものである。例えば、バブル期に取得した土地・建物等の時価が著しく下落していないかどうかというような場合であり、通常に使用している什器備品や車両運搬具まで厳密に時価を把握する必要はない。

時価の著しい下落

資産の時価が著しく下落したときとは、時価が帳簿価額から概ね 50% を超えて下落している場合とされている。この場合の時価は、通常、観察可能な市場価格をいい、市場価格が観察できない場合には合理的に算定された価額（例えば、不動産鑑定評価額等）を用いることになる。また、その回復可能性は、相当の期間に時価が回復する見込みであることを合理的な根拠をもって予測できるか否かで判断することが必要である。

使用価値の算定

使用価値により評価を行うかどうかは法人の任意であり、使用価値により評価できるのは、対価を伴う事業に供している固定資産に限られる。

使用価値は、対価を伴う事業に供している固定資産について、資産又は資産グループ（土地、建物等）を単位として算定することができ、資産又は資産グループの継続的使用と使用後の処分によって見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値をもって算定する。

（監査人注釈）将来キャッシュ・フローの現在価値とは、単純に説明すると、資産又は資産グループの継続的使用と使用後の処分によって見込まれる収入と支出の差額を現在価値に割り引いたものであり、資産の経済的残存使用年数（残存耐用年数）の期間、使用するものとして算出する。

ウ．減損会計の適用について（結果）

産業支援センターでは、これまで、平成 25 年度までは借入金の償還補助収入が見込まれるため、減損会計の適用は借入金の償還が完了する平成 25 年度以降の対応を検討していたとのことである。

しかしながら、公益法人会計基準上、資産の時価が著しく下落したときには、回復の見込みがあると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額としなければならないとされており、まずは、時価の算定が必要である。

そこで、土地と建物について、簡便的に平成 23 年度の固定資産税評価額を基準に算定した価額を時価とみなして、試算を行うこととする。

なお、建物については固定資産評価額を時価とみなして算定しているが、土地については、土地の固定資産税評価額は、一般的に土地取引の指標とされる公示地価の 7 割を目処に算出されているといわれているので、土地については固定資産税評価額を 0.7 で割戻した金額を用いている。

（単位：千円）

	帳簿価額 (a)	固定資産税 評価額 (b)	差額 (c) = (b) - (a)	下落率 (c) ÷ (a)
土地	1,956,355	1,049,308	907,047	46.4%
建物	3,244,067	863,893	2,380,174	73.4%
合計	5,200,422	1,913,201	3,287,221	-

固定資産税評価額 734,516 千円を 0.7 で割戻した金額である。

上記の試算結果からは、建物は時価が著しく下落している。土地は 50% を超える下落はないが、資産の時価が著しく下落したときとは、時価が概ね 50%

を超えて下落している場合とされており、概ね 50%を超えていると判断することもできる。

メッセウイングの土地・建物は平成 3 年から平成 5 年にかけて取得・建設されたものであり、相当程度の時価の下落が見込まれる。

したがって、不動産鑑定評価額等により合理的な時価を算出し、減損処理の必要がないかを検討する必要がある。

I. 建物の減価償却計算について（結果）

建物本体の減価償却計算で使用している耐用年数について、現状では 57 年としている。

これは、平成 15 年 4 月に財団法人三重産業振興センターと統合した際に、中古資産の取得とみなし、法人税法上の中古資産の耐用年数の算定方法に準拠したものであり、具体的には以下のとおりである。

$$\cdot \text{耐用年数} = (\text{法定耐用年数} - \text{経過年数}) + \text{経過年数} \times 20\%$$

上記の計算過程において、法定耐用年数を 65 年としているが、法人税法上、平成 10 年 4 月以降、法定耐用年数は短縮され、50 年となっている。

したがって、平成 15 年 4 月の統合時には法定耐用年数を 50 年として計算すべきであったと考えられる。上記の計算式のうち、法定耐用年数を 50 年に置き換えると、耐用年数は 42 年となる。

耐用年数を 42 年（償却率 0.024）とした場合、1 年分の減価償却費は、7,813 万円となり、当初（平成 15 年 4 月 1 日）から、平成 23 年 3 月 31 日まで（8 年間）耐用年数 42 年で減価償却計算をしたとすると、減価償却累計額は、6 億 2,503 万 7 千円となる。

耐用年数 57 年での計算による、現状の当該建物の減価償却累計額は、4 億 7,060 万 6 千円であり、耐用年数 42 年による計算結果との差額は、1 億 5,443 万 1 千円となる。

産業支援センターでは、建物等の償却資産の減価償却に際しては、基本的には法人税法の定めに従って減価償却計算をしているとのことであるが、当該施設については、平成 10 年の法改正後も、改正前の法定耐用年数の 65 年を使用可能年数と考え、平成 15 年の統合時もそれに基づいて計算された 57 年を耐用年数としているとのことである。

たしかに、法人税法に定める法定耐用年数を使用せずに、操業度（利用度）

の大小や技術革新の程度などの条件を勘案し、物理的減価および機能的減価を具体的に見積もったうえで自主的に耐用年数を見積もることは可能であるが、産業支援センターにおいて、具体的にそのような見積もりを行ったうえで、耐用年数として57年を決定しているわけではない。

したがって、具体的な見積もりを行ったうえで、自主的に耐用年数を決定するか、そうでないならば、法人税法上の耐用年数を使用して減価償却計算を行い、減価償却費の差額についても、適切に処理することが望まれる。

三重県土地開発公社について

1. 三重県土地開発公社の概要

(1) 団体名

三重県土地開発公社

(2) 所管室

県土整備部公共用地室

(3) 設立年月日

昭和31年5月10日 財団法人三重県住宅公社として設立

昭和48年6月 1日 三重県土地開発公社に組織変更（公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年6月15日法律第66号））

(4) 沿革

昭和31年 5月 財団法人三重県住宅公社設立

昭和35年12月 財団法人三重県開発公社に改組

昭和41年 4月 三重県住宅供給公社へ財産分離譲渡

昭和48年 6月 三重県土地開発公社に改組

昭和62年 4月 二公社（三重県土地開発公社、三重県住宅供給公社）の事務局統合

平成10年 4月 三公社（三重県土地開発公社、三重県住宅供給公社、三重県道路公社）の事務局統合

(5) 設立目的

定款に定める目的

この土地開発公社は、公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与することを目的とする。

設立の経緯

公有用地等を先行取得し道路、公園、緑地等の社会資本整備を円滑に進める必要性及び工業用地の造成に伴う新規企業の立地や雇用の拡大等を目的に土地開発公社（以下、「土地公社」という。）は設立された。

（６）主な事業内容

定款に定める事業内容

土地公社定款に定める業務のうち主な業務内容は次のとおりである。

国、県等からの依頼により、道路、公園、緑地その他の公共施設等の用に供する土地の取得、管理及び処分を行う。

地域開発のためにする工業用地等の用に供する一団の土地の造成事業を行う。

国、県等の委託に基づき、土地の取得のあっせん、調査、測量、設計、その他これらに類する業務を行う。

なお、造成事業は、平成15年に外郭団体の改革の一環で土地造成事業は新規に行わない方針が打ち出されており、ニューファクトリーひさい工業団地（平成5年度事業化）以降は実施していない。

具体的な実施事業

ア．先行取得事業

都市計画区域内の土地の先買いや地域の整備のために必要となる土地を国、地方公共団体の依頼に基づき取得する事業で次の方式により実施している。

公有用地の取得事業

土地取得のための調査、交渉、契約、代金支払および登記事務を行う。取得に要した費用で後年以降に土地の再取得（依頼者による買い取り）が行われる。

公有用地取得造成事業（土地取得＋造成事業）

土地取得から造成工事までを一貫して行い、完成までに要した費用で後年以降に土地の再取得が行われる。

イ．土地造成事業

「地域の産業基盤の整備と雇用の創出を図り、地域の発展と県民所得の向上」を目的とする事業である。

調査・設計、用地取得、造成工事および分譲業務が行われる。

地方公共団体等からの要請により公社単独もしくは共同で実施する事業である。

リ．その他の事業について

あっせん等業務

地方公共団体等の委託による土地の取得のあっせん、調査、測量および、設計の業務で実績を生かし、以下の業務を行っている。

土地取得に必要な、調査、用地交渉及び契約事務

公共用地・公用地整備のために必要な測量・設計その他これらに類する業務

(7) 人員

(平成23年3月31日現在)

区分	現員数	県派遣	県退職者	プロパー職員	その他
常勤理事	3	1	2	-	-
正規職員	61	2	-	56	3
計	64	3	2	56	3

1. 常勤理事は、三公社の役員を兼務している。

2. 正規職員には、嘱託員8名、事務補助職員3名は含まない。

(8) 県からの貸付金および債務保証残高

平成23年3月31日現在の貸付金残高 2,426,088千円
(土地開発基金より借入)

(貸付金残高の内訳)

ニューファクトリーひさい工業団地分	2,300,000千円
一般国道1号桑名東部拡幅事業分	126,088千円
合計	2,426,088千円

平成23年3月31日現在の債務保証残高	5,873,200千円
(債務保証残高の内訳)	
木曾岬干拓地用地分(株)百五銀行)	2,936,600千円
同上(三重県信用農業協同組合連合会)	2,936,600千円
合計	5,873,200千円

(9) 県からの貸付金および債務保証残高の推移

(単位：千円)

	H19年3月	H20年3月	H21年3月	H22年3月	H23年3月
貸付金残高	4,335,372	4,335,372	4,335,372	4,316,957	2,426,088
債務保証残高	8,222,480	7,635,160	7,047,840	6,460,520	5,873,200

(1 0) 直近5期の貸借対照表および損益計算書

貸借対照表

(単位：百万円)

年 度		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	
資 産 の 部	流動資産	現金及び預金	3,320	1,420	1,014	814	905
		未収金	670	374	1,010	330	313
		公有用地	16,908	17,896	16,940	14,898	11,917
		完成土地等	3,239	2,942	2,965	2,965	2,963
		開発中土地	-	-	-	-	-
		代替地	-	10	-	-	-
		その他	11	14	16	17	19
	計	24,151	22,659	21,946	19,026	16,119	
	固定資産	有形固定資産	35	35	43	37	32
		無形固定資産	1	1	1	2	4
投資その他の資産		5,610	5,792	6,128	6,194	6,293	
計		5,647	5,829	6,173	6,234	6,330	
資 産 合 計		29,799	28,488	28,119	25,260	22,449	
負 債 の 部	流動負債	未払金	418	791	500	503	221
		短期借入金	7,707	7,002	7,705	5,502	5,432
		前受金	-	-	-	59	102
		預り金	3	2	3	3	2
		引当金	-	31	28	26	28
	計	8,130	7,828	8,237	6,095	5787	
	固定負債	長期借入金	14,832	13,782	13,117	12,403	9,806
		引当金	1,273	1,299	1,125	1,049	1,054
		その他の固定負債	-	-	2	1	1
		計	16,105	15,082	14,245	13,455	10,862
負 債 合 計		24,235	22,910	22,483	19,550	16,650	
資 本 の 部	資 本 金	基本財産	5	5	5	5	5
		前期繰越準備金	5,576	5,558	5,572	5,630	5,704
	準 備 金	当期純利益(損失)	18	14	57	74	89
		計	5,558	5,572	5,630	5,704	5,794
資 本 合 計		5,563	5,578	5,635	5,710	5,799	
負 債 資 本 合 計		29,799	28,488	28,119	25,260	22,449	

平成22年度末においては、資産合計約224億円の7割弱（148億80百万円）を公有用地や完成土地等が占めており、特に公有用地（119億17百万円）が5割強にのぼる。また、3割弱（62億93百万円）は投資その他の資産であり、内容は国債等の投資有価証券である。同年度末における負債・資本合計は、用地取得に係る借入金 が長期と短期を合せて7割弱（152億38百万円）を占める。また、3割弱（57億99百万円）は資本合計である。

直近5期では、県の用地取得需要量の減少に伴い公有用地およびその取得に係る借入金が減少傾向にあり、それに伴い資産合計が平成18年度から73億50百万円減

少している。また、現金及び預金と投資有価証券の合計がほぼ一定であるのに対し投資有価証券が増加しているのは、資金需要を考慮した適時の資金運用を推進していることによる。

損益計算書

(単位：百万円)

年 度		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
事業収益	公有地取得事業収益	6,133	4,387	5,748	4,837	6,883
	土地造成事業収益	-	444	147	-	2
	あっせん等事業収益	461	456	463	475	485
	計 (a)	6,594	5,287	6,360	5,313	7,371
事業原価	公有地取得事業原価	6,138	4,402	5,758	4,839	6,863
	土地造成事業原価	-	362	99	-	1
	あっせん等事業原価	435	405	384	399	404
	計 (b)	6,573	5,170	6,243	5,238	7,269
販売費・一般管理費 (c)		94	101	102	93	105
事業利益(損失) (d)=(a)-(b)-(c)		73	15	14	18	2
事業外収益 (e)		62	87	94	93	94
事業外費用 (f)		0	87	51	0	2
経常利益(損失) (g)=(d)+(e)-(f)		11	14	57	74	89
特別利益 (h)		-	-	-	0	-
特別損失 (i)		6	0	-	0	-
当期純利益(損失) (j)=(g)+(h)-(i)		18	14	57	74	89

平成22年度においては、事業収益は73億71百万円であり、その93%（68億83百万円）が公有地取得事業収益であり、その他はあっせん等事業収益が4億85百万円である。事業原価は72億69百万円であり、うち公有地取得事業原価は、簿価相当で県等が再取得する事業であり収益と同額であるため、事業総利益率は約1%に過ぎない。用地取得に係る人件費は原価算入されるため、販売費・一般管理費は約1億円と事業収益の約1%である。これにより事業損益はわずかな損失となったが、投資有価証券の運用益等の事業外収益により、当期純利益が89百万円となっている。

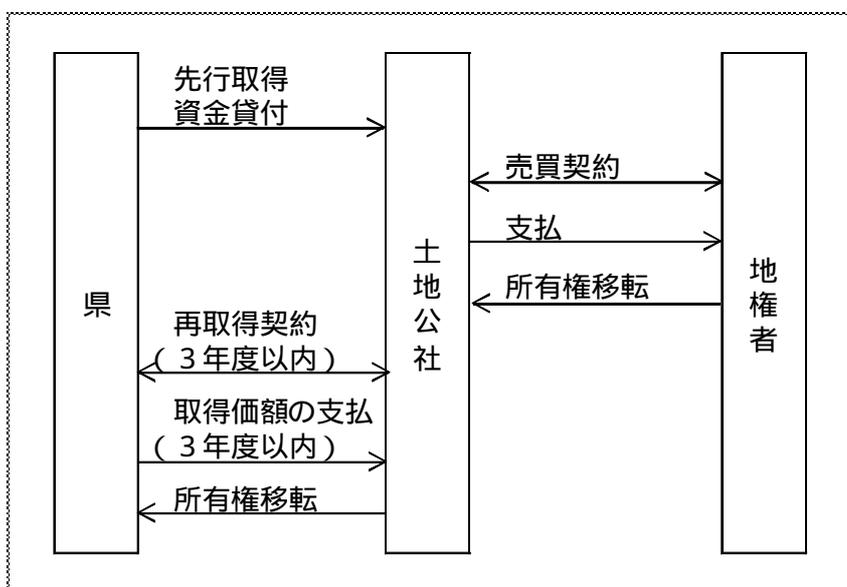
直近5期では、事業収益は平成22年度において新県立博物館整備事業用地の売却が23億90百万円生じたため増加しているものの、長期的には減少傾向にある。平成19年度および平成20年度の土地造成事業収益は、ニューファクトリーひさい工業団地における区画売却が生じたことによるものであり、同年度における事業外費用のほとんどはこれに係る工業団地精算引当金繰入額である（3.（3）監査結果 参照）。

2. 県土整備部公共用地等先行取得資金貸付金について

(1) 概要

県単独事業としての用地先行取得制度は、通常事業費の予算不足に対応するために、国の制度である用地国債制度、用地補償国債制度を補完するものとして、県独自の制度として機能している。

< 県土整備部公共用地等先行取得制度の事務フロー概要 >



県土整備部公共用地等先行取得資金貸付金は、県土整備部所管の公共事業の用に供する土地の取得財源を県が一般会計から無利子で土地公社に貸付けるものである。県は先行取得した土地を翌年度以降3年度以内に再取得することとされている。貸付金の概要は以下のとおりである。

極度額	80億円（下記で不足が生じた場合39億円を限度に民間金融機関より借入れ）
貸付額	41億円
貸付方法	年度初日（4月1日）に貸付け、年度末日（3月31日）に返済を受ける<=年度末残高ゼロ>
貸付条件	無利息
公社における運用方法	他と区別し決済用普通預金口座に預金

(2) 手続

業務関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析および質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について結果を述べることとする。

先行取得資金の貸付額の切下げについて（結果）

用地の先行取得実績、当該資金の貸付金額および最大運用額の推移は下表のとおりである。

< 先行取得資金貸付金による用地取得実績の推移 >

（単位：千円）

年度	取得面積 (単位：m ²)	取得金額	貸付金額	最大運用額
平成9年度	159,781.83	4,479,655	4,600,000	-
平成10年度	134,212.44	4,166,929	4,100,000	-
平成11年度	282,937.35	6,299,005	5,600,000	-
平成12年度	107,049.25	2,683,839	5,600,000	-
平成13年度	114,165.19	1,771,539	5,300,000	-
平成14年度	82,170.92	1,785,960	4,100,000	-
平成15年度	82,051.10	2,749,516	4,100,000	-
平成16年度	85,785.94	2,046,161	4,100,000	-
平成17年度	53,240.98	1,301,362	4,100,000	3,861,045
平成18年度	8,743.78	952,015	4,100,000	3,052,341
平成19年度	61,614.09	1,795,906	4,100,000	1,855,985
平成20年度	15,816.13	982,303	4,100,000	2,288,129
平成21年度	22,827.07	421,898	4,100,000	1,083,310
平成22年度	42,237.96	716,473	4,100,000	1,065,054

最大運用額は、公社が実際に先行取得資金に貸付金を充当していた額（各月末時点）の年度内最大額（平成16年度以前は省略）

各年度における取得金額の推移を見ると、県における用地の取得需要量の減少に伴って平成11年度の約63億円をピークに減少傾向にあり、特に直近3年間は継続して10億円を下回っている。これに伴い、最大運用額は近年では10億円程度の水準で推移している。

当該資金は年度末日1日を除いて土地公社に貸付けてあり、土地公社では公共事業用地等先行取得資金貸付契約に基づき利息のつかない決済用普通預金口座に預金してあるため、実際に使われていない分は年度を通じて拘束され、機会損失が生じているといえる。

このため、県では既に貸付額の見直しに着手しているとのことであるが、同制度が事業費の予算不足を補い、円滑な用地取得を行うために設けられたものであることおよび県における機会損失の発生回避の観点から、直近の運用額の推移および先行取得計画上の取得予定額を精査したうえで、当該資金の貸付額を適切な水準まで切下げて設定すべきである。

3. ニューファクトリーひさい工業団地について

(1) 概要

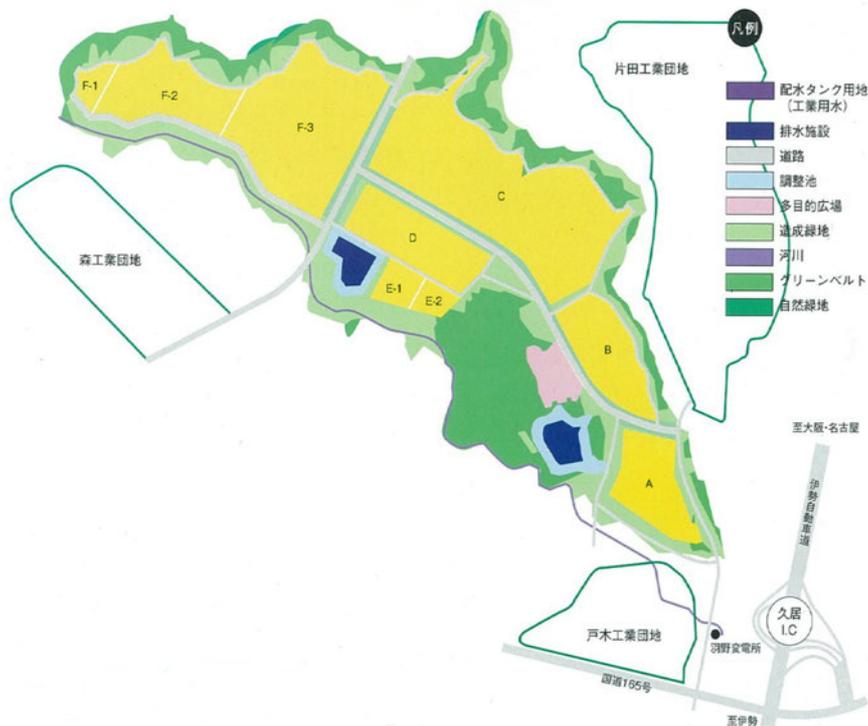
ニューファクトリーひさい工業団地は、企業誘致の施策として三重県および久居市（現在の津市）からの要請により、平成6年度から平成12年度までの分譲完了する計画で平成6年3月に事業化が決定されたもので、総面積94.0ha、分譲面積46.9ha、総事業費（当時見込）170億円、三重県のモデル工業団地と位置付けられた工業団地である。

区画は当初全6区画（A～F）であったが、途中でE区画がE1、E2の2区画に、F区画がF1～F3の3区画にそれぞれ区分され、現在は全9区画である。平成22年度末現在、未分譲用地はA区画、F2区画、F3区画の3区画であり、流動資産の「完成土地等」に27億923万円が計上されている。また、敷地内には構内道路、調整池、下水処理施設、下水管、緑地等の公共施設があり、これらは造成完了後に津市に無償で移管されている。（当該施設の原価は分譲用地の原価に算入されている。）

<ニューファクトリーひさい工業団地の概要>

所在地	津市戸木町・森町	
造成分譲状況	造成済・分譲中	
団地総面積	939,824㎡	
分譲総面積	469,121㎡ (141,909坪)	
対象業種	製造業	
交通 輸送	道 路	伊勢自動車道 久居 I C から 2.0km、 一般国道165号(4車線)から 0.5km
	鉄 道	近鉄名古屋線 久居駅から 4.0km
	そ の 他	四日市港から 40km、名古屋空港から 75km 中部国際空港から 有料道110km、一般道100km
地 勢	標高30～70メートルの丘陵地を標高40～50メートル 程度の宅盤に造成。N値は盛土下(最高盛土高15程度) での基盤層では60以上。	
建築	用途区分	A区画:都市計画区域(市街化調整区域) F区画:都市計画区域外(無指定)
	建築制限	建築協定有り、建ぺい率:60%、容積率200%

<ニューファクトリーひさい工業団地の全景>



(2) 手 続

業務関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続(閲覧、突合、分析および質問等)を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

工業団地精算引当金の会計処理について（意見）

土地公社は、平成12年度末以降において、「工業団地精算引当金」を計上している。財務諸表の注記事項のうち重要な会計方針には、当該引当金の計上基準として、以下のように記載されている。

工業団地精算引当金
...受託事業であるニューファクトリーひさい工業団地の当期における売却差額等は、事業完了時に精算するため、引当金として計上しております。

具体的には、区画の売却毎に粗利益相当額を引当金繰入額として費用計上することにより当該事業損益をゼロとするとともに当該引当金を計上し、造成後に発生する諸費用（環境影響評価事後調査費、借入金利息等）を当該引当金から取崩すという会計処理を継続してきた。

< 工業団地精算引当金の増減推移（単位：千円） >

年度	増加	減少	年度末残高
平成12年度	667,271		667,271
平成13年度			667,271
平成14年度			667,271
平成15年度	20,456		687,727
平成16年度		10,506	677,221
平成17年度		10,791	666,430
平成18年度		24,547	641,883
平成19年度	87,490	34,761	694,612
平成20年度	51,478	30,583	715,507
平成21年度		23,819	691,688
平成22年度	1,674	23,085	670,277

このような会計処理を当時導入した経緯については、以下の理由から、準備金に計上することは適切でないと考え、当該引当金を計上することとしたとのことであった。

団地全体の分譲が完了した時点で剰余金が発生した場合には、当該団地の維持管理費用として団地内の公共施設の管理主体である津市に剰余金を交付すること

になっており、津市、県および土地公社の三者で文書による合意書を締結している。しかし、土地公社の会計基準に相当する「土地開発公社経理基準要綱」(以下、「要綱」という。)において、準備金の取崩しに関する定めが存在しない。これについては、(旧)経理基準要綱逐条解説第 59 条 5 において「利益金又は利益剰余金の任意的な処分はあり得ない。法の規程に従って、準備金として整理される法定処分があるにすぎない。」との記載があり、当該事項は現行の経理基準要綱においても実質的に変更されていないことから、土地公社自体が清算しない限り、利益処分がなされる余地はなく、したがって、当該団地事業が完了した時点において津市に利益処分として剰余金相当額を交付することができない。そのため、土地公社は、代替的な会計処理として、当該工業団地の事業完了時に売却差額を津市に交付するために当該引当金として計上している。

当該事業の経緯および県のモデル的施策としての位置付けを考慮すると、上述のような検討の過程には一定の理解はできる。

しかし、当該引当金は、区画の売却毎に粗利益相当額を引当金繰入額として費用計上して引当てるものであり、会計基準が予定している将来の特定の費用または損失のための引当金ではない。

財務諸表は、土地公社の運営の適切な状況を広く土地公社の利害関係者に伝えるために作成されるものであり、また、県の作成する連結財務諸表の基礎となっている。当該団地内の未分譲地は残り 1 区画となり、事業の精算が近づいたことから、今後はその実態をより反映する財務報告を行う必要がある。

元管理センター用地について（意見）

当該団地内には、公表されている分譲対象用地および公共施設のほかに、元管理センター用地として、5,068.27 m²の土地が存在する。監査人が平成 23 年 9 月 5 日に現地視察した。

<元管理センター用地>



当該用地は、当初は分譲予定地ではなく、団地施設を管理していく管理センター用地であったが、県、津市および土地公社の三者協議により事業計画上の位置付けが変更され、現在は企業からの要望があれば将来の分譲対象用地として検討されているところである。

当初は結成される管理組合への無償譲渡を予定していたため、簿価がゼロとなっており、財務諸表の附属明細表のうち完成土地等明細表には計上されていない。将来、分譲予定地とされた場合、会計方針に定める「個別法による原価法」による算定・評価が適切になされておらず、分譲時に適切な損益計算がなされないこととなる。

当該用地の利用方針を定めるとともに、分譲予定地とされた場合、過年度の事業費を適切に配分し直すことにより、当該用地の取得原価を算定するとともに、他の未分譲用地の簿価についても見直す必要がある。

未分譲用地の評価について（意見）

平成 22 年度末における未分譲用地のうち、F 2 および F 3 区画は、大型誘致案件として、平成 23 年 9 月において外資系企業と県が企業立地協定を結び、同 10 月に同社への分譲の契約が締結され、同年度中に売却が完了した。

これで、 以外の未分譲用地としては A 区画のみとなったところである。同区

画は、平成 22 年度末においては、隣接する工業団地における公示地価でみると著しい下落はなかったが、固定資産税評価額でみると著しい下落となっていた。このような 2 つの異なる時価指標について結果が分かれる場合にどのように判断するかについてはなお検討を要するものと考えられるが、当該土地については平成 23 年 7 月 1 日時点における鑑定評価を行っており、それが簿価を上回っていたため、結果的に評価は問題なかったものと認められる。

ただし、第 2 工区造成完了した平成 14 年度以降 8 年半ほど経過して未分譲であることも考慮すると、今後も未分譲用地として保有し続けることにより、売却価額が簿価を下回り損失が発生するリスクがあるため、これに係る貸付金の回収可能性の検討に当たり、分譲の引合い状況や時価動向について今後も留意する必要がある。

< 未分譲用地の区画別内訳（平成 22 年度末） >

区画名	実測面積 (単位：㎡)
A	35,949.49
F 2・F 3	137,034.49
元管理センター用地	5,068.27
合計	178,052.25

4．大仏山地域保有土地について

(1) 概 要

大仏山地域保有土地は、大仏山地域において、県営大仏山公園や伊勢市大仏山公園スポーツセンターに隣接する未利用地のうち、土地公社が保有する約22haの土地である（下図参照）。

< 大仏山地域保有土地の位置（下図「土地開発公社等所有地 F」） >



林間アスレチックゾーン（予定地）Bおよび自然探索ゾーン（予定地）Cは、三重県所管の用地である。

当該土地の取得の経緯

当該土地は、当初は県の中南勢地域総合開発構想における住宅政策の一環で、三重県住宅供給公社（以下、「住宅公社」という。）が工業団地に勤務する企業従業員等の住宅用地として昭和40年代に取得したが、工業団地の計画の頓挫に伴い、住宅公社における保有目的がなくなったまま長期保有されていた。

工業団地開発における採算性および保安林、未買収地の混在、埋蔵文化財等の問題により事業化が困難であったため、関係3市町（伊勢市、明和町、玉城町）とともに「大仏山地域連絡協議会」等を通じて検討を重ねたが、平成21年1月において、工業団地の白紙化が決定された。

同年3月に設置された「大仏山地域土地利用検討協議会」が、新たな土地利用について協議を行い、平成21年度にとりまとめられた土地利用の方向は以下のとおりである。

現状の自然環境を生かし、地域の多様な主体の連携による、里山の保全・活用や自然を楽しむ空間としての利用

隣接する県営大仏山公園、伊勢市大仏山公園スポーツセンターと連携し、自

然を生かした健康づくりの空間としての利用

しかし、事業主体および事業手法が未定の状態が続いており、平成22年度末において土地公社における保有期間は約23年が経過している。

当該土地および借入金の状況

三重県の要請により昭和63年3月に、工業団地開発を目的として土地公社に簿価（12億5,077万円）と同額で有償移管されたが、取得に必要な金額については土地公社が住宅公社から無利息で借入れている。なお、この取得の少し前の昭和62年1月に住宅公社から県へ発出された文書「住宅供給公社の実質的終息に関する基本的な考え方について」には、『将来にわたっても土地公社の損失に帰するような処理をしない。』と記載されている。

その後、要綱の改正に伴い減損会計を導入した平成17年度末において、以下のとおり鑑定評価額を基礎とした金額まで強制評価減を実施しており、同年度末から平成22年度末まで、簿価は2億5,435万円のみである。なお、土地公社は土地価格把握のため鑑定評価書（平成18年1月20日時点）に基づく意見書を毎年取っており、平成23年3月31日時点での当該評価額は2億3,104万8千円であったため、著しい時価の下落は生じていないといえる。

一方、住宅公社からの借入金残高は移管時のままとなっている。

<平成17年度における強制評価減（単位：千円）>

A 簿価	1,268,208
B 時価（鑑定評価により算定）	256,927
C 販売経費等見込額	2,576
D 強制評価減（=A-E）	1,013,858
E 評価減実施後簿価（=B-C）	254,350

（2）手続

業務関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析および質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

（3）監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

三重県住宅供給公社の解散に伴う処理の検討について（意見）

平成 23 年 9 月の住宅公社理事会で解散議決が、同年 10 月には県議会議決がそれぞれなされており、平成 23 年度中に国土交通大臣の認可を受けて解散する方向で手続が進められている。また、その後数年間清算公社による清算事務を経て清算となる見込みであり、今後、住宅公社の清算終了までに土地公社への貸付金の処理方針の決定を行う必要があるとのことである。

住宅公社の平成 22 年度の財務諸表によると、当該貸付金 12 億 5,077 万円は長期貸付金として計上されているが、貸倒引当金 9 億 9,642 万円の計上により、土地公社における当該土地の簿価と同額の 2 億 5,435 万円で評価されている。

一方、資本合計は 30 億 6,055 万 3 千円（県が全額出資した資本金が 500 万円、利益剰余金が 30 億 5,555 万 3 千円）であり、総資産 37 億 2,680 万 7 千円に対する比率が約 82%と高い。また、売れ残りの分譲宅地はなく、現金預金と有価証券がほとんどを占める流動資産が 17 億 7,911 万 3 千円、固定資産 19 億 4,769 万 4 千円の中にも長期有価証券が 16 億 4,833 万 8 千円あるのに対し、負債合計は 6 億 6,625 万 3 千円（未払金等の流動負債が 4,433 万 4 千円、固定負債が 6 億 2,191 万 9 千円）しかないことから、剰余金には資金的裏付けがあり、財務的には成功裡のまま終息を迎える形となっている。

住宅公社の解散によりその資産および負債を設立主体である県が承継するため、住宅公社の清算終了までに土地公社への貸付金の処理方針が決定されない場合には、当該借入金の相手先は県となる。一方、当該土地の利用については現在、事業主体が未だ決定されてはいない。このような状況が今後も続くことになれば、土地公社としては、引き続き当該土地を保有するリスクを負うこととなる。

これらのことから、(1) 概要にある経緯および住宅公社から県への文書の記載を踏まえ、土地公社の損失に帰することのない処理方針を決定する必要があり、住宅公社の清算終了までに当該用地の処理方針の決定及び借入金の清算を行う必要がある。

よって、関係する三者においては、当該用地の事業主体・事業手法を含めた詳細な検討動向に応じ、上記の課題に対応するための最適な処理を検討されたい。

5. 第二名神自動車道用地について

(1) 概要

第二名神自動車道用地は、土地公社が平成9年9月に取得した用地であり、平成

22年度末における公有用地の中で取得時期からの経過年月が最長（同年度末時点で13年6ヶ月余り）の用地である。

< 第二名神自動車道用地の概要 >

所在地	地目	取得時期	実測面積 (単位：㎡)	平成22年度末残高 (単位：千円)
四日市市中野町字松曾1984番地	雑種地	平成9年 9月	778.79	27,491
四日市市中野町字松曾1985番地			577.46	20,384
四日市市中野町字松曾1968-3番地			499.17	17,621
四日市市中野町字松曾1969-1番地			2,134.33	75,342
計			3,989.75	140,838

取得の経緯は、平成9年7月に都市計画道路第二名神自動車道（近畿自動車道名古屋神戸線）起業予定地に対し土地買取希望申出書が出され、日本道路公団（当時）が施行する近畿自動車道名古屋神戸線の起業地に充てるため、県土木部（現：県土整備部）公共事業用地等先行取得資金貸付金（無利息）による高速自動車国道事業用地等の先行取得として土地公社が取得したものである。

当該用地の先行取得に当たっては、県と土地公社との間で「高速自動車国道事業用地等の先行取得に関する基本協定書」（以下、「基本協定書」という。）が平成9年8月に締結されており、基本協定書第9条において、以下のように定められている。

第9条 乙が取得した事業用地を日本道路公団が3年以内に再取得するものとし、甲において調整を図る。

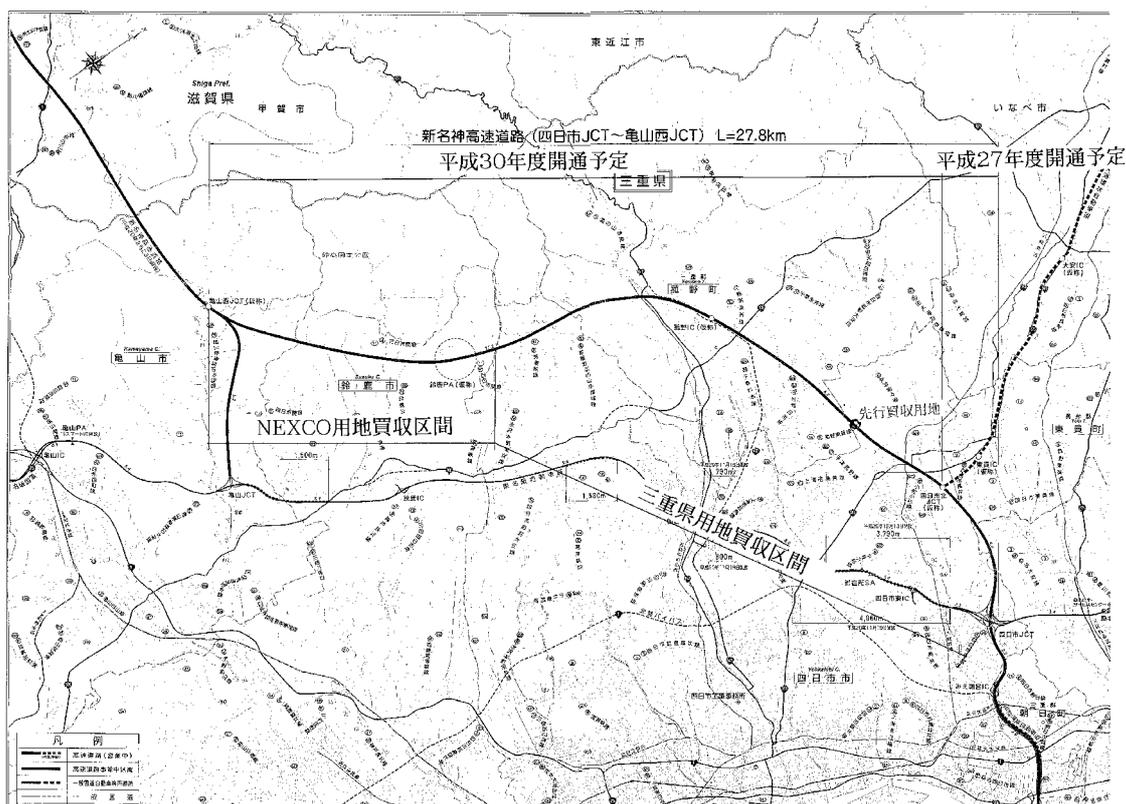
2 前項の規定に基づく再取得の価格は、乙が事業用地の取得に要した用地費及び補償費の合計とする。

3 前第1項及び2項について執行に支障が生じた場合は、甲の責任において対処するものとする。

（監査人注：甲＝県、乙＝土地公社）

なお、当該用地を含む四日市JCTから菰野IC間については、平成30年度の完成予定とされている。

< 第二名神自動車道用地の位置（下図「先行買収用地」） >



(2) 手 続

業務関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析および質問等）を実施することにより、当該事務手続の法規性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について結果を述べることとする。

再取得先との合意形成について（結 果）

当該用地は、当初は基本協定書に基づき土地公社による取得から3年以内、すなわち平成12年度までに日本道路公団が再取得する予定であった。しかし、その後、県から土地公社に対し、以下のとおり再取得期限の延長が3年ずつ4度にわたりなされ、平成24年度に延期されている。

< 県から土地公社への再取得の期限延長依頼の経過 >

依頼年月日	延期後の再取得期限	延期の理由（要旨）
平成13年2月26日	平成15年度	事業者である日本道路公団の事業進捗が遅れているため
平成16年1月16日	平成18年度	日本道路公団民営化議論の影響を受け、事業進捗が大幅に遅れているため
平成19年3月2日	平成21年度	平成19年度は公図混乱箇所の地図訂正があり、平成21年度から用地買収を進めていく予定のため
平成22年3月26日	平成24年度	一部地域においては用地取得に着手しているが、事業調整に時間を要するため

平成17年10月に日本道路公団が民営化され新会社が発足し、当該区間は中日本高速道路株式会社が建設することに決定

基本協定書は県と土地公社との間で締結されているのみであり、中日本高速道路株式会社（以下、「中日本」という。）と土地公社、あるいは中日本と県の間では文書による取決めは存在しない。通常であれば、売買の当事者である土地公社と中日本との間で、あるいは土地公社の設立団体である県を含めた三者で合意文書を交わすものと考えられる。当該用地に関する合意に上記方式が採用されている理由は、当該用地取得時は新名神高速道路の施行命令が出る前であったためであるが、現在に至るまで中日本との直接の合意文書を交わしていない。県が中日本と調整を行っているが、再取得の時期等については具体的に決まっていない。

現在、当該用地を含む区間については地元設計協議、幅杭設置が完了しており、当該用地が高速道路用地になることは確定しているとのことであるが、直近における公示地価は取得時点より大きく下落している（当該用地の簿価単価は取得時点の公示地価と概ね同水準である）。

< 第二名神自動車道用地の近隣3地点の公示地価の状況 >

（単位：円）

標準地番号	H9.1.1時点	H23.1.1時点	増減率
四日市9-4	38,300	24,100	37.1%
四日市10-5	29,500	23,000	22.0%
菰野10-1	39,500	26,300	33.4%
近隣3地点単純平均値	35,767	24,467	31.6%

現行の取決め、直近における時価下落状況およびこれまでの経緯を踏まえると、中日本による再取得価格は、簿価相当額（事業用地の取得に要した用地費および補償費の合計）を大きく下回る可能性がある。よって、これにより基本協定書第9

条第3項に定める「執行に支障が生じた」場合には、県がその責任を負うこととなる。

したがって、県は、中日本との間で再取得およびその時期について正式に要請を行い、合意形成に向けた措置を早急に講じるべきである。

6. 県からの長期貸付金について

(1) 概要

平成22年度末現在、県が土地公社に対して行っている、貸付期間が1年を超える長期貸付金は、ニューファクトリーひさい工業団地の造成に係る分23億円および一般国道1号桑名東部拡幅事業に係る分1億2,608万8千円である(1.(8)参照)。

<ニューファクトリーひさい工業団地の造成に係る貸付金の概要>

貸付期間*	貸付額	返済額	残高	貸付条件
平成8年11月～平成25年2月	1,500,000千円	-	1,500,000千円	利率：大口定期預金利率に応じ毎年変動(直近：0.04%)
平成9年2月～平成25年2月	1,686,000千円	886,000千円	800,000千円	利率：大口定期預金利率に応じ毎年変動(直近：0.04%)
合計	3,186,000千円	886,000千円	2,300,000千円	

* 契約当初は返済期日は平成11年2月であったが、2年ずつ変更契約を行ってきた。

<一般国道1号桑名東部拡幅事業に係る貸付金の概要>

貸付期間	貸付額	返済額	残高	貸付条件
第1回 平成17年7月～平成27年3月	47,120千円	15,712千円	31,408千円	0.90%
第2回 平成18年3月～平成27年9月	35,501千円	8,879千円	26,622千円	1.40%
第3回 平成18年3月～平成27年9月	20,650千円	5,170千円	15,480千円	1.40%
第4回 平成18年6月～平成27年9月	717千円	186千円	531千円	1.40%
第5回 平成18年12月～平成27年9月	69,407千円	17,360千円	52,047千円	1.50%
合計	173,395千円	47,307千円	126,088千円	

(2) 手続

業務関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続(閲覧、突合、分析および質問等)を実施することにより、当該事務手続の合规性等を検証した。

また、貸付金の回収可能性について、平成22年度の財務諸表および附属明細書の閲覧、分析および担当者への質問により検討を実施した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について述べることとする。

貸付金の回収可能性について

長期貸付金に係る事務手続については、法令への準拠性について問題となるような事実は見受けられなかった。

長期貸付金の回収可能性については、土地公社全体の実質的な財政状態を把握する必要がある。開示上の財務諸表によると、平成 22 年度末における資本合計が約 58 億円あり、これに対し、同年度末における資産には、現金預金が約 9 億円、国債等の投資有価証券が約 63 億円あるため、当該資本には資金的裏付けが認められる。これに加えて、財務諸表の作成に当たり要綱上は求められていない、資産の実質的な評価を反映させる必要がある。最も重要と考えられるのは、外部第三者への売却を目的とする土地造成事業に係る土地や、公有用地のうち自治体等による再取得の見込みがなくなった特定土地の評価の反映である。土地公社においては、特定土地は存在せず、また、土地以外の資産については特に資産の実質的な評価に当たり重要な修正を要するものは見受けられなかった。よって、以下の事業に係る土地について検証する。

まず、ニューファクトリーひさい工業団地の造成に係る貸付金の回収可能性については、同団地での最近の売買事例における状況や、残った未分譲用地が造成の完了から長期間を経過していること(3 . (3) 監査結果 参照)、さらに大仏山地域保有土地(4 . (1) 概要 参照)や第二名神自動車道用地(5 . (3) 監査結果 参照)の時価と簿価との乖離を踏まえると、実質的な財政状態は数億円程度少なく見積もられるべきであると考えられるが、当該貸付金 23 億円に対して上記のとおり資本合計は 58 億円であるため、特に問題はないと考えられる。

次に、一般国道 1 号桑名東部拡幅事業に係る貸付金の回収可能性については、国の都市開発資金との協調融資制度に基づき県の土地開発基金から貸付けており、過年度は約定どおり返済されていること、事業の進捗にも問題がみられないことから、現時点では特に問題はないと考えられる。

7. 債務保証について

(1) 概要

債務保証の対象となっている借入金の概要

平成22年度末現在、県が債務保証を行っている土地公社の債務は、木曾岬干拓地用地の取得に係る長期借入金債務のみである（1.（8）参照）。

当該借入金の概要は下表のとおりである。

債務保証額： 11,746,400千円
債務保証期間： 事業資金借入日から償還日まで

（当初借入）

借入先	借入額	借入条件	
(株)富士銀行	587,320千円	期日一括償還方式 借入利率：0.24%	*1
信金中央金庫	5,285,880千円	毎年元金均等償還方式 借入利率：0.84%	*2
信金中央金庫	5,873,200千円	期日一括償還方式 借入利率：1.36%	*3
合計	11,746,400千円		

*1 借入期間：平成13年3月～平成13年4月

*2,3 借入期間：平成13年3月～平成22年4月

（上記の借換）

借入先	借入額	借入条件	
(株)百五銀行	2,936,600千円	期日一括償還方式 借入利率：0.848%	*4
三重県信用農業協同 組合連合会	2,936,600千円	毎年元金均等償還方式 借入利率：0.770%	*5
合計	5,873,200千円		

*4,5 借入期間：平成22年4月～平成27年4月

木曾岬干拓地用地の概要

木曾岬干拓地は、都市近郊農業地帯としての立地条件を生かし、背後地農家の経営規模を拡大し、農業の近代化および経営の安定化を図ることを目的として、

昭和41年度に事業着手された。

以来、30有余年が経過し、名古屋市を中心とした経済圏が大きく広がり都市化が急速に進展したことからその時代変化に的確に対応して、木曽岬干拓地を農業的土地利用から都市的土地利用に転換しその有効利用を図ることが求められてきた。

こうした木曽岬干拓地を取り巻く状況を踏まえ、県は、愛知県と共に土地利用を検討するために、学識経験者、経済界、地元自治体等で構成する木曽岬干拓地土地利用検討委員会を設置して土地利用の検討を重ね、平成11年6月に同委員会から土地利用に関する報告書が提出された。

このため、県は公的主体として、包括的に用地を確保し長期的な視点で高度な都市的利用を図る必要があると考え、平成13年3月に、国（農林水産省）から全体面積335.2haを国有財産評価基準に準拠した適正価額にて土地公社に買受けさせた。これに当たって、土地公社は民間金融機関からの長期借入を行うとともに、平成13年度から平成32年度までの20年間にわたり県との間で年度毎に20回の分割で再取得するという売買契約書を締結している。

当面は平坦で広大な空間を生かし、現状の地盤高での利用を前提として、極力手を加えない形で県民の公共利用に対するニーズに応えて、暫定的な利用を図っていくことが現実的であることから、具体的には、自然に親しみながら余暇活動を行うことを目的とした野外体験広場や運動広場等を整備して、県民の利用に供していくこととしている。

現在における当該用地の土地利用計画は下表のとおりであり、建設発生土ストックヤードは予定どおり供用開始している。将来における高度な都市的土地利用については、高速交通網の整備の進捗等時代の変化に適切に対応しつつ社会・経済ニーズや技術的諸課題についてさらに幅広い分野の専門家の意見を聴くとともに、公共的土地利用に関する県民ニーズ等を勘案しながら、総合的、広域的に土地利用計画等の検討を進める方針である。

< 木曾岬干拓地用地の土地利用計画 >

施設名	面積 (単位：ha)	供用開始時期 (予定)
建設発生土ストックヤード	20.0	平成17年度
野外体験広場 ・わんぱく原っぱ ・冒険広場 ・デイキャンプ場	125.1 (61.5) (35.6) (28.0)	平成27年度 平成28年度 平成28年度
農業体験広場	50.1	平成32年度
運動広場 ・各種競技ゾーン ・多目的スポーツゾーン	66.4 (24.9) (41.5)	平成31年度 平成31年度
自然体験広場	60.0	平成32年度
その他(道路・水路等)	13.6	
計	335.2	(3,351,859.36㎡)

面積の()は内数

< 木曾岬干拓地の全景 >



(2) 手 続

業務関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析および質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

また、債務保証の実行可能性について、平成22年度の財務諸表および附属明細書の閲覧、分析および担当者への質問により検討を実施した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について述べることとする。

債務保証の実行可能性について

債務保証に係る事務手続については、法令への準拠性について問題となるような事実は見受けられなかった。

債務保証の実行可能性については、当該借入金については、県が20年分割で取得するという契約のもと、県による10年間分の再取得は滞りなく実施されてきており、また「6.(3) 貸付金の回収可能性について」でも述べたとおり、土地公社の財政状態は実質的にみても悪い状況にはなく、さらに、現在再取得未了の部分において上述の土地利用計画を変更するような動きもみられないことから、債務不履行となるリスクはわずかと考えられる。したがって、現時点では、当該債務保証の実行可能性は非常に少ないと考えられる。

三重県道路公社について

1. 三重県道路公社の概要

(1) 団体名

三重県道路公社

(2) 所管室

県土整備部高速道・道路企画室

(3) 設立年月日

昭和48年6月1日

(4) 沿革

- 昭和48年 8月 鈴鹿公園有料道路、志摩開発有料道路第1期事業を三重県企業庁より、伊勢有料道路を日本道路公団より引き継ぐ
- 昭和48年12月 富田山城有料道路事業着手
- 昭和50年 6月 青山高原有料道路を三重県企業庁より引き継ぐ
- 昭和51年 7月 志摩開発有料道路第2期事業を三重県企業庁より引き継ぐ
- 昭和55年 4月 富田山城有料道路一部供用
- 昭和59年 3月 富田山城有料道路全線供用開始
- 昭和59年 3月 青山高原有料道路 三重県へ移管
- 昭和60年 8月 伊勢有料道路 三重県へ移管
- 平成元年 9月 伊勢二見鳥羽有料道路事業許可
- 平成元年10月 伊勢二見鳥羽有料道路建設事業着手
- 平成 6年 4月 伊勢二見鳥羽有料道路全線供用開始
- 平成 8年 7月 富田山城有料道路無料化
- 平成 9年11月 鈴鹿公園有料道路 料金徴収期間満了による無料開放化および三重県への移管
- 平成10年 4月 三公社(三重県道路公社、三重県土地開発公社、三重県住宅供給公社)の事務局統合
- 平成15年 4月 志摩開発有料道路第1期 料金徴収期間満了による無料開放化および

び三重県への移管
平成18年 7月 志摩開発有料道路第2期 料金徴収期間満了による無料開放化および三重県への移管

(5) 設立目的

定款に定める目的

この法人は、三重県の区域及びその周辺地域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を総合的かつ効率的に行うこと等により、この地域の地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与することを目的とする。

設立の経緯

地方公共団体による一般有料道路の建設は昭和40年頃から積極的に行われるようになったが、増大する自動車交通需要に対して道路の整備はなお著しい立ち遅れを示しており、国土の総合的な開発と産業経済の発展のためには、さらに強力に整備する必要がある。

当時のこのような状況の中で、飛躍的な有料道路の整備のためには民間資金を積極的に導入、活用することで、地方的な幹線道路の整備を行う必要があり、その事業主体として、地方公共団体が出資する地方道路公社を設立すべく、昭和45年5月20日地方道路公社法が施行された。

(6) 主な事業内容

定款に定める事業内容

三重県道路公社（以下、「道路公社」という。）定款に定める業務のうち主な業務内容は次のとおりである。

- (1) 三重県の区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕、道路法第13条第1項に規定する災害復旧その他の管理を行うこと。
- (2) 国、地方公共団体、中日本高速道路株式会社、もしくは他の道路公社（以下「国等」という。）の委託に基づき前号の道路の管理と密接な関連のある道

路の管理を行い、又は委託に基づき土地区画整理法に基づく土地区画整理事業のうち、地方道路公社法施行令第3条で定めるものを行うこと。

- (3) 第1号に規定する地域において、その利用について料金を徴収することができる自動車駐車場の建設及び管理を行うこと。
 - (4) 第1号に規定する道路の円滑な交通を確保するために必要な休憩所その他施行令第4条で定める施設の建設及び管理を行うこと。
 - (5) 前各号に掲げる業務に付帯する業務を行うこと。
 - (6) 前各号に掲げる業務の遂行に支障のない範囲内で、国等の委託に基づき、道路に関する調査、測量、設計、試験及び研究を行うこと。
- 2 公社は、前項の業務の他、三重県知事の認可を受けて次の業務を行うことができる。
- (1) 前項第1号の道路で高架のものの新設又は改築と一体として建設することが適当であると認められる事務所、店舗、倉庫その他施行令第5条で定める施設を建設し及び管理すること。
 - (2) 委託に基づき、前項第1号の道路で高架のものの新設又は改築と一体として、建設することが適当であると認められる事務所等を建設し及び管理すること。
 - (3) 前項第2号に掲げる業務に付帯する業務を行うこと。

具体的な実施事業

- (1) 有料道路の新築または改築
定款に定める道路の整備に関する基本計画に従って、道路を新設し、または改築して料金を徴収する。新築または改築は、交通需要等からみてその整備の緊急度の高い道路から順次行うものとし、その工事施行は、工事完了後における道路の効用、工事の施行能率等を考慮して、適切な区間から順次行う。
- (2) 有料道路の維持、修繕、災害復旧その他の管理
道路を常に良好な状態に維持し、円滑かつ安全な交通を確保することができるよう管理する。
料金の徴収期間は、原則として30年以内で、当該道路の新設または改築のための建設費等を料金の収入により償うことができる期間とする。
- (3) 業務の委託
公社は、調査、測量、設計、試験、研究、工事の施行、土地その他の不動産もしくは権利の取得および借受ならびにこれらに伴う補償、払込料金の受領、自動車駐車場、休憩所その他の私設の管理およびこれらの業務に付帯する業務

ならびに債権の発行に関する業務を自ら行うことが困難であり、かつ、国、地方公共団体他の道路公社その他これらの業務を行うことについて適当な能力を有する者に委託することが適当であると認められるときは、これらの業務をそれらのものに委託するものとする。委託契約の定めるところにより、その業務に要する費用を負担する。

(4) 業務の受託

道路の管理と密接な関連のある道路の管理、または土地区画整理法に基づく土地区画整理事業のうち施行令第3条で定めるときは、国等の委託に基づき、当該関連事業を行うことができるものとする。前項の規定により関連事業の委託を受けたときは、受託契約の定めるところにより、これらの業務に要する費用を委託者に負担させる。

国等の委託に基づき、道路に関する調査、測量、設計、試験および研究を行う。調査等の業務の委託を受けたときは、委託契約の定めるところによりその業務に要する費用を負担させる。

(7) 人員

(平成23年3月31日現在)

区分	現員数	県派遣	県退職者	プロパー職員	その他
常勤役員	3	1	2	-	-
正規職員	5	-	-	5	-
計	8	1	2	5	-

1. 常勤役員は、三公社の役員を兼務している。
2. 正規職員には、嘱託員1名、事務補助職員1名は含まない。
3. プロパー職員のうち1名は土地開発公社へ派遣。

(8) 県からの貸付金および債務保証残高

平成23年3月31日現在の貸付金残高	無し
平成23年3月31日現在の債務保証残高 (債務保証残高の内訳)	503,763千円
(すべて伊勢二見鳥羽有料道路分)	
建設資金(政府(国土交通省))	205,571千円
建設資金(地方公共団体金融機構)	68,191千円

運転資金（株百五銀行）	115,000千円
運転資金（株三重銀行）	57,500千円
運転資金（株第三銀行）	57,500千円
合計	503,763千円

（ 9 ） 県からの貸付金および債務保証残高の推移

（単位：千円）

	H19年3月	H20年3月	H21年3月	H22年3月	H23年3月
貸付金残高	-	-	-	-	-
債務保証残高	1,345,902	1,079,259	797,124	644,829	503,763

(1 0) 直近5期の貸借対照表および損益計算書

貸借対照表

(単位：百万円)

年 度		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	
資 産 の 部	流動 資産	現金及び預金	1	0	0	0	0
		未収金	4	6	15	19	18
		その他	0	0	0	0	1
		計	4	6	15	19	19
	固定 資産	事業資産(道路)	5,806	5,806	5,806	5,806	5,806
		有形固定資産	273	241	210	181	159
		無形固定資産	3	3	2	2	1
		計	6,083	6,051	6,019	5,989	5,967
	投資 その他 資産	退職手当準備金	92	96	76	82	56
		長期有価証券	701	704	704	704	704
その他資産		2	3	3	3	3	
計		795	803	782	789	762	
資産合計		6,883	6,860	6,817	6,797	6,748	
負 債 の 部	流動 負債	短期借入金	352	504	633	656	592
		未払金	34	35	58	37	74
		預り金	24	18	19	18	0
		賞与引当金	-	4	2	2	2
		短期リース債務	-	-	0	-	-
		計	410	561	712	713	668
	固定 負債	長期借入金	1,346	1,079	797	645	504
		退職手当引当金	98	101	79	82	56
		計	1,444	1,180	877	727	560
	特別法上 の 引当金等	償還準備金	965	1,026	1,107	1,206	1,338
償還準備積立金		124	124	124	124	124	
道路事業損失補填引当金		1,190	1,218	1,247	1,276	1,309	
	計	2,279	2,368	2,478	2,607	2,770	
負債合計		4,133	4,110	4,067	4,047	3,998	
資 本 の 部	基本金	三重県出資金	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750
		資本 剰余金	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	資本合計		2,750	2,750	2,750	2,750	2,750
負債資本合計		6,883	6,860	6,817	6,797	6,748	

平成22年度末においては、資産合計67億48百万円の9割弱（58億6百万円）を事業資産（道路）が占めている。その他の主なものは長期有価証券が約1割（7億4百万円）にのぼるが、これは短期借入金の担保に供されている。同年度末における負債・資本合計は、償還準備金等の特別法上の引当金等（27億70百万円）と、県出資金および県負担金からなる資本の部（27億50百万円）がそれぞれ約4割を占めており、その他の主なものは長期と短期を合わせた借入金（10億96百万円）が16%にのぼっている。

直近5期では、事業資産（道路）は平成18年度末以降無料開放された道路がなく伊勢二見鳥羽有料道路のみであり、減価償却をしないという地方道路公社会計の特性から、5期間中において変化はない。また、その他の資産においても大きな変化はない。負債においては、長期借入金が伊勢二見鳥羽有料道路の料金収入によ

る返済の進捗により負債資本合計における構成比が20%から7%に減少する一方、償還準備金が毎期の収支差の繰入れにより14%から20%に増加している。(2.

(1) 概要参照)

損益計算書

(単位：百万円)

年 度			平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
収 益 の 部	業務収入	道路料金収入	338	301	302	309	340
	負担金収入	三重県負担金収入	3,057	-	-	-	-
	業務外収入	利息収入、雑収入等	11	10	13	13	14
	特別利益	特別引当金取崩益等	114	-	-	-	-
収益合計			3,520	311	314	322	354
費 用 の 部	業務管理費	道路管理費	88	78	78	78	81
		維持改良費	33	19	22	21	27
		計	121	96	100	99	108
	一般管理費	一般管理費	71	63	45	40	43
		退職手当引当損	3	3	3	2	1
		賞与引当損	-	4	2	2	2
		計	74	70	50	45	46
	諸減価償却費	固定資産減価償却費	33	32	33	30	22
		償還準備金繰入額	3,230	61	81	99	131
		道路事業損失補填引当金繰入額	32	29	29	29	32
計			3,263	90	110	129	164
業務外費用	支払利息等	23	22	21	19	15	
特別損失	固定資産除却損等	7	0	-	0	-	
費用合計			3,520	311	314	322	354

地方道路公社会計においては、損益計算書は収益と費用の差である収支差が償還準備金繰入額として計上されることにより、収益と費用が均衡する構成となっている。

平成22年度においては、収益合計は3億54百万円であり、その9割強(3億40百万円)を業務収入(道路料金収入)が占めており、その他は利息収入等の業務外収入(14百万円)である。費用合計のうち特別法上の引当金繰入額は1億64百万円と収益の約5割弱にのぼる。すなわち、収益の半分弱が収支差として特別法上の引当金等に繰入れられるのである。これは、で述べたとおり事業資産(道路)について減価償却をしないことによる。その他の費用の合計は1億90百万円であり、主なものは道路管理費(通行料金収受業務委託料等)や維持改良費からなる業務管理費が1億8百万円、一般管理費(職員人件費等)が46百万円である。その他には、事業資産(道路)を除く固定資産の減価償却費が22百万円、支払利息等の業務外費用が15百万円ある。

直近5期のうち、平成19年度以降でみると、道路料金収入は通行台数とともに若干ながら増加傾向にある一方、費用のうち一般管理費および業務外費用において減少傾向となっている結果、償還準備金繰入額は年額で2倍超となっている。なお、

平成18年度における30億円57百万円の負担金収入および償還準備金繰入額、特別利益の発生は、当年度中の無料開放に伴う県の特別な措置によるものである(2 . (3) 監査結果 参照)。

2 . 道路事業損失補填引当金について

(1) 概 要

道路公社における会計処理の特徴

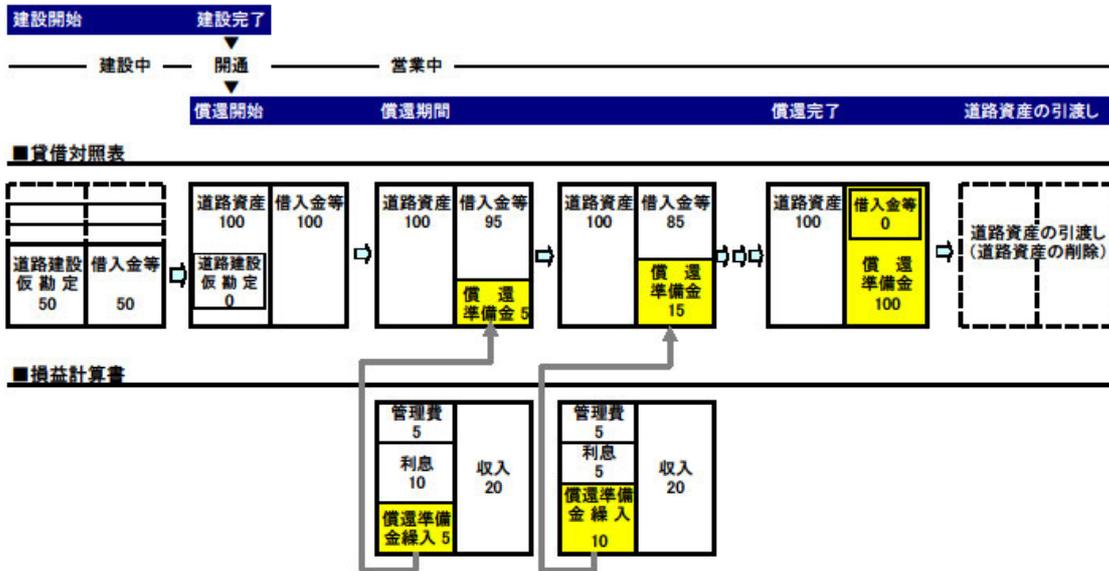
地方道路公社の会計処理の特徴としては、事業資産について、企業会計上、一般に採用されている減価償却費等を計上する方式ではなく、償還準備金積立方式を採用していることが挙げられる。

償還準備金とは、営業中道路から生ずる毎期の収支差(収益と費用の差) を積立てたもので、これは、道路資産に投下した借入金等の返済に充てるものであり、民間でいう利益(もうけ) とは異なる。

償還準備金積立方式とは、財務諸表において、営業中の道路から生ずる毎期の収支差を「償還準備金繰入」として損益計算書に費用計上し、また、その累計額を「償還準備金」として貸借対照表に計上する方式で、道路の資産を形成するのに要した費用を積上げた「道路資産」と借入金等の返済に充てる「償還準備金」を対比することにより、償還状況が明確に把握できるようにした方式である(下図参照)。

事業資産について、企業会計上一般に採用されている減価償却を行う方式ではなく、償還準備金積立方式を採用しているのは、有料道路事業は償還を終えると道路を本来の道路管理者に引き渡し無料開放することになっているため、永続的に存続し利益を上げることが期待されている民間企業と異なり、減価償却を行うことにより次の投資資金を積立てるという視点が会計上必要とされていないこと、その一方で、有料道路事業は一定期間内に借入金等を償還することを基本としているため、借入金等が着実に償還されているかどうか、経営上最も重要な事項として位置付けられることによる。すなわち、会計処理の相違は、民間企業の事業と公社事業の本質的性格の相違に基づくものであるといえる。

< 地方道路公社における償還準備金積立方式の概念図 >



道路事業損失補填引当金

また、もうひとつの特徴は、道路事業損失補填引当金制度を活用していることである。道路事業損失補填引当金制度は、将来事情の不可測性（物価および将来交通量等経済事情の著しい変動、不慮の災害）により生じた採算不良道路の料金徴収期間満了時の未償還額を同じ事業主体のすべての一般有料道路の料金収入によって積立てられた内部留保資金により補填し、もって事業主体の経営の安定性を確保しようとするもので、昭和34年に設けられた。これは、当該道路においては危険負担の各年度にわたる平均化を行い、道路相互間においては危険負担の分散を行うという性格を有するものとして位置付けられる。

現在、道路公社では、道路料金収入の10%を計上しており、重要な会計方針のひとつとして財務諸表に注記している。

(2) 手 続

業務関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析および質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について結果を述べることとする。

過年度無料開放路線に係る引当金残高について（結果）

道路公社が過年度に運営管理していた志摩開発有料道路（パールロード）の第1期事業（シーサイドライン区間）および同第2期事業（奥志摩ライン区間）の2路線は、それぞれ平成15年4月、平成18年7月に料金徴収期間の満了を迎えて無料開放され、県に移管されている。

道路公社の平成22年度末における道路事業損失補填引当金の残高は、13億879万5千円であるが、当該年度の財務諸表附属明細書のうち「特別法上の引当金明細表」によると、うち7億2,935万9千円は、無料開放済みの上記2路線等に係るものである。

志摩開発有料道路第2期事業における30年間の営業収支が6,929万7千円（下表B）の赤字であり、整備費31億円（下表A）の財源である貸付金や出資金を返済できなかったものである。

< 志摩開発有料道路第2期事業の整備財源および30年間の営業収支 >

整備財源		営業収支		
整備財源	金額(千円)	収入	支出	収支不足額
政府貸付金	1,085,000	4,907,907	4,977,204	69,297
県出資金	620,000			
市中銀行貸付金	1,395,000			
計	3,100,000			

A

B

過年度開放済み路線に係る当該引当金が残っている要因は、通常、当該路線の開放時において、移管の際に必要な償還準備金が道路資産に見合って十分であり、取崩す必要がなかったことによるはずである。しかし、当該路線の開放時には、上記AとBの合計額31億6,929万7千円のうち、30億5,700万円（県出資金6億2,000万円および運転資金としての貸付金24億3,700万円の合計）を県が負担しており、当時すでに8億4,165万6千円の残高があった道路事業損失補填引当金についてはその差額の1億1,229万7千円しか取崩していない。その結果、上述の引当金が残っているのである。

しかし、このような措置は、以下の点で問題があると考えられる。

将来の不確実性に備えて料金収入の一定割合を積立て、採算不良路線の料金徴収期間満了時の未償還額を法人全体で補填するという道路事業損失補填引当金の制度趣旨からすれば、期間満了によりすでに確定した未償還額に補填せず、不確実な将来の未償還額の発生に備えるため引当金を留保することは、疑問の残る措置である。たしかに、道路公社は県の100%出資団体であるため、当該引

当金を充当する路線とそうでない路線を、県の政策的判断で選択する余地を否定することはできないが、補填財源が現にあるのにそれを充当せず県民に負担させることを確定するという内容の措置であるため、県民および道路公社の債権者等利害関係者への相応の説明責任が果されてしかるべきである。

このような取扱いが容認されると、当該引当金による補填を当てにできる供用中路線の運営管理において、収支改善の動機づけが弱くなり、運営コストの合理化が進まない可能性が高まる。

したがって、当該引当金は、本来は全額を当該路線の無料開放時に取崩し、損失の圧縮に使用すべきであったものであり、過年度の措置の理由が上述のような政策的判断に基づくものである場合には、その判断根拠を県において明らかにするとともに、道路公社においても当該路線の無料開放のあった年度の財務諸表における注記等により開示すべきであったと考えられる。

以上より、当該措置についてその理由を明らかにするため、次年度の財務諸表における注記等により開示することを要望する。

3. 伊勢二見鳥羽有料道路（伊勢二見鳥羽ライン）について

（1）概要

当該路線は、平成6年度に供用開始したものであるが、30年間で料金徴収期間が終了し、無料開放されて県が引き継ぐこととなっている（下表および下図参照）。

< 伊勢二見鳥羽有料道路（伊勢二見鳥羽ライン）の概要 >

名称	伊勢二見鳥羽有料道路（伊勢二見鳥羽ライン）	
区間	自 伊勢市朝熊町（鳥羽市境界） 至 伊勢市楠部町（伊勢インター） 伊勢市二見町大字江	
路線名・延長	一般国道42号	5.1km
	主要地方道鳥羽松阪線	5.3km
	計	10.4km
うち有料道路延長	3.7km	
有料区間	自 伊勢市朝熊町東橋 至 伊勢市朝熊町飛具	
建設事業費	一般公共事業（三重県）	285億円
	有料道路事業 （三重県道路公社）	50億円
	計	335億円
有料道路事業の 整備財源	政府貸付金	25億円
	地方公共団体金融機構貸付金	7.5億円
	県出資金	17.5億円
	計	50億円
供用開始	平成6年4月17日	
料金（普通車）	200円（全線） 100円（区間）	
料金徴収期間	平成36年4月16日まで（供用開始より30年間）	

このほか、道路法24条道路管理者外工事負担金（一部4車線化）の事業費10億円（財源：県負担金）がある。

< 伊勢二見鳥羽有料道路の位置図 >



(2) 手 続

業務関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析および質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

また、出資金の回収可能性について、平成22年度の財務諸表および附属明細書の閲覧、分析および担当者への質問により検討を実施した。

(3) 監査結果

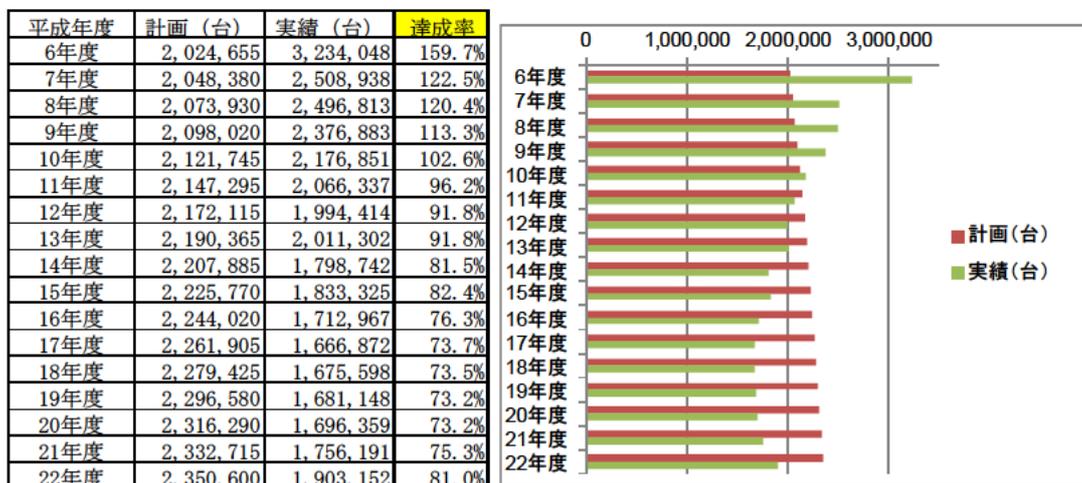
上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

① 料金徴収期間までの収支見込みについて（意 見）

前述した道路公社における会計処理の特性により、料金徴収期間の満了となる平成36年4月16日までに、通行車両台数が計画に比し低迷すること等により償還準備金の積立が予定どおりに進捗しない場合には、道路事業損失補填引当金を取崩しても道路資産残高に達せず、最終的に県の損失負担が生じる可能性について検証する必要がある。

供用開始した平成6年度から平成22年度までの通行台数の計画および実績の推移は、下表のとおりである。供用開始当初こそ、20年毎に伊勢神宮にて行われる式年遷宮が平成5年度にあった影響で認可時の計画を大きく上回っていたが、近年は計画の7~8割程度で推移している。

<伊勢二見鳥羽有料道路の通行台数 計画実績対比>



また、同期間における当該事業収支実績と、計画（平成 6 年に国の認可を受けたもの）に対する達成率は、下表のとおりとなっている。

なお、ここでいう「支出」には借入金の利息が含まれているが元本償還分は含まれていないため、この収支差の累計額が整備財源である借入金や出資金の合計 50 億 7 百万円（7 百万円は通行台数の事前調査費等の追加支出）を下回る場合には、道路事業損失補填引当金が充当されることとなり、それでも不足する場合には県の出資金に影響することとなる。

下表によると、収入が通行台数にほぼ対応した達成率となり累計で約 8 割となったが、支出が収入ほどに削減できず約 9 割にとどまった結果、収支差は計画の約 6 割しか得られていない。

< 伊勢二見鳥羽有料道路の事業収支 計画実績対比（単位：千円） >

平成年度	収入			支出			収支差		
	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率
6	535,328	637,242	119.0%	307,415	505,736	164.5%	227,913	131,506	57.7%
7	414,091	440,873	106.5%	285,339	328,262	115.0%	128,752	112,611	87.5%
8	418,991	435,841	104.0%	286,683	309,834	108.1%	132,308	126,007	95.2%
9	423,510	419,818	99.1%	287,492	315,582	109.8%	136,018	104,236	76.6%
10	428,122	379,509	88.6%	289,691	296,805	102.5%	138,431	82,704	59.7%
11	432,934	373,091	86.2%	289,252	306,569	106.0%	143,682	66,522	46.3%
12	437,730	353,915	80.9%	288,804	566,598	196.2%	148,926	-212,683	-142.8%
13	441,155	355,600	80.6%	288,039	242,672	84.2%	153,116	112,928	73.8%
14	444,601	320,658	72.1%	287,126	195,407	68.1%	157,475	125,251	79.5%
15	447,901	327,297	73.1%	286,028	235,914	82.5%	161,873	91,383	56.5%
16	451,550	309,760	68.6%	436,494	227,255	52.1%	15,056	82,505	548.0%
17	454,889	304,844	67.0%	291,816	210,160	72.0%	163,073	94,684	58.1%
18	491,715	308,570	62.8%	397,810	213,070	53.6%	93,905	95,500	101.7%
19	461,584	310,941	67.4%	288,448	217,726	75.5%	173,136	93,215	53.8%
20	465,399	314,306	67.5%	286,493	201,609	70.4%	178,906	112,697	63.0%
21	468,540	321,861	68.7%	284,200	192,299	67.7%	184,340	129,562	70.3%
22	472,102	354,003	75.0%	281,866	200,908	71.3%	190,236	153,095	80.5%
累計	7,690,142	6,268,129	81.5%	5,162,996	4,766,406	92.3%	2,527,146	1,501,723	59.4%

道路公社では、毎年度の実績の推移や、認可時に踏まえていなかった社会経済情勢等の変化を踏まえ、収支予測を適時に修正している。平成 22 年度までの実績を踏まえた修正後の収支予測を要約すると、料金徴収期間満了までの収支差の累計は約 41 億円であり、借入金や出資金の合計 50 億円に対し約 9 億円不足するものの、運営コストの合理化等の経営努力により支出実績が一定の水準を維持していることや、各年度の料金収入の 10% ずつ積立てられる道路事業損失補填引当金の残高が約 11 億円となっておりこれを上回ることから、その取崩しにより、出資金 17 億 50 百万円の回収に加え、差益として約 2 億円が出資団体である県へ返還されることが見込まれている。

当該収支予測における将来年度の予測金額は、平成 25 年度以降に収入の増加を

見込んでいる。これは、前述の式年遷宮が平成 25 年度に開催され、参拝者増大による通行台数の増加が見込まれることに加え、現在整備中である「第二伊勢道路」が平成 25 年度の供用開始を予定しており、その本線が伊勢二見鳥羽有料道路から分岐する道路であるため、当該路線を利用する交通台数を上乘せしているためである。

しかし、こうした事業環境の変化による台数増加の実現可能性には若干疑問を感じざるを得ない。現に、前回の式年遷宮による台数増加は翌年度には平年ベース近くまで戻っているし、新規整備される道路の影響が向こう 10 年間にわたって継続する可能性にも同様のことがいえる。

そこで、監査人において、以下の 2 パターンのように仮定した場合における、料金徴収期間満了時までの収支について試算を行った。

平成 25 年度以降の通行台数が、当該収支予測に対し、平成 22 年度までの計画達成率（累計：81.5%）で推移するものとし、支出のうち道路事業損失補填引当金繰入はそれに応じた金額とすると仮定

平成 25 年度以降の通行台数が、当該収支予測に対し、平成 22 年度までの計画達成率（累計：81.5%）で推移するものとし（ここまでと同様）支出額について、平成 25 年度以降の各年度における収入の対前年度伸び率を平成 24 年度以降に乗じた金額となるものと仮定

監査人による試算の結果、の結果では、当該路線に係る道路事業損失補填引当金を取崩しても約 7 億円の不足額が生じることとなった。ただし、2. で述べた過年度無料開放路線に係る当該引当金（7 億 2,935 万 9 千円）を充当した場合には、不足額は解消される水準である。しかし、の結果では約 13 億円の不足額が生じることとなり、上記の措置を講じたとしても、約 6 億円の不足額が生じることが見込まれる。

10 年以上将来のことであるため、収支見込みは今後の社会経済情勢等の変化で大きく変動する可能性はあるものの、上記の仮定は特段保守的な設定ではないことから、無料開放時における損失の発生可能性は、一定程度認められる状況であると考えられる。したがって、通行台数については実績推移を踏まえ慎重に見積もるとともに、運営コストの合理化等には今後も継続的に努める必要がある。

出資金の回収可能性について（意見）

現在運営されている路線は当該路線のみであるため、その料金徴収期間が満了する平成 36 年度までに新たな路線計画が認可されなければ、その後一定の手続を経て道路公社が解散となり、出資金が回収されることとなる。

道路公社の平成 22 年度末における財政状態の特徴としては、純資産に相当する資本合計は 27 億 50 百万円あるものの県出資金および県負担金のみであり利益剰余金がないこと、事業資産である道路が約 58 億円あるのに対し、償還準備金等の特別法上の引当金等が約 28 億円であり、開始から 17 年と料金徴収期間の半分以上が経過したのに対しやや積立の進捗が遅いこと、また、固定資産以外の資産では、長期有価証券は短期借入金の担保に供されているなど、余剰資金は相対的に非常に少ないことが挙げられる。

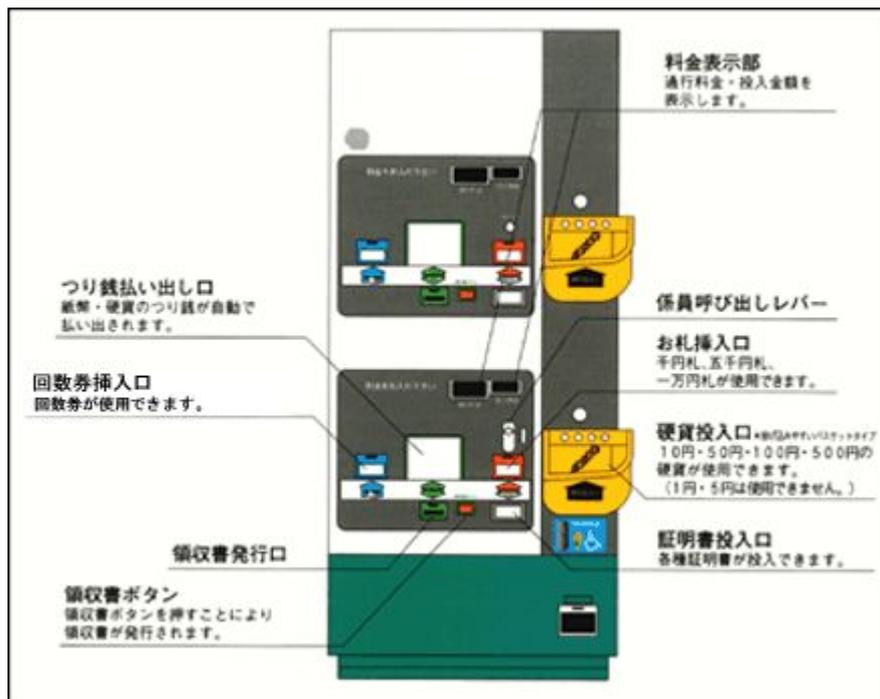
それに加えて、現在の唯一の事業である伊勢二見鳥羽有料道路の収支見込みからすると、で述べたとおり、無料開放時において数億円といった水準の不足額が発生する可能性が一定程度認められる状況である。したがって、出資金 17 億 50 百万円の一部が回収できなくなる可能性は、現時点において一定程度存在するものと考えられるため、運営コストの合理化等には今後も継続的に努める必要がある。

4. 通行料金收受業務委託について

(1) 概要

伊勢二見鳥羽有料道路は、平成13年4月から、料金自動收受システムが朝熊と二見ヶ浦の2ヶ所の料金所に2台ずつ導入されている。このシステムは、硬貨による投入、お札・回数券で乗車したまま料金の支払ができ、利用者との連絡もインターホンにより料金事務所係員と通話で対応ができるようになっている。

< 料金自動収受機の外觀 >



道路公社は、当該システムの使用による通行料金収受業務について外部委託している。平成22年度からは3ヶ年契約の条件で一般競争入札を行い、落札金額は単年度5,180万円（3ヶ年計1億5,540万円）であった。これは、平成22年度の道路管理費の中の委託料5,946万5千円の約9割に相当するものである。

< 通行料金収受業務の概要 >

料金所名	人員	備考
朝熊料金所	<8:30～17:15> 常時3名 （所長1、収受員2） <17:15～翌8:30> 常時2名 （収受員2）	所長の業務 （勤務時間 8:30～17:15） ・収受金・交通量の調定、公社への報告 ・業務の指導・監理、労務管理 収受員の業務 ・自動収受機監視盤の監視業務 ・有人ブース開放時における有人収受業 （朝・夕・休日の渋滞時や自動機の収受金回収時）
二見料金所	<8:30～翌8:30> 常時2名 （収受員2）	

（注1）GW、お盆期間中、年末年始等の繁忙期荷は増員体制をとっている。

（注2）委託業務契約における配置人員数は15名（所長1名、収受員13名、作業員1名）。

収受員13名は労働関係法令を遵守するためのシフト上必要となる人員数である。

< 通行料金收受業務委託料内訳（平成22年度～平成24年度の3ヶ年の単年度分） >

項目	金額（千円）	備考
直接費	46,475	（所長1、収受員13、作業員1）
人件費	34,202	基本給
諸手当	5,569	期末手当、深夜手当、変則勤務手当、通勤手当など
福利厚生費	5,818	
物件費	886	
間接費	5,325	
合計	51,800	

（注）積算書および落札金額より按分計算により作成

（2）手 続

業務関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析および質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

（3）監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

収受員の常時待機人数等の見直しについて（意 見）

無人の自動収受機2台のモニタリングに当たり、主要部分である収受員作業員のシフト上、常時2名が事務所に待機して監視業務にあたっている。

しかし、自動収受機2台の監視は、有時の際には管理職である所長が対応することが可能であり、平常時においては一人に対応し得ると考えられる。また、不正防止の観点からは、料金収入の現金は定められた時間帯に複数人で確認すること、また、車両の通行量のカウンタは別のモニター（車種判別用踏板）で自動計算され料金収入の理論値が明確に出せることから、事後的に発見が可能である。

したがって、収受員のシフトについて合理化の余地があると考えられるため、検討されたい。

5．債務保証について

（1）概 要

平成22年度末現在、県が債務保証を行っている道路公社の債務は、伊勢二見鳥羽有料道路の建設および運営に係る長期借入金債務のみである（1.(8)参照）。

当該借入金の概要は次表のとおりである。

債務保証額（合計）：	3,480,000千円
債務保証期間：	借入日から返済日まで

借入先	用途	借入額	返済額	残高	借入条件	
政府	建設資金	2,500,000千円	2,294,429千円	205,571千円	元金均等方式（5年据置15年償還） 借入利率：無利子	*1
地方公共団体金融機構	建設資金	750,000千円	681,808千円	68,192千円	元金均等方式（5年据置15年償還） 借入利率：4.30%～6.95%（固定）	*2
(株)百五銀行	運転資金	115,000千円	-	115,000千円	元金均等方式（3年据置5年償還） 借入利率：Tibor+0.5%	*3
(株)三重銀行	運転資金	57,500千円	-	57,500千円	同上	*3
(株)第三銀行	運転資金	57,500千円	-	57,500千円	同上	*3
合計	-	3,480,000千円	2,976,237千円	503,763千円		

*1 借入年度：平成元～5年度 返済完了年度：平成20～24年度
 *2 借入年度：平成元～5年度 返済完了年度：平成21～25年度
 *3 借入年度：平成21、22年度 返済完了年度：平成29～30年度

（２）手続

業務関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析および質問等）を実施することにより、当該事務手続の合规性等を検証した。

また、債務保証の実行可能性について、平成22年度の財務諸表および附属明細書の閲覧、分析および担当者への質問により検討を実施した。

（３）監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について結果等を述べることとする。

債務保証の実行可能性について

政府および地方公共団体金融機構からの借入金は平成24年度から平成25年度に返済完了予定であり、当該時期において債務不履行となるリスクは非常に少ないと考えられる。

その他は市中金融機関からの運転資金借入金2億30百万円のみであり、これらは平成29年度から平成30年度に返済完了予定であるが、料金徴収期間満了前には運転資金の借換えが可能と見込まれるため、債務不履行に至るリスクは非常に少ないと考えられる。

また、借換え後の運転資金借入金については、3. で述べたとおり、無料開放時における損失の発生により県からの出資金の回収が一部なされなくなる可能

性は一定程度認められる状況であるものの、県からの出資金全額の 17 億 50 百万円を上回る不足額の発生等により債務不履行にまで至るリスクは、現時点では非常に少ないと考えられる。

以上より、県による債務保証の実行可能性は、現時点では非常に少ないと考えられる。

道路公社の借入先金融機関への債務保証書の交付について（結果）

県は、運転資金に係る市中金融機関との金銭消費貸借契約毎の単位で、債務保証書を道路公社経由で金融機関に対し交付しており、直接に金融機関に対しては交付していない。

本来、保証人の存在とその内容を確認する必要があるのは、主債務者よりもむしろ、物的担保がない状態で貸付を行わざるを得ないゆえに人的担保として債務保証を求める金融機関の方であるから、金融機関に対し直接その意思表示として当該書面の交付を行うべきであり、逆に、敢えてこのような間接的な手続を行う必然性はないと考えられる。したがって、債務保証書を借入先金融機関に対し交付する必要がある。

また、政府や地方公共団体金融機構からの借入金に対する債務保証書等の書類は、借入年度が古いためか書類の存在を確認できなかった。県は、これら書類について返済の完了年度までは書類を確実に保管する必要がある。

三重県信用保証協会に対する損失補償について

1. 三重県信用保証協会に対する損失補償の概要

(1) 出捐関係

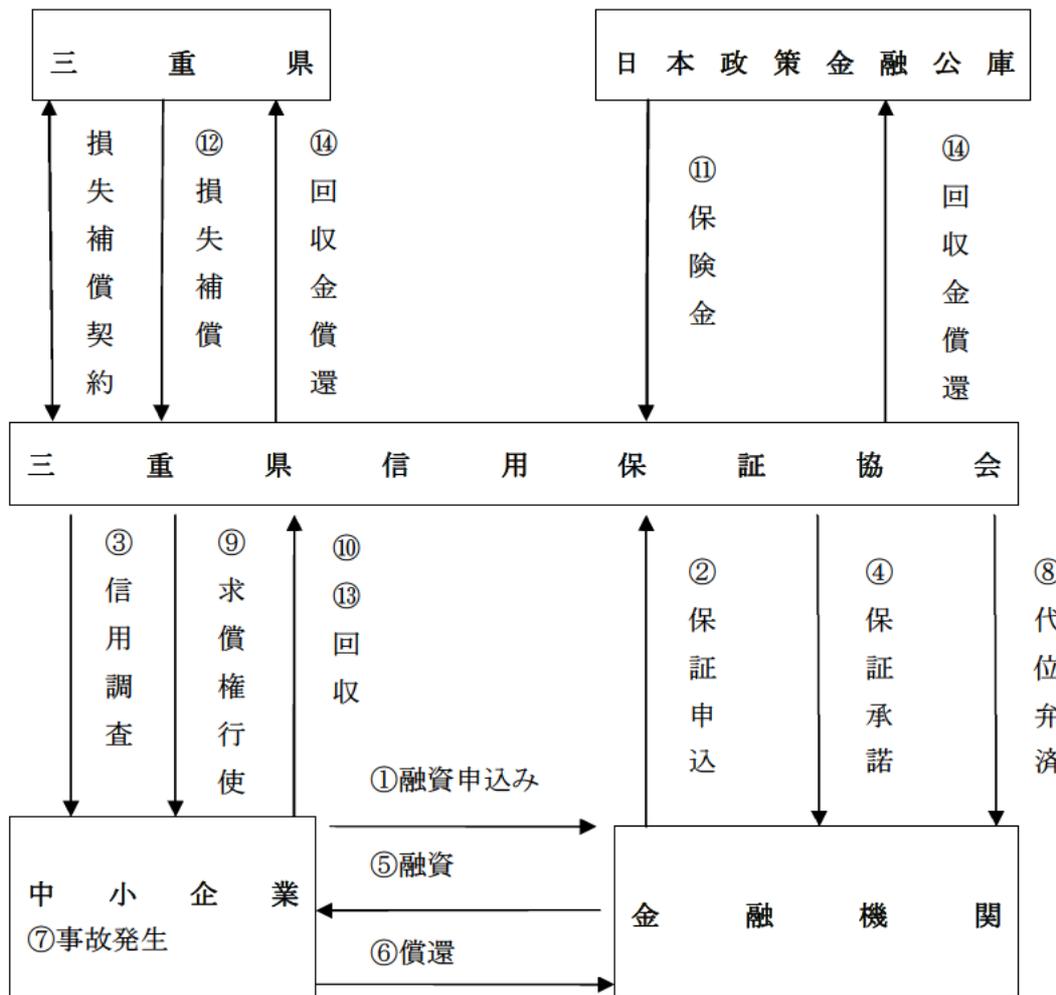
三重県信用保証協会（以下、「信用保証協会」という。）は県から出捐を受けており、出捐額は平成 23 年 3 月 31 日現在で 47 億 2,698 万 7 千円である。信用保証協会の基本財産に占める割合は 21.8% であり、他は市町村、金融機関、その他団体からの出捐である。

また、信用保証協会は平成 23 年 3 月 31 日現在において借入金がないため、県としての借入金に対する損失補償等はない。

(2) 損失補償補助金

制度の概要

県は、信用保証協会が金融機関に対して代位弁済した元利金から日本政策金融公庫の保険金および回収金を控除した額に、資金ごとの損失補償割合を乗じた額を限度として、予算の範囲内において補助金を交付し、もって中小企業者に対する金融の円滑化を図ることを目的としている。



信用保証協会は、金融機関に代位弁済を行った後、6ヶ月を経てもなお回収に至らないときは、その未回収金について、毎年12月末日までの分をとりまとめ、損失補償補助金交付申請・実績報告書により、翌年の1月10日までに県に交付申請および実績報告を行う。

② 損失補償対象資金、損失補償割合および損失補償期限

年度毎の損失補償対象資金、損失補償割合および損失補償期限は次のとおりである。

平成15年度（平成15年4月1日から平成16年3月31日）

資金名	損失補償割合	損失補償期限
経営革新支援資金	70%	平成25年3月31日まで

平成 16 年度（平成 16 年 4 月 1 日から平成 17 年 3 月 31 日）

資金名	損失補償割合	損失補償期限
小規模事業資金	50%	平成 29 年 3 月 31 日まで
三重県 C L O（中部 C L O）	50%	平成 24 年 3 月 31 日まで
経営革新支援資金	70%	平成 26 年 3 月 31 日まで

平成 17 年度（平成 17 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日まで）

資金名	損失補償割合	損失補償期限
小規模事業資金	50%	平成 30 年 3 月 31 日
経営革新支援資金	70%	平成 27 年 3 月 31 日

平成 18 年度（平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日）

資金名	損失補償割合	資金用途	損失補償期限
小規模事業資金	50%	運転資金	平成 26 年 3 月 31 日
		設備資金	平成 28 年 3 月 31 日
		不動産取得	平成 31 年 3 月 31 日
経営革新支援資金	70%	運転資金 設備資金	平成 26 年 3 月 31 日 平成 28 年 3 月 31 日

平成 19 年度上期（平成 19 年 4 月 1 日から平成 19 年 9 月 30 日）

資金名	損失補償割合	資金用途	損失補償期限
小規模事業資金 （特別小口扱い、過疎・東紀州 地域扱、特定事業扱い）	50%	運転資金 設備資金	平成 26 年 9 月 30 日まで 平成 28 年 9 月 30 日まで
経営革新資金	70%	運転資金 設備資金	平成 26 年 9 月 30 日まで 平成 28 年 9 月 30 日まで
創業者支援資金	50%	運転資金 設備資金	平成 26 年 9 月 30 日まで 平成 28 年 9 月 30 日まで

平成 19 年度下期（平成 19 年 10 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日）

資金名		損失補償割合	資金使途	損失補償期限
小規模事業資金 （特別小口扱い、過疎・東紀州地域扱い、特定事業扱い）	全部保証	50%	運転資金	平成 27 年 3 月 31 日まで
	部分保証方式	50%	設備資金	平成 29 年 3 月 31 日まで
	負担金方式	40%		
経営革新支援資金	部分保証方式	70%	運転資金	平成 27 年 3 月 31 日まで
	負担金方式	56%	設備資金	平成 29 年 3 月 31 日まで
創業者支援資金	創業関連創業等関連保証	50%	運転資金	平成 27 年 3 月 31 日まで
		10%	設備資金	平成 29 年 3 月 31 日まで

平成 20 年度（平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日）

資金名		損失補償割合	資金使途	損失補償期限
経営革新支援資金	部分保証方式	70%	運転資金	平成 28 年 3 月 31 日まで
	負担金方式	56%	設備資金	平成 30 年 3 月 31 日まで
創業・再挑戦支援資金	創業関連保証	50%	運転資金	平成 28 年 3 月 31 日まで
	創業等関連保証	10%	設備資金	平成 30 年 3 月 31 日まで

平成 20 年度（平成 20 年 12 月 22 日から平成 21 年 3 月 31 日）

資金名		損失補償割合	資金使途	損失補償期限
セーフティネット資金 （原材料価格高騰対応等緊急資金）	全部保証	10%	運転資金 設備資金	平成 33 年 3 月 31 日まで

セーフティネット資金(原材料価格高騰対応等緊急資金)に係る損失補償は、融資限度額 8,000 万円を 1 億円に拡大した増額部分の 2,000 万円(無担保保証部分に限る。)に係る代位弁済額に対して、県が負担するものとする。

平成 21 年度（平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日）

資金名		損失補償割合	資金使途	損失補償期限
セーフティネット資金 （原材料価格高騰対応等緊急資金）	全部保証	10%	運転資金 設備資金	平成 34 年 3 月 31 日まで

セーフティネット資金(原材料価格高騰対応等緊急資金)に係る損失補償は、融資限度額 8,000 万円を 1 億円に拡大した増額部分の 2,000 万円(無担保保証部分に限る。)に係る代位弁済額に対して、県が負担するものとする。

平成 21 年度（平成 21 年 12 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日）

資金名		損失補償割合	資金用途	損失補償期限
再チャレンジサポート 資金（緊急保証つなぎ 資金扱い）	全部保証	10%	運転資金	平成 27 年 3 月 31 日まで

平成 22 年度（平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日）

資金名		損失補償割合	資金用途	損失補償期限
セーフティネット資金 （緊急資金）	全部保証	10%	運転資金 設備資金	平成 35 年 3 月 31 日

セーフティネット資金（緊急資金）に係る損失補償は、融資限度額 8,000 万円を 1 億円に拡大した増額部分の 2,000 万円（無担保保証部分に限る。）に係る代位弁済額に対して、県が負担するものである。

平成 22 年度（平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日）

資金名		損失補償割合	資金用途	損失補償期限
再チャレンジサポート 資金（緊急保証つなぎ 資金扱い）	全部保証	10%	運転資金	平成 28 年 3 月 31 日

平成 23 年度（平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日）

資金名		損失補償割合	資金用途	損失補償期限
再チャレンジサポー ト資金	全部保証	10%	運転資金	平成 36 年 3 月 31 日
	部分保証方式	50%		
	負担金方式	40%		

2. 損失補償補助金の確定手続について

(1) 概要

県は次の手続にしたがって、損失補償補助金額を確定している。

交付決定、実績報告において補助対象リストが、信用保証協会より、提出される。

補助対象リストの代位弁済額、保険金額および回収額等を添付資料により確

認する。

信用保証協会に県担当者が訪問し、保管されている書類を確認しながら、各案件について代位弁済に至った経緯と現在の状況の聞き取りを行う。

県の決裁過程においては、県担当室長が確認のうえ、確認印を押印する。

(2) 手 続

損失補償補助金の確定手続について、関係書類を入手し、閲覧、分析および質問等を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

県における聞き取り調査について（意 見）

平成 22 年度の損失補償補助金の確定手続は(1)概要のとおりであり、監査の結果、特段の問題点は検出されなかったが、県における信用保証協会での聞き取りに関して、制度の趣旨を担保するためにも必要な聞き取りポイントを網羅したチェックリスト等の作成・活用が望まれる。

3. 損失補償実績および損失補償対象融資残高について

(1) 概 要

過去 5 年間の損失補償実績は以下のとおりである。

(単位：円)

支払年度	資金名	実行年度	件数	金額
平成 18 年	小規模事業資金	平成 16 年	6	3,086,427
	小規模事業資金	平成 17 年	4	2,462,215
	経営革新支援資金	平成 16 年	1	1,926,404
	三重県 C L O	平成 16 年	1	1,436,647
平成 18 年合計			12	8,912,693
平成 19 年	小規模事業資金	平成 16 年	10	4,929,693
	小規模事業資金	平成 17 年	10	5,842,990
	小規模事業資金	平成 18 年	5	2,213,034
	経営革新支援資金	平成 15 年	1	591,111
	経営革新支援資金	平成 16 年	1	1,681,120
	経営革新支援資金	平成 17 年	2	3,364,206
平成 19 年合計			29	18,622,154
平成 20 年	小規模事業資金	平成 16 年	4	884,879
	小規模事業資金	平成 17 年	17	7,592,130
	小規模事業資金	平成 18 年	29	20,887,875
	経営革新支援資金	平成 18 年	5	9,864,489
	三重県 C L O	平成 16 年	2	4,760,525
平成 20 年合計			57	43,989,898
平成 21 年	小規模事業資金	平成 16 年	4	752,722
	小規模事業資金	平成 17 年	12	5,383,664
	小規模事業資金	平成 18 年	47	25,717,943
	小規模事業資金	平成 19 年	1	1,080,663
	経営革新支援資金	平成 15 年	1	1,102,340
	経営革新支援資金	平成 16 年	1	1,085,075
	経営革新支援資金	平成 17 年	1	1,534,824
	経営革新支援資金	平成 18 年	5	9,651,809
	三重県 C L O	平成 16 年	2	4,730,582
	セーフティネット資金	平成 20 年	1	400,000
平成 21 年合計			75	51,439,622

平成 22 年	小規模事業資金	平成 16 年	5	915,620
	小規模事業資金	平成 17 年	8	4,431,889
	小規模事業資金	平成 18 年	25	9,786,291
	経営革新支援資金	平成 16 年	2	1,472,517
	経営革新支援資金	平成 18 年	1	2,766,824
	経営革新支援資金	平成 20 年	1	1,877,226
	三重県 C L O	平成 16 年	1	761,329
	セーフティネット資金	平成 20 年	5	1,938,402
平成 22 年合計			48	23,950,098

信用保証協会の代位弁済額と県の損失補償額の推移は、以下のとおりである。

(単位：千円)

	信用保証協会の 代位弁済額	県の損失補償額	損失補償後に 県へ返納された金額
平成 18 年度	83,835	8,913	156
平成 19 年度	169,431	18,622	153
平成 20 年度	404,732	43,990	341
平成 21 年度	477,629	51,440	657
平成 22 年度	296,332	23,950	1,256

平成 22 年度の信用保証協会における県の損失補償対象代位弁済のうち、1 年以内に代位弁済が生じ、県に損失補償補助金請求がなされたものは以下のとおりである。

(単位：千円)

代位弁済までの期間	件数	代位弁済額
11 ヶ月	2 件	37,277
9 ヶ月	1 件	18,920
8 ヶ月	1 件	16,273
6 ヶ月	1 件	19,636
5 ヶ月	1 件	19,373
合計	6 件	111,480
代位弁済総額 (損失補償対象)		296,332

平成23年3月31日現在の損失補償対象融資残高は以下のとおりである。

(制度融資名)	(残高)
小規模事業資金	3,045,305千円
経営革新	670,209千円
新産業創造	55,967千円
創業支援・再挑戦	35,393千円
セーフティネット(原材料価格高騰対応等緊急資金)	8,005,232千円
合計	11,812,107千円

過去5年間の損失補償対象融資残高の推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

	H19年3月	H20年3月	H21年3月	H22年3月	H23年3月
損失補償 対象融資残高	32,770,852	26,889,993	16,514,405	16,469,644	11,812,107

(2) 手続

損失補償実績に関する関係書類を入手し、閲覧、分析および質問等を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

県の関与の必要性について(意見)

平成22年度の損失補償対象代位弁済は、経済対策として実施したセーフティネット資金(緊急資金)が多くの企業に利用された影響により、融資実行から1年以内に代位弁済に至り、県に損失が発生したものは件数で12.5%、金額で37.6%となっている。

三重県中小企業融資制度は、民間金融、信用保証制度の枠組みを活用して実施されている制度であることから、それぞれの中小企業者等に制度融資を行うべきかどうかの判断は、金融機関における融資審査および信用保証協会における保証承諾審査にて行われ、県は信用保証協会に対して損失補償を行うのみとなってい

る。

そのため、県では、個々の融資案件の融資審査・保証承諾審査が適切に遂行されているかどうかを随時モニタリングすることは困難であることから、毎年1月に信用保証協会から損失補償補助金交付申請書・実績報告書が送付されて、はじめて、損失補償額および損失補償対象の代位弁済額を把握できる。

県の融資制度が信用力の低い中小企業に対する金融の円滑化を図ることを目的としていることを考慮しても、予算の進捗状況を把握するためには、期中に損失補償対象融資に係る代位弁済の発生状況をモニタリングする必要があると思われる。

三重県離職者等緊急生活資金融資に係る損失補償について

1. 三重県離職者等緊急生活資金融資に係る損失補償の概要

県と社団法人日本労働者信用基金協会（以下、「労働者信用基金協会」という。）および東海労働金庫は、「三重県離職者等緊急生活資金融資要綱」に基づき、労働者信用基金協会が行う債務保証に係る損失補償契約を締結している。

すなわち、労働者信用基金協会と東海労働金庫との間で締結した「債務保証基本契約」に基づき、労働者信用基金協会が代位弁済したことにより損失が生じた場合に、県は、本労働者信用基金協会に対して、4,000万円を限度として、損失額の5分の4に相当する額を補償する（平成23年度は補償限度額を200万円に引き下げた）。

なお、平成20年度の制度創設以来、県による損失補償は生じていない。

2. 労働者福祉対策資金（三重県離職者等緊急生活資金）について

（1）概 要

制度の趣旨

急激な経済変動、景気悪化に伴い、勤務先の理由による離職や賃金不払等による収入の減少で影響を受けた県内に居住する労働者に対して、今後の生活の維持または求職活動等のために必要となる生活資金を融資し、労働者の生活の安定および福祉の向上に資することを目的としている。

融資対象者

融資を受けることができる者は、勤務先の理由により離職した者、または勤務先の事情による賃金不払等により収入が減少した者で別に定める要件に該当する者とする。

融資の条件

- ・ 貸付限度額
100万円（単身者の場合は50万円）
- ・ 貸付利率

年利 1.5%

・貸付期間

10 年以内（元金据置期間 6 ヶ月を含む）

・返済方法

元利均等月賦償還、または元利均等月賦償還および元利均等半年月賦償還の併用

・保証

連帯保証人 1 名（労働者信用基金協会が定める要件を備える者）

資金の措置

県は貸付要綱に基づく資金を、東海労働金庫に対し予算の範囲内で預託するものとし、その預託利率は、東海労働金庫の定める普通預金無利息型（決済用資金）とする。

東海労働金庫は、同額の自己資金を加えて融資目標額を設定する。
預託金の推移は下表のとおりである。

平成 20 年度	2,000 万円
平成 21 年度	2,500 万円
平成 22 年度	2,500 万円
平成 23 年度	1,000 万円

融資実績の推移

融資実績の推移は下表のとおりである。

平成 21 年度	1,215 万円
平成 22 年度	-
平成 23 年度	-

融資残高の推移

融資残高の推移は次表のとおりである。

平成 21 年度	1,125 万円
平成 22 年度	956 万円

労働者福祉対策資金（離職者等緊急生活資金）制度は平成 21 年 3 月に創設されたが、平成 21 年 10 月に国の融資制度である、総合支援資金融資（生活福祉資金）と住宅手当緊急特別事業が創設されたこともあり、平成 22 年 2 月以降融資実績はない。

（ 2 ）手 続

労働者福祉対策資金（離職者等緊急生活資金）制度に関する関係書類を入手し、閲覧、分析および質問等を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

（ 3 ）監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

労働者福祉対策資金（離職者等緊急生活資金）融資制度について（意 見）

離職者等緊急生活資金融資の実績は、平成 21 年 3 月から平成 23 年 9 月までに 1,215 万円発生しているのみであるが（（ 1 ）概 要 参 照）東海労働金庫に対しては平成 20 年度以降、毎年 1,000 万円から 2,500 万円の預託が行われており（（ 1 ）概 要 参 照）結果として機会損失（当該資金を他に運用したとすれば得られた運用益）が発生していることになる。限られた予算の有効活用が望まれる。

融資を促進するために融資条件を変更して借りやすい制度にするか、制度の存続意義がなくなっているのであれば、制度の廃止も視野に入れて検討すべきであると考えられる。

損失補償・債務保証の管理等について

1. 損失補償・債務保証の管理について

(1) 県から損失補償・債務保証を受けている団体の把握について

県から損失補償等を受けている団体を把握するに当たって、主に次の資料を閲覧した。

財政状況等一覧表（県総務部予算調整室が県ホームページにて公表）の「地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況」

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（以下、「財政健全化法」という。）に係る健全化判断比率の算定結果資料のうち、将来負担比率の分子となる将来負担額（設立法人の負債額等負担見込額）の内訳

新地方公会計制度に基づく財務書類4表（総務省方式改訂モデル）のうち、貸借対照表の注記事項（2 債務負担行為に関する情報 債務保証又は損失補償）

また、上記で把握できたもの以外に、県が損失補償等を行っているものがないかを質問した。その結果、把握できたものが、「第2 県から損失補償等を受けている団体に関する損失補償等の概要」にて記載した団体である。

(2) 損失補償等の管理について（意見）

県は外郭団体等に対する損失補償等の金額について、財政健全化法における健全化判断比率の算定等のために集計している。

損失補償等の契約締結は当面の財政支出を伴うものではないことから損失補償等の残高は増加しやすい傾向にあり、また、損失補償等は損失補償等を受けた団体の破綻等が発生した場合に顕在化し、県は予期せぬ財政上の負担を負うという意味において発生の時期、金額が不確定な債務である。

したがって、損失補償等の円滑な管理を行うために、関係各部局において、連携が図れるよう検討を行うことが望ましい。

2. 会計基準への準拠性について（意見）

今回、監査対象とした団体が作成する財務諸表が会計基準に準拠しているかについて、主に各団体が作成している財務諸表等の閲覧、質問等により確かめた。

各団体において会計基準への準拠性に疑問のある会計処理が散見された。財務諸表は、団体の財政状態を把握し、損失補償等の実行可能性を判断するための重要な情報のひとつである。損失補償等の管理と同様に、各担当部局は、各団体が所定の手続により承認された財務諸表を入手するだけでなく、各団体が作成する財務諸表が適正な会計基準に準拠して作成しているか等今後一層の指導を行われたい。

3. 貸借対照表における損失補償等の注記事項について

新地方公会計制度に基づく財務書類4表（総務省方式改訂モデル）のうち、平成21年度末貸借対照表の注記事項として、以下の事項が記載されている。

「 2 債務負担行為に関する情報 債務保証又は損失補償 60,121,126 千円 」

損失補償等の注記は、一般的に、現時点での債務ではないが（貸借対照表には計上されないが）、将来債務となる可能性があるものとして、財務内容を判断するうえで重要な注記であると考えられる。

現状の注記は、このような損失補償等が601億円もあるという情報である。平成21年度末の貸借対照表の資産のうち、たとえば基金等は908億円、現金預金は335億円であるため、損失補償等の金額についても、その重要性が伺える。

この損失補償等の注記については、次の課題を挙げることができる。

（1）注記金額の正確性について（結果）

損失補償等の注記金額601億2,112万6千円のうち、実際には損失補償等には該当しないもの（債務負担行為のうち「物件の購入等」に係るもの等）が含まれていることなどから、365億1,713万8千円が過大に計上されており、現状の方法による正確な注記金額は、236億398万8千円になると考えられる。

これは、新地方公会計制度における財務書類の作成指針となる「新地方公会計制度実務研究会報告書（平成19年10月総務省）」（以下、「総務省報告書」という。）などの解釈や債務負担行為の区分の誤り等に起因するものと考えられるが、損失補償等の注記の重要性を鑑みると、注記金額を正確に算定する必要がある。

(2) 注記金額についての補足説明の必要性について(意見)

損失補償等の注記金額は、毎年度の予算上の債務負担行為の限度額の累積額を基に記載されているものであり、当該損失補償等に係る債務の一部が返済されたとしても、限度額が修正されることはなく、実際の債務残高とは異なっているとのことである。

「第2県から損失補償等を受けている団体に関する損失補償等の概要」にて記載した金額は債務残高であり、この金額と大きく異なっていることになる。また、前述した財政状況等一覧表や財政健全化法の健全化比率の算出に用いているのも債務残高である。

年度末時点において、県が損失補償等の実行により負担を負うリスクがあるのは債務残高であり、債務負担行為の限度額は補完的な情報であると考えられる。

同じ損失補償等に関する情報として、大きく異なる金額を開示することは、県民等の利害関係者に対して誤解を与えかねないため、財務書類4表(注記事項含む)において、注記事項の内容について補足的に説明することが望ましい。

(3) 附属明細書(債務負担行為明細表)の作成・公表について(意見)

総務省報告書によれば、債務負担行為の相手先別内訳を附属明細書(債務負担行為明細表)に記載するものとなっているが、現在、県においては、このような附属明細書が作成・公表されていない。総務省報告書に掲げられている附属明細書のひな型によれば、損失補償等について、相手先別に記載することとなっており、附属明細書(債務負担行為明細表)についても、作成・公表されることが望ましい。

第4 利害関係

包括外部監査の対象としての特定の事件につき、私には地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。